

近世公家社会における避諱と改名

林 大 樹

はじめに

日本の歴史学における名前研究は、星野恒に始まる。⁽¹⁾穂積陳重による実名敬避俗の研究は偉大な業績だが、歴史学的に実証的とは言いがたい面もあり、扱いは慎重を期す。一方、飯沼賢司は人名の変化から「中世的イエ」の成立を解析した。⁽²⁾前近代において名前は自由につけることの出来るものではなく、各々の所属する社会集団ごとの慣習に規定されていた。名前は十分歴史資料になり得る素材といえる。⁽⁴⁾平成八年（一九九六）六月の比較家族史学会第二十九回研究大会では「名前と社会」をテーマとしたシンポジウムも開かれている。⁽⁵⁾

一方、近世公家社会の名前についての研究は未開拓である。古代・中世と天皇は廷臣に対し、反逆者への強制改名と、自発的改名¹¹避諱を促す命名権、改名許可権を有していた。近世ではどう

だったのか。本当天皇の諱を避けていたのか。豊田国夫の禁忌研究も、『古事類苑』⁽⁶⁾に基づいたことによる史料制約から、近世の名前について十分に明らかにし得ていない。本稿では、改名の構造と、避諱による改名の実態を明らかにし、近世公家社会におけるその意義を考察する。

第一章 改名の実態

一、改名の構造

本稿では、近世の公家社会における改名の実態を確認するにあたり、応永五年（一三九八）から明治二年（一八六九）までの四七一年間を対象期間とし、延べ一三九八件を抽出した（表1）⁽⁸⁾。そのうち、改名の年が判明したものは一〇七一件、年不詳は三二七件である（図1）。改名件数は、全体の傾向として江戸時代初期

に減少し、寛文頃から増加に転じている（【図2】）。

公家衆は款状⁽⁹⁾という文書形式で改名を申請し、宣旨によって許可されていた（【図3】）。中世後期から近世初期にかけては、改名手続きの混乱が見られた。永正三年（一五〇六）に正親町実枝が実胤と改名した際、「改名事、近代不及宣下」とされ、天正十三年（一五八五）に久我季通が敦通と改名した際は、通常外記宣旨であるところ弁官局から宣旨が出された⁽¹¹⁾。寛文頃は、断絶した旧家の再興や新家の創立が相次ぎ、公家社会成員の全体数が増加している時期でもあり、改名の増加も朝廷の再編と連動した動きと考えられる。

また公家衆は改名に際して、家礼関係にある撰家に事前相談している。その結果「即日」あるいは後日勅許となると、改めて撰家へ御札に参上している。

史料1『内前公記』宝暦七年（一七五七）八月条

六日、乙丑、晴陰不定晚來雨、（中略）園池上野権介來、改名款状九日十三日之間、可出哉被尋、勝手次第之旨答了、
七日、丙寅、天晴、（中略）園池上野権介改名款状持参一覽了、返之、弥九日被差出ト云々、（後略）

史料2『輝良公記』天明四年（一七八四）九月三十日条

三十日、壬午、陰、

基胤朝臣入來、依所存改名師基過⁽¹²⁾状持参、示無子細旨了、又入來、依請被聞食礼也、（後略）

【史料1】は園池氏精が改名に際して家礼関係の近衛内前に改名款状の提出日時を相談しているものである。【史料2】は壬生基胤が家礼関係の一条輝良に改名の款状を確認してもらい、勅許となった御札に参上した記録である。堂上公家衆は名前に関しても家礼関係を通して撰家の認可を受けていたことがわかる。

一方、地下官人である壬生重経や若江家でも改名に款状を用いていた。

史料3『狩野亨吉氏蒐集文書』十一・改名款状案

（款状略）

從中御門大納言資熙卿改名之款状可令持参直禁裏由、以書状仰給、即着状衣束令持参款状、中麿書之無懸紙表書美紙ニテ包之、有暫即改名、勅許之由仰給、即令退出了、

延宝四年（一六七六）重経は季連への改名にあたり議奏の中御門資熙から款状で申請するよう命ぜられたという。重経は当時昇殿を許される六位藏人であり、若江家の場合には代々伏見宮家に殿上人として仕え院昇殿をも許されており、ともに地下でありながら殿上人であるという特殊なケースであった。

史料4『大外記師充記』宝曆四年(一七五四)二月二十八日条

廿八日 申、(中略)

一、掃部寮平岡掃部助藤原俊榮今度改名、利一改度口状書此間被差出、即今日右口状書之通兩頭油小路(無別)・清閑寺(無別)以使差出、記左、

「 口状覚

「 口状

一、此度俊榮儀所存御坐候

一、助藤原俊榮

仍利一改名仕度奉願

一右改名利一ト相改申候

此旨宜御沙汰奉頼候、以上一仍御届申候、以上

二月 助藤原俊榮

一 二月 大外記

「 大外記殿

「

」

【史料3】の上段は外記方官人の平岡俊榮が大外記の押小路師充に述べた改名の口状覚で、下段はこれを藏人頭兩人へ報告した際の口状である。地下官人は所属の上官へ改名を報告するのみで、勅許は不要だった(【図4】)。これらを鑑みると、款状で申請し改名勅許を蒙るのは殿上人の証であり特権でもあったといえる。但し地下も改名の報告義務を有しており、堂上・地下はともに官位叙任において重要な諱を統制・管理されていた。

また公家衆の改名許可は幕府に諮る必要のない朝廷の専決事項だった。改名許可権は近世天皇の「権力」の一つといえる。

二、改名のタイミング

次に、改名のタイミングを六つに分類した(【図5】)。

①上位者の諱を避ける改名(後述)

②上位者からの偏諱授与・拝領

これは近世では少ない。公家社会内部では近衛家から広幡家へ、一条家から醍醐家へ偏諱を与えている例等が見られるものの、武家からの偏諱授与は江戸時代には摂家の二条家のみで、これは將軍家「有識御師範之家」のためであるとされる。一方近衛家のみ天皇から諱を拝領しているが、これは「摂家随一」のためとされている。⁽¹⁹⁾親王も宣下時に諱を拝領することを鑑みると、⁽²⁰⁾摂家に近衛家重視の表れといえるのではないか。⁽²¹⁾

③叙爵・元服の際の改名

④養子入り後の改名

元服前に叙爵された者が諱を命名されるも、元服に際して改名することがある。また、通字△の家で叙爵された者が通字☆の家へ養子に入ると改名することもあった。

史料5『紀光卿記』⁽²²⁾明和六年(一七六九)三月十五日条

十五日、戊戌、(中略)此日櫛笥中納言隆望 男康基從五位下 改名隆行忠 久云々、実石井前中納言卿 一男也、去月廿八日為隆望卿養子云々、

石井行忠の次男は叙爵に際して祖父の諱行康から一字とって康基と名乗るが、櫛笥隆望の養子となるに際して櫛笥家の通字に因み隆久と改名した。また、この改名は養子入り直後ではなく数年ヶ月から数年を隔てるが多かった。

⑤ 改姓・改号に際しての改名

元禄十三年（一七〇〇）波多基親が六角と改号した際、一条兼輝の仰せを受けて絶家・六角家継承を主張するためその通字であった「通」の字を採り益通と改名した。⁽²⁴⁾宝暦四年（一七五四）紀姓の真継仲弘が齋部へ改姓する際には、摂政の一条道香から「致改姓候ハ、改名も致可然之由」を命ぜられ、親弘と改名している。⁽²⁵⁾④と類似の事例といえる。

⑥ 個人的な意思による改名

延宝八年（一六八〇）に一条内房が冬経と改名したのは関白経験者の一条冬良ら先祖にあやかったもので、⁽²⁶⁾元禄十一年（一六九八）に更に兼輝と改名したのは、子沢山の一条兼良らにあやかったものだった。⁽²⁷⁾この二度の改名は修身齐家・子孫繁栄のためであると指摘されている。⁽²⁸⁾元禄二年（一六八九）に東園基茂が基長と改名したのは太政大臣あるいは権大納言任官者に「長」の字が多かったためであり、⁽²⁹⁾享保八年（一七二三）に日野西兼栄が資敬と改名したのは、「資」の字を用いていた絶家・日野西家の継承を主

張するものだった。⁽³¹⁾明和四年（一七六七）に柳原光房が紀光と改名したのは、家職であった紀伝道の継承をアピールするためといえる。⁽³²⁾

以上の改名は、通字によって「イエ」の連続性をアピールしたり、改名を通して家格の上昇や権威付けをはかったりするものといえる。

第二章 避諱の実態

一、前近世（十六世紀）

本章では避諱の実態について考察していく。【表2】は天皇ごとの改名事例を列挙したものである。

奈良以前の日本にも実名敬避俗の風習はあったが、⁽³³⁾律令制の導入とともに避諱の制度化も図られるようになった。⁽³⁴⁾平安時代になると、日本人の諱も漢風の縁起の良い漢字二字が主流となり、⁽³⁵⁾一族兄弟で同じ字を共有する通字の風習も現れた。⁽³⁶⁾鎌倉時代には、武家社会で偏諱授与が始まる。後醍醐天皇が足利尊氏へ偏諱を授与することで公家社会内部へも偏諱授与の風習が浸透し、室町時代には足利將軍家から公家衆への偏諱授与も始まる。⁽³⁷⁾反対に將軍諱字の使用も禁止されるようになった。⁽³⁸⁾『名字弁』（文化十二年刊行）に引かれた「或書」がこの状況を的確に述べている。

史料6 『名字弁』⁽³⁹⁾ 十二丁

(前略) 又或書尔。皇上御名、世以偏諱。記曰。二名不_レ偏諱_一。(中略) 按源尊氏掌_二握天下一_一驕奢日長。然當時猶有_二同字者_一。

a (足利義滿) 鹿苑院相國以来不_レ許_三觸_二犯片字_一。雖_二執柄家_一承_二彼許_一以得_二二字_一爲_レ榮。況於_二凡庶_一乎。蓋偏_二諱彼名_一豈不_レ偏_二諱_一。

諱皇上御名一乎。以_レ是、後光嚴帝以降無_二同字者_一歟。未_レ考_二其證_一。只享德二年源義成以_レ避_二皇嗣_一御門之御名_二改_二義教_一。然藤原成冬以_レ得。義成當時之字不_レ改。彼是不_レ一時勢可_レ知。

續而後陽成帝受禪。卜部兼和改_二兼見_一。明正帝受禪。平時興改_二時庸_一。後西院帝踐祚。藤原教良。同宗良。源俊良。藤原隆良等。改_二輔條景豊等字_一。始見_二偏諱_一。寶永四年以来。立_二皇嗣_一則

避。以_レ是可知_下偏諱非_二朝廷全盛之故實_一。起_二武臣奢侈之餘_一矣とありて。(中略) 此論誠にしかるべし。後醍醐天皇の大御名乃一字を源尊氏がたまはりし事。太平記に見えたり。是らよりぞ偏諱乃ことはおこりけんかし。(後略)

傍線部 a 以下によれば、足利將軍家からの偏諱授与や避諱改名が行われるようになったため、天皇に対しては避諱改名をするようになった、としている。ただし戦国時代になると、將軍家の權威低下によって將軍偏諱を棄てる公家もおり、一方で織田信長の偏諱を授与される者も現れた。⁽⁴⁰⁾

二、近世前期(十七世紀)

後陽成(和仁↓周仁)や後水尾(政仁)に対する避諱は具体例に乏しく明らかにし得ない。明正(興子)は後水尾の俄かの讓位によって急遽踐祚した女帝であったが、同字を有していた平松時興は踐祚の翌年まで改名していなかった。

次の後光明(紹仁)の場合、急死してから避諱の問題が発生した。

史料7 『宣順卿記』⁽⁴¹⁾ 承応三年(一六五四)十月五日条

五日、雨下、(中略) 自_二殿下_一資熙可参之由有御使、則伺候、御命云、院宣_a京極局_b亡主_c准后_d院号_e宣下_f院号消息宣下、此度初例、可為上卿三条中納言_g實教_h弁資熙_i以密義_j院_k禪_l給_m可有御沙汰_n之旨、以園前大納言被仰下_o内々雖禪給無御沙汰_p此仰之旨行_q三黃許_r可傳仰由殿下御命也、仍向_s三黃_t、(中略) 此次而京極局名字継子、

亡主御諱紹_u同訓不可然之由申之_v後日改光子_w、壬生院_x此院号院御准_y后院号等消息_z宣下不可然、無消息、只口ツカラ可仰旨被命、外記ニハ参_{aa}内、次而召寄可仰云々、(後略)

後光明の生母・京極局は、後光明の養母となった徳川秀忠の娘・東福門院への遠慮から女院宣下を憚られていたが、後光明没後、秘密裡にそのことが行われることとなり、加えて後光明の亡くなる数ヶ月前に宣下日を遡及することになった。そこで文章博士の

後光明の生母・京極局は、後光明の養母となった徳川秀忠の娘・東福門院への遠慮から女院宣下を憚られていたが、後光明没後、秘密裡にそのことが行われることとなり、加えて後光明の亡くなる数ヶ月前に宣下日を遡及することになった。そこで文章博士の

高辻良長が京極局の諱を勘申するよう命ぜられ、その結果良長は「継子」を撰んだ。⁽⁴²⁾しかし【史料7】傍線部bによると、日記の記主・中御門宣順はこの諱「継子」を後光明の諱と同訓であり「不可然」と難じたため、「光子」と改名することになったという。漢籍に詳しいはずの文章道の高辻家でさえ避諱の認識に乏しかったことになる。

後西(良仁)は、始め官家を相続しながら後光明の急死に伴い急遽践祚した中継ぎの天皇である。同字を有する公家衆は践祚の翌年に順次改名していった。例えば内大臣の一条教良は『公卿補任』等によれば後西の践祚直後に教輔と改名したことになるもの、実際に改名の手続きが行われたのは践祚翌年のことだった。⁽⁴³⁾中継ぎの天皇であっても諱は避けるべきであるという、天皇避諱への意識を高めることに繋がったと考えられる。

霊元(識仁)・東山(朝仁)については同字・同訓を有する公家衆がいなかった。ただ、霊元は東山の諱勘申にあたって訓の吉凶ばかり気にしており、⁽⁴⁴⁾廷臣のみならず武家も称する「朝臣」の字であることは考慮していない。

以上、当該期の避け方は不統一であり、そこには不規則な皇位継承と公家社会内部での避諱観念の不徹底が背景にあったと考えられる。

二、近世中期(十八世紀)

(一)

宝永四年(一七〇七)四月、儲君・長官(のち中御門天皇)が親王宣下を蒙り、慶仁と諱を賜わるが、同字を有する公家衆は数日に続々と改名をしていった。

史料8 『百一録』⁽⁴⁵⁾宝永四年(一七〇七)四月・五月条

廿九日、^(四)儲君御方、有親王宣下、上卿二条内大臣、^(稱平)勅別當徳大寺大納言、奉行頭中將、^(油小路陸奥)經慶卿改經敬、^(勤修寺)儲君御諱慶仁、依避之也、

朔日、^(五)(中略)隆慶卿改隆賀、^(師範)季慶朝臣改季通、依避御諱也、

これ以降儲君親王への避諱が始まる、という点は、前出の【史料6】『名字弁』所引「或書」の指摘(傍線部b)とも合致している。

この頃、天和三年(一六八三)に立太子礼が再興され、貞享四年(一六八七)には大嘗会が再興、それまでの兄弟相続に代わり直系相続が連続するようになった。宝永五年には慶仁親王の立太子や幸子女王の立后が行われ、翌年には東山が慶仁へ譲位して院政を開始している。東山の権威化の動きの一環として、儲君に対する避諱も位置づけられるのではないか。また当時の左大臣で直後に閑白となる近衛家熙は「天子ノ諱ハ、一字モ犯スコトハ禁法

ナリ」⁽⁴⁶⁾と述べており、天皇への避諱を重視する主張も現れた。その後の桜町(昭仁)以下は、儲君親王に対する避諱慣習の定着化が進んだ。

(一)

宝暦十二年(一七六二)の二月から三月にかけて、過去の大臣と同訓の地下二十名に対して改名が命ぜられ、安永二年(一七七三)二月には、公家社会内部で同名の者がいる地下九名に対して改名が命ぜられた【表3・4】。

史料9 『大外記師資記』⁽⁴⁷⁾ 宝暦十二年(一七六二)三月五日条

五日、己亥、晴、(中略)

一、今日日野頭左中辨依招参之処、先日指出候外記方催名乘大臣名^二有之^二附相改候書附其通^二而宜り候間、議 奏・両頭へ可相届由被令畢、

一、則左之通切紙ニ書附、如何以使者相届、議 奏^{葉室前大納言(雅香)}・^{飛鳥井前大納言(雅香)}・^{庄橋兼胤、神小路公文}両頭、日野頭左中辨資枝朝臣、^{榑箭頭中将隆望朝臣}等江相届之処、各被落手、尤^{庄橋兼胤、神小路公文}両傳、奏関東留主ニ附議 奏江相届者也、

(書付略)

右之通相届、尤訓改之書附者議 奏へ者不及届、両頭畢也、改名者両方共相届者也、

史料10 『大外記師資記』安永二年(一七七三)二月十日条
十日、己巳、晴、

一、今日依招参非藏人(口脱力)江、^(藏人頭)両貫首鳥丸頭弁光祖朝臣・日野頭弁資矩朝臣等面會被命、此度地下之事名乘同名有之給間、一統改名被仰付、

大舍人寮 ^(倉光)忠篤 ^(徳田)大膳職 ^(徳田)久弘 ^(徳田)陣官人 ^(徳田)久雄
使口 ^(前中)與直 ^(小迫)兵庫寮鼓師 正直 ^(富島)元善
右改名被仰付、来十四日・五日迄可相届旨也、(後略)

史料⁽⁴⁸⁾的制約からこの二件を藏人頭に命じた主体は不明である。過去の大臣や現任の同名者を避諱する事例はこれ以前も見られた⁽⁴⁹⁾が、多くは散発的かつ自発的なものであり、このような一斉改名は見られなかった。

宝暦八年(一七五八)に宝暦事件が発生、同十二年には桃園天皇が二十二歳で急死、明和七年(一七七〇)には後桜町女帝の跡を承けて後桃園天皇が十三歳で踐祚しており、宝暦期は公家社会において上下秩序の弛緩が目立つ時期でもあった。⁽⁵⁰⁾禁字政策には人々を規制し分断する側面があったという今野真の指摘を鑑みる⁽⁵¹⁾と、この強制改名は、朝廷内の動揺を抑え上下秩序を再編する意図があったのではないかと考えられる。

安永八年(一七七九)後桃園の急死によって閑院宮家から光格天皇が皇位を継承する。若年の光格は踐祚に先立ち「師仁」での

親王宣下を予定されたが、花山天皇(師貞)に触犯することや、「諸人」「死人」に音が通じることを一部から問題視されたため、急遽別候補の「兼仁」に変更された。しかしその結果、広橋家・卜部氏・楽人東儀家の通字「兼」が使用不能となる。

史料11 『柳原紀光日記』(53) 安永八年十一月二十五日条

廿五日乙巳、晴、時々陰、(中略)今夕為避御諱人々改名、以款状申請云々、案可尋續、

(交名略)

右之外地下改名等不〔有脱力〕暇注者也、今日儀同三司(廣橋)勝、申入于准后前(近衛)関白(内前)云、彼家兼字一代・光字一代相雜用名字流例也、兩代同字相用、皆以不吉也、御七代之間可避御諱者、此後兼之字替于勝之字、与光字相雜可用云々、(後略)

広橋家は兼の字と光の字を代々交互に使用していたが、兼の字を勝の字に変えることを余儀無くされた。しかし孫の勝陳は後に勝も光も含まない胤定と改名するなど、改名方法も変容していった。避諱を徹底させた結果、堂上公家衆・地下官人合わせて四十三名もの大量改名者を出すこととなった。

(三)

当該期の避諱・改名観念を確認しておく。

史料12 『八水随筆』隱名之事(54)

○仙洞様(中御門院)御在位の時は、京にて末々のものまでも、改年の御慶とはかゝらず、御諱をさけて吉兆嘉瑞などゝ書し、江戸のものはそれに気もつかず、隠居すれば、慶庵の、慶齋のと付し人も多し。その気からは、(二六八四一七八五)中村吉兵衛、(初世一六八五一七五〇)沢村宗十郎、(四世・市村)何の心かあらん、(八世・市村)是をさへすて置て、竹の丞が卯左衛門、万歳が亀藏もまた何事ぞ。

享保・元文頃の幕臣による『八水随筆』では、天皇の諱は京では避けるが江戸では避けていない、という。(55)江戸の避諱観念自体が薄いとも指摘している。

史料13 『夏山雑談』(寛保元年(一七四一)序)(56)

卷之三・国人

国人と云字を、くにたみとよむことは、後嵯峨院の御諱の邦仁と申奉りし故に是をさけたる也。又世人といふ文字をよのひとよみ、或只ひとゝばかりよむ事も、後宇多院の御諱を世仁と申奉りし故なり。

卷之四・諱を避くべきこと

伊呂波仮名にて国をくに、(正字久仁)銭をぜに、(正字世仁)蘭をらに(後西)と書時は諱になるなり。是等のこと常に心を用ふべし。

寛保頃の幕臣による『夏山雑談』では天皇避諱に気を配るべき、

とする主張が見られる。ただし、イロハを書く際に本当にここま
で気にしていたかは疑問である。

一方、本居宣長（一七三〇～一八〇一）ら国学者は避諱を中国
風俗として排除し、日本に避諱は無かった、と主張しだす。

史料14 『古事記伝』（寛政十年（一七九八）完成）十八之卷⁽⁵⁷⁾

（前略）皇国の上代の天皇たちの大御名は、諱と申すべきに非ず、
凡て尊むべき人の名を呼ぶことを忌憚るは、本外国の俗なり、名は
本其人を美称ていふものにて、上代には称名にも多く名てふこと
をつけたり、大名持などの如し、されば後世万事漢国の制に因た
まふ代に至てこそ、天皇の大御名をば諱と申すべきなれ、上代の
は何れの御名も、諱と申すべきに非ず、（後略）

【史料14】は『古事記伝』で「諱」という言葉に注記したもの
である。但し、前出の『名字弁』では、避諱は中国由来だが天皇
の諱は避けるべき、としている。

十八世紀には各藩で独自の禁字体系の整備が進んだとされるが、
文化十三年（一八一六）に仙台藩で規制対象とされるまで天皇避
諱を実施した藩は見られないという。⁽⁵⁸⁾

三、近世後期（十九世紀）

(一)

「光格天皇御代」（一七七九～一八一七年）に天皇に対する避諱
欠画が行われたことが、嘉永元年（一八四八）に先例を調査した
史料中に見られる。

史料15 『三条実万公記』59 嘉永元年八月二日条

二日、
殿下 不参^(廣司改通)

一、已刻許参内^{衣冠指貫}、未半刻退出、

一、参朝前詣博陸^(前白)申次〔高橋〕後歸朝臣、

御諱減畫之事

文政元年更被 仰出可從國史・職員令・唐六典等之文事

皇祖以下

光格天皇御代

桃園院 遐仁

後桃園院 英仁

當今^(光格)

但又 後櫻町院雖レ非ニ皇祖一御受讓之御次第、且格別被尊

重之間一同憚之候哉之事

仁孝天皇御代

同上

光格天皇上皇ニテ御在世之間、奉對^(後櫻町)上皇 如元避之候哉之

事、崩御後不伺改哉之事、

(後略)

欠画とは、文字の最終画を省くことで貴人の諱字を使用出来るようにする中国の風習である〔図6〕。日本においては近衛家熙が唐代の法制書『唐六典』を校訂・出版した『大唐六典校勘』⁽⁶⁰⁾によって紹介されたという。⁽⁶¹⁾

発令の具体的時期・発案主体は明記されていない。この時に対象とされた文字は、光格の兼・後桃園の英・桃園の遐・後桜町の智の四文字だった。天皇の亡くなった祖父を指す皇祖考以下三代に後桜町を加えたものである。光格が後桜町を特に尊重していたことは既に指摘されており、⁽⁶²⁾ 避諱対象に例外的な後桜町を含むのは、この背景に光格の意向が働いていたためではないかと考えられる。寛政三年（一七九二）東坊城尚長が侍従を兼任した際、「賜兼字」と『公卿補任』に注記されており、⁽⁶³⁾ 公家社会において天皇諱字の使用を制限していた様子が窺われる。⁽⁶⁴⁾

文政元年（一八一八）には、再び避諱欠画が命ぜられた。この法令はこれまで『古事類苑』等にも載り存在は知られていたが、⁽⁶⁵⁾ 従来適当な名称が与えられてこなかったため、本稿では以下の同様の法令と区別するため〈文政避諱欠画令〉とする。

史料16 『山科忠言卿伝奏記』⁽⁶⁶⁾ 文政元年五月十七日条
十七日、甲寅、晴、

一、巳半刻過参 内、

一、關白殿被招兩役於八景間如左被 仰出、諸向可申達被命候、

御諱相避、且臨文省末畫之儀、爾來各覺悟之事情、雖然至中古而有不避之輩、自今以往不拘異説、從國史・職員令並唐六典之文一不可犯國諱之由、更被 仰出候事、

右達方寛政四年薨・卒・死称呼御定之節振合を以（以下、触れ先略）

令文中の「国史」は六国史中の諸禁字令、⁽⁶⁷⁾ 「職員令」は天皇避諱を治部卿が管掌することについて述べた養老職員令、⁽⁶⁸⁾ 「唐六典」は先述の『大唐六典』を指すもので、古今和漢の避諱事例を動員したものになっている。

今回の対象字は仁孝の恵・光格の兼・後桃園の英・後桜町の智の四つだった。⁽⁶⁹⁾ 光格がまだ生きているためか、依然として後桜町が含まれている。前年に仁孝天皇が踐祚しており、これ以降、近世を通して再編の進められた天皇代始諸儀礼の一つとして、即位式・代始改元・大嘗会に避諱欠画令が加えられたといえる。このお触れは関白一条忠良から武家伝奏を通して堂上・地下・宮家・門跡寺院等へ周知されており、京都所司代へも通知された。しかし幕府として天皇諱避を発令することは無く、天皇諱字の制限はあくまでも公家社会内に留まった。

(二)

この時期、公家社会内部で避諱觀念の浸透が見られた。

史料17『甲子夜話』卷之六十九・十五宣旨使の名⁽⁷⁰⁾

此度下りし少外記の名を禹昌^(山口)と云。何にも立派なる名と思しが、或人其人に逢て、これを尋ねしとき申けるは、拙輩は撰家・清華現在の人々は申迄もなく、近代の人さへも、その諱を避て用ひざること也。因て余義なく遠き字を扱て名と為し候と答しと。左ある当きことながら、今迄聞かざりしことと林蕉^(遠藤)云し。

文政八年(一八二五)將軍徳川家斉の実父・一橋治済へ准大臣の宣旨を届けに江戸へ下向した勅使一行の一人、山口禹昌の意見である。上層の人々に抵触することを恐れて名前自体を珍しいものにしてしまおうという、「今迄聞かざりし」対処法が下層の人々にも広まりつつあったことが窺われる。

一方で、天保期に公家社会において將軍に対する避諱の事例が見られた。

史料18『小佐治光文日記』⁽⁷¹⁾天保十一年(一八四〇)六月六日条

六日、^{甲子}男右衛門府生名乘慶之字、^(徳川家慶)當時大樹様御名之故、於
關東差支、右ハ地下次第ニテモ被遣候哉、来十日比所司代ヨリ差
下候事有之由、夫迄ニ改名候ハ、無難候間、早々^(牧野忠雄)申談候様御附衆、
勢多大判事^(章武)へ被申聞、尤所司代ヨリ沙汰有之旨、大判事ヨリ申来、
早速幸徳井^(民教)へ勸進替之儀願遣候処、即日勸進有之、勢多へ談之上、
勸進之内敦之字治定之事、

將軍徳川家慶を避けて地下官人の小佐治光慶が改名しているが、この他に公家社会での徳川將軍に対する避諱は確認できない。今回もたまたま幕府の目に触れたために改名という事態になったのだろうが、公家社会においては武家社会で最大のタブーとされていた「家」の字すら気にしていなかった。⁽⁷²⁾

史料19『兼胤記』⁽⁷³⁾宝暦十二年(一七六二)三月二十四日条

廿四日、(中略)

一、狩野祐清法印^(真徳)、元法橋、狩野榮川法眼^(真徳)、元無位、老中奉書^{二月十六日、被申付}、
姓名書等附^(漢奏、五辻座也)、治口卿^{祐清実名英信、英字雖親王之御諱字、依為武家之事及披露了。}言上、
一、(後略)

幕府が絵師・狩野英信への法印の武家官位を申請した際、儲君・英仁(後桃園)を憚っていないことに対して、朝廷では「武家之事」であるからとしてこれを問題視していない。公家社会と武家社会では別個の禁字体系が存在し、本来は相互に干渉しない関係にあったと考えられる。

(三)

嘉永元年(一八四八)には孝明天皇の代始めにあたり(嘉永避諱欠画令)が出される。

史料20 『三条実万公記』 嘉永元年八月五日条

五日、

(鎌司教通)
殿下 御参、

一、例刻参内、先諸殿下許同役出會、(中略)

一、御諱相避之儀、如別紙殿下昨日被伺定、諸向被觸示之旨、議

奏 廣橋(光成)、被示、

御諱相憚之事

當御代如令條 皇祖以下御三代可有滅畫事

右一紙被渡之、向々自議奏去文政元年五月被觸候通被告示云々、

但彼時院中藏人・上北面以下 非藏人・上北面・主典代・廳官
所來・下北面・召次・北殿北面 自院傳觸示

云々、今度後院之輩江者從當役可觸之旨也、又輪門・本願寺其外

無住・内々門跡・有無住共・外様門跡・比丘尼等ハ從御世話々々

可達同役へ可被示了、 右觸方文政元年之例、
見合可商量下知了 後刻所司代へ申達、別紙

之通被仰出、一同へ相觸旨爲心得申達由、 僧尼へも、
觸示由 又外二書取添

之、

御諱相避、且臨文滅畫之儀、去文政二年十一月先役より御先役

へ申進候次第有之候、其節二者

惠 兼 智 英 遐 「以上、欠画」

右五字相避候儀申進候得共、當御代二者者 御皇祖以下之

御諱

兼 惠 統 「以上、欠画」

右三字被避之候、其許御心得二猶又申進置候事、

今回の対象字は孝明の統・仁孝の恵・光格の兼の三つで、後桜町は除外された。

一方、文久元年(一八六一)段階でも幕府は天皇避諱を拒否していた。

史料21 『言渡』 文久元年八月十七日条 (74)

八月十七日、 (武家伝奏)
武傳被レ附、

從四位下

遠藤但馬守

平胤統 「欠画」

文久元年辛酉七月十五日

右姓名書、老中奉書添 内覽、
由 但實名御諱字二候條、所司代へ被訊 (酒井忠義)

問候處、於武家強テ不憚、且先例有之由、

東山院御諱朝仁、右御在位中

元祿十二年四品、同十三年侍從

秋元但馬守喬朝

寶永六年叙爵

北條遠江守氏朝

中御門院御諱慶仁、右御在位中

享保三年叙爵

石川主殿頭總慶

櫻町院御諱昭仁、右御在位中

延享二年叙爵

稻垣和泉守昭央

後桃園院御諱英仁、右御在位中

安永六年叙爵

黒田大和守直英

右之通名乘御諱二差合候へ共、不及改名相濟候、

右申出候へ共、可憚儀候間、武傳ニテ一晝被減候旨被示、以大御乳人(押小格付)委曲申入令披露候、後時披露濟、且御諱字事甚不都合候へ共、先例有之儀、被宥候旨被申出、乃申渡、

文久元年にもと若年寄の遠藤胤統へ従四位下の武家官位を与え
るため朝廷に姓名書が提出された。しかし武家伝奏は「統」の字
が孝明の諱であると所司代に問い質す。所司代は「於武家強テ不
憚」として先例を挙げて反論した。結局、武家伝奏のほうで統の
字を欠画にすることで決着をはかるものの、「甚不都合」だが「被
宥」たと不満げであった。

文久三年（一八六三）八月には、その幕府自らが天皇の諱字の
使用を禁ずる（文久避諱令）を出した。

史料22 『幕末御触書集成』第六卷・六五二七号⁽⁷⁵⁾
六五二七 文久三亥年八月十三日^(四)

(坂倉勝幹、老中)
周防守殿御渡

大目付江

(孝明〔統七〕)
当今御諱字之儀、以来俗名・実名とも相憚候様可仕候、

尤、当时名乗候分者、相改候様可被致候、

右之趣、万石以上・以下之面々江可被相触候、

この法令は『維新史料綱要』によると「土庶」を対象としてお

り、公武・上下身分を問わない普遍的な禁字体系に天皇を組み込
む再編であったといえる。ただし避諱対象は孝明のみで、欠画の
指示はなく、朝廷の避諱欠画令とは一線を画していた。

(四)

明治元年（一八六八）には明治天皇代始めにあたり（明治避諱
欠画令）が出される。

史料23 『太政類典』第一編第三八卷⁽⁷⁷⁾

(明治元年〔一八六八〕)
十月九日、

御諱惠・統・睦ノ三字ハ闕畫セシム、

布告

惠(欠画) 統(欠画) 睦(欠画)

右三字 御諱ニ付、名字等ニ相用申間敷儀ハ勿論、刻本等ニハ闕
畫可致候事、誌

対象字は明治の睦・孝明の統・仁孝の惠の三つだった。

しかし中国由来習俗排除の動きによって、明治五年には天皇諱
字に対する欠画が廃止される。

史料24 太政官布告第二四号 『太政類典』第二編第四一巻⁽⁷⁸⁾

(明治五年〔一八七〇〕)
正月廿七日、

第二十四號

御名睦字、自今闕畫ニ不及候事、

但、惠・統二字ハ可為同様事、左院

外務省伺

御諱奉書ノ儀ニ付、及御問合候處、申入方不明了ニ付、更ニ明細可申入旨、御申趣ノ段致承知候、右ハ著述物中ニ自然今上天皇ノ御諱ヲ奉書候節ノ体裁如何哉、支那ニ於テハ皇帝自書ノ外ハ總テ闕畫ノ体ヲ相用候趣ニ付、被為於朝廷候テモ、御一定ノ御規則モ有之哉ト及御問合候儀ニ有之候、御申趣ノ趣ニテハ闕畫致シ候儀無之旨ニモ相見ヘ候得共、猶又御答旁及御問合候間、至急御合相成様、及御依頼候也、正月廿五日外務本文往復書簡

不及闕畫候事

左院議案

御諱ノ字ヲ書トル節、闕畫ノ體ヲ相用候儀、何レノ時代ヨリ相始リ候事、漢土ノ例ヲ因襲致シ候事ト相見ヘ候得共、漢土ニ於テモ古代具例無之、季世ノ風習ト相見ヘ候二付、以來闕畫ノ儀、御廢ニ相成可然ト奉存候事、正月廿五日左院

中国では必ず皇帝の諱を欠画にするが、我が国ではどういう規則があるのかという外務省の伺いに對して、左院は欠画を「季世(末世)ノ風習」として廢止すべきと決議した。

また、明治新政府は国民を唯一の戸籍名によつて管理する、「一

人一名主義」への移行を目指しており、自由な改名はその障害となることから、同じ明治五年に改名が禁止される。

史料25 太政官布告第二二三五号(『太政類典』第二編第一三三卷)

明治五年(一八七〇)
八月二十四日、

華族ヨリ平民ニ至ル迄、自今苗字名并屋號トモ改稱不相成候事

但同苗同名ニテ無餘儀差支有之者ハ、管轄廳ヘ可願出事、大藏

(中略)

宮内省伺

壬申八月廿四日第百ノ字脱スル條三拾五號ヲ以、華族ヨリ平民ニ至迄、自今苗字名并屋號共改稱不相成旨御布告有之候處、甲家ヨリ乙家ニ養子ニ罷成候上、是迄乙家ニテ從來相用來候通字ヲ名乗度ニ付改名致度、或ハ幼稚ノ時命名致候名稱ニテハ現今不似合ノ廉ヲ以、改稱願出候節、事實尤ニ相聞候ハ、右願ノ通差許度、此段相伺候也。九年六月廿一日

伺之趣難聞届候事 九年七月

明治九年に宮内省から改名のタイミン④の養子入り後の改名を認めてほしい、あるいは幼名を成人名に改めたい、と伺いを立てるが却下されている。華族、つまり旧公家も名前政策上例外的存在ではなくなったといえる。

改名が禁止された結果、天皇の諱字に対する触犯を理由とした改名も許されないうことになり、明治六年には避諱も廢止された。

史料26 太政官布告第一一八号『太政類典』第二編第二三三卷

明治六年(一八七三)
三月二十八日、

第百十八號

御歴代御諱並御名之文字、人民一般相名乗候儀、不及憚事、

但、熟字ノ儘相用候儀ハ不相成候事、
布

白川縣伺
(現熊本県)

御名・御諱・御諡ノ文字ヲ四民ノ内ニ名ニ付キ居候者、奉憚改名願出候ハ、聞届可申哉、當管下ヨリ願出候者有之候處、同姓同名ニテ無餘儀差支有之外、苗字名并屋号共改稱不相成、且御名・御諱等不及闕畫旨ノ儀、御布告相成居候所ニテハ、何程ニ可有之哉、

此段奉伺候、以上、
三月十日
缺縣

伺之趣、別番第百十八号ヲ以及布告候事、
三月二十
十九日

左院意見

白川縣伺 御名・御諱・御諡ノ儀、熟議候處、方今文明日進、支那傳來万般ノ弊習一洗ノ際ニシテ 皇威ノ汗隆固ヨリ區々ノ文字ニ關係スヘキコトニ無之候ヘハ、御歴代御諱并御名ノ熟字ヲ除外、右文字四民中相名乗候儀、不及憚旨、御沙汰相成可然存候也、

三月二十
四日縣

天皇避諱の布告と改名禁止の布告、どちらを優先すれば良いのかという白川県(現・熊本県)からの伺いに対して、左院は避諱を因襲に過ぎないと指摘、廃止に繋がった。⁽⁷⁹⁾

史料27 制令第二〇号「朝鮮人ノ氏名ニ関スル件」
(一九三九)

昭和十四年十一月十日

朝鮮総督 南 次郎

第一条 御歴代御諱又ハ御名ハ之ヲ氏又ハ名ニ用フルコトヲ得ズ、自己ノ姓以外ノ姓ハ氏トシテ之ヲ用フルコトヲ得ズ、但シ一家創立ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ、

第二条 氏名ハ之ヲ変更スルコトヲ得ズ、但シ正当ノ事由アル場合ニ於テ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ、

附則

本令施行ノ期日ハ朝鮮総督之ヲ定ム、

【史料27】は朝鮮総督による、いわゆる創氏改名の法令である。天皇に対する避諱は皇民化政策の中で復活していたことが指摘できる。

おわりに

近世の公家衆の改名には款状と宣旨が用いられ、天皇の勅許を必要とした。また公家衆は家格の上昇を願い改名を行っていた。

古代から天皇の諱を避けさせること、避諱は行われてきた。しかしこれは早くから形骸化し、中世では足利將軍家に対する避諱が優先されていた。公家社会内部においても天皇避諱に対する認

識は濃淡があり、天皇と同字を有する公家衆もいた。

近世前期には、皇位継承の混乱もあって天皇避諱は不規則に実施される。やがて、中継ぎの後西に対しても、タイミングは区々だったものの同字を有する公家衆は避諱改名を行うようになった。

中期には、宝永四年（一七〇七）儲君の親王宣下に際し、同字を有する公家衆が一斉に改名するようになった。近世初頭、候補者をめぐる騒動が絶えず、儲君の地位は不安定だった。これ以降、儲君は「古今」避けるべき天皇と等しい存在であると認識させることとなったと考えられる。一方で宝暦事件や上下秩序の弛緩、天皇早世等、中期後半の朝廷は不安定な状態にあり、強制的な改名を命じることで公家社会の秩序を再構築しようとした。しかし避諱の厳格化によって、光格に対して四十三名もの改名者を出したうえ、諸家の通字を破壊することになってしまった。

光格の治世中に、天皇避諱欠画令が出された。傍流出身の光格は自己の正統性を確保するため朝儀の再興等に熱心だったことで知られる。光格は桃園・後桃園父子を避諱対象に並べることによって、自らを前代の皇統に連なる存在であるとアピールしたと考えられる。

光格の子・仁孝は、踐祚の翌年文政避諱欠画令を朝廷全体へ触れられており、即位式・代始改元・大嘗会と並ぶ即位儀礼に天皇避諱欠画令が追加された。仁孝は既に儲君時代に公家社会から避諱されており、即位後改めてその諱の不可侵性を宣言したことに

なる。

これを受けて公家社会では避諱に対する意識が高まり、地下官人の中には命名に頭を悩ませる者も現れた。一方武家社会（幕藩）では將軍を頂点とした禁字体系が別個に存在し、天皇諱を避ける意識は乏しかった。避諱欠画令の対象範囲も近世最末期まで公家社会内部に留まっていた。

幕府は文久元年（一八六一）に至っても先例を盾にとつて天皇避諱を拒否していたが、同三年、幕法として天皇避諱が発せられる。幕府は自らの禁字体系に天皇を組み込み、公武合体政策を進めようとしたと考えられる。

明治元年（一八六八）新政府は明治天皇代始にあたり定例となつた避諱欠画令を太政官布告として発する。公家社会に限定されていた天皇避諱を全国規模に拡大し、天皇を頂点とする禁字体系を構築しようとしていたと考えられる。しかし、近世後期以降、穂積陳重によって批判を受けるまで避諱習俗を中国由来と見做していた国学者の主張や、避諱を理由として、唯一不変の戸籍登録名による全国民管理を目指す政策上禁止された改名をさせることの矛盾を指摘され、明治五年に天皇避諱は廃止された。ただし熟字での使用禁止は引き続き継続され、国内で頓挫した避諱強制も、皇民化政策の一環として植民地へ向けられていった。

近世公家社会における改名とはなんだったのか。公家衆の改名は朝廷の専決事項であり、改名許可権は近世天皇の有する「権力」

の一つといえる。避諱を強要し、改名を許可することは支配・統制のための手段となり得た。天皇に対する避諱は古代から行われてきたが、それは往々にして上からの強制だった。公家衆にとっても名前は「イエ」の連続性を示す象徴であり、避諱強制による改名は時として受け入れ難いものだったろう。一方で、武家社会で天皇の諱を避けないことに憤る者たちもおり、公家社会内部での評価は必ずしも一致するものではなかった。近世の公家社会は、天皇の諱を避けるという点において他の集団と異なった。幕末の尊王思想の高まりのなかで、天皇避諱の対象を拡大しようとする動きも現れる。ただし天皇避諱の拡大は同時に、近世公家社会という社会集団のアイデンティティ喪失に繋がったのではないか。武家社会では告知されながら天皇避諱を行っていない。天皇避諱欠画令の触れられた範囲は、広義の公家社会と認識されていたと考えられる。寺社や書肆等の対応を明らかにすることによって、どこまでが公家社会なのか、という問題への一つの回答となるのではないか。過去の避諱の実態を、より明確にしていく必要があるだろう。

(1) 星野恒「尊氏ノ賜名及ヒ一字拝領ノ起源ト儀式」(『史学雑誌』第六編第一号一八九五年)。

(2) 穂積陳重「諱に関する疑」(『帝国学士院第一部論文集』邦

文第二号一九一九年。のち改題し『実名敬避俗研究』刀江書院一九二六年、穂積重行の校訂により『忌み名の研究』講談社学術文庫一〇一七講談社一九九二年)。

(3) 飯沼賢司「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐる―」(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』竹内理三先生喜寿記念論文集下巻東京堂出版一九八四年)。

(4) 近世における名前については、大藤修「日本人の姓・苗字・名前―人名に刻まれた歴史―」(歴史文化ライブラリー三五三吉川弘文館二〇一二年)が網羅的な考察を行っている。

(5) 上野和男「名前と社会をめぐる基本的諸問題」(上野和男・森謙二編『名前と社会―名づけの家族史―』シリーズ比較家族第Ⅱ期三早稲田大学出版社一九九九年)。

(6) 豊田国夫『名前の禁忌習俗』(講談社学術文庫八四七講談社一九八八年)。

(7) 神宮司庁古事類苑出版事務所編『古事類苑』(姓名部一・二神宮司庁一九〇〇年)。

(8) 概ね国史大系本『公卿補任』の第三篇から第五篇の期間にあたる。

(9) 中村直勝『日本古文書学』中(角川書店一九七四年)三二七頁以下。

(10) 中御門宣胤『宣胤卿記』(増補史料大成刊行会編『宣胤卿記』二増補史料大成四五臨川書店一九六五年)永正三年十二

月二十七日条。

- (11) 壬生季連編『壬生家四卷之日記』(東京大学史料編纂所(以下、編纂所)所蔵謄写本請求記号:二〇七三二四二四) 三天正十三年二月十七日条。
- (12) 平山敏治郎『日本中世家族の研究』(叢書・歴史学研究法政大学出版社一九八〇年)。
- (13) 近衛内前『内前公記』(編纂所所蔵謄写本請求記号:二〇七三二四三)。
- (14) 一条輝良『輝良公記』(編纂所所蔵謄写本請求記号:二〇七三二三九)。
- (15) 三上景文編『地下家伝』(正宗敦夫編『地下家伝』中自治日報社一九六八年)第二十三、若江長公・公義の項。
- (16) 『狩野亨吉氏所蔵文書』(編纂所所蔵影写本請求記号:三〇七一。六二八五)。
- (17) 押小路師充『大外記師充記』(国立公文書館(以下、公文書館)所蔵請求番号古〇〇七〇二六八)。
- (18) 伊達隠士『光台一覽』(故実叢書編集部編『新訂増補故実叢書』第十明治図書出版一九五五年)卷之三、二七七頁。
- (19) 下橋敬長『維新前の官廷生活』(『史学』第一卷第三号付録三田史学会一九二二年。羽倉敬尚注・解説、大久保利謙補『幕末の官廷』東洋文庫三五三平凡社一九七九年所収)。
- (20) 橋本義彦『名字』『雑考』皇子女の命名を中心として―
- (21) 『月刊百科』第一九八号平凡社一九七九年、『平安貴族』平凡社選書九七平凡社一九八六年所収)。
- (22) 柳原資廉『資廉卿記』(編纂所所蔵謄写本請求記号:二〇七三一七五) 延宝元年十一月十五日条。
- (23) 柳原紀光『紀光卿記』(編纂所所蔵謄写本請求記号:二〇七三一五八)。
- (24) 中御門流の家通が六角と号し、のち高倉と改めるも戦国期に途絶えた。
- (25) 柳原資廉『資廉卿記』(編纂所所蔵謄写本請求記号:二〇七三一〇一)元禄十三年二月六日条、東園基量『基量卿記』(編纂所所蔵謄写本請求記号:二〇七三一〇〇)元禄十三年二月七日条、八月十三日条。
- (26) 一条兼輝『兼輝公記』(編纂所所蔵謄写本請求記号:二〇七三二二九) 延宝八年七月十三日条。
- (27) 広橋勝胤『兼胤記』(東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』十三広橋兼胤公武御用日記)五東京大学出版会一九九九年)宝暦四年十二月十日条。
- (28) 平井誠二『江戸時代の公家の精神生活―一条兼輝を中心として―』(『大倉山論集』第二五輯一九八九年)。

- (29) 『基量卿記』元禄二年七月二十五日条。
- (30) 日野流の資国を祖とするが、十五世紀半ばに断絶した。
- (31) 『日野西資敬同資興改名款状案』(宮内庁書陵部〈以下、書陵部〉所蔵日野西本函号：二二〇三六一)。
- (32) 『紀光卿記』明和四年五月二十四日条。
- (33) 前掲穂積陳重論稿。
- (34) 和田英松「本朝避諱の制」(『國學院雜誌』第九卷第一第一六一九〇三年)。
- (35) 前掲橋本義彦論稿。
- (36) 玉村竹二「日本人名の通字について」(国史大系編修会編『新訂増補国史大系月報』五四吉川弘文館一九六六年、『日本禅宗史論集』上思文閣一九七六年所収)。飯沼賢司「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐって―」(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『莊園制と中世社会』竹内理三先生喜寿記念論文集下巻東京堂出版一九八四年)。
- (37) 二木謙一「戦国期室町幕府・將軍の權威―偏諱授与および毛氈鞍覆白笠袋免許をめぐって―」(『國學院雜誌』第八〇巻第一一號一九七九年、改題「偏諱授与および毛氈鞍覆・白傘袋免許」『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館一九八五年五月所収)。水野智之「室町將軍の偏諱と猶子―公家衆・僧衆を対象として―」(『年報中世史研究』第二三號一九九八年)。「偏諱・猶子・姻戚關係にみる大名と公家衆の關係」(『室町時代公武關係の研究』吉川弘文館二〇〇五年)。
- (38) たとえば、五代將軍足利義宣が義教と改名した際、前関白・九条満教は満輔と改名した。万里小路時房『建内記』(東京大学史料編纂所編『建内記』第二大本古記録第一四岩波書店一九六六年)永享元年(一四二九)三月二十四日条参照。
- (39) 三宅公輔「名字弁」(書陵部所蔵函号：二五五一九五)。一、二点、送り仮名は原文のままである。傍線は筆者による。
- (40) 近衛前久は將軍足利義晴の偏諱を捨てて晴嗣から前嗣と改名。その子信尹は始め織田信長の偏諱を受けて信基と名乗っている。
- (41) 今出川宣順『宣順卿記』(公文書館所蔵請求番号：一六三〇〇九五)。
- (42) 『豊長卿日記』承応三年(一六五四)十月五日条。女性の諱は、宮仕えや叙位等に際して勘申されるものであり、父の偏諱十子、という形式がポピュラーだったが、例外もあった。角田文衛『日本の女性名―歴史的展望―』(国書刊行会二〇〇六年)参照。
- (43) 『宣順卿記』承応四年三月二十四日条。
- (44) 靈元天皇『靈元天皇宸記』(編纂所所蔵写本請求記号：四一七三二二)下・天和二年十一月二十六日条。
- (45) 『百一録』(公文書館所蔵請求番号：一六三〇一三三)。
- (46) 近衛家熙口授、山科道安記『槐記』(『史料大観』第三卷記

録部槐記哲学書院一九〇〇年)巻第七享保十五年四月二十七日条。

(47) 押小路師資『大外記師資記』(公文書館所蔵請求番号:古〇〇八〇二七〇)。

(48) 両件当時、ともに関白は近衛内前、武家伝奏は広橋兼胤(勝胤)・姉小路公文であるが、内前の日記は欠け、二月中に関東下向中だった武家伝奏・広橋兼胤(勝胤)の日記(『兼胤記』『八槐御記』)にも記述はない。

(49) 慶長四年(一五九九)六月、三条公盛が故・洞院公守(太政大臣)と同訓を避諱し公広と改名(正宗敦夫編『諸家伝』上自治日報社一九六八年、一五一頁)、宝暦九年(一七五九)十二月、神足武興(内蔵寮史生)が立野興武(右馬寮官人)を避諱し武員と改名(『大外記師資記』)した例等がある。

(50) 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(永原慶二編『天皇権力の構造と展開』その二講座・前近代の天皇二青木書店一九九三年)一八一〜五頁。

(51) 今野真「幕藩体制下の生活規制―鳴物停止令と禁字―」(『宮城歴史科学研究』第三八号一九九四年、深谷克己・堀新編『展望日本歴史』十三近世国家東京堂出版二〇〇〇年再録)。

(52) 和田英松「後桃園帝崩御について」(『歴史地理』第一〇巻第五号一九〇七年。改題「後桃園帝の崩御と光格天皇の登極について」『国史国文之研究』雄山閣一九二六年所収)。引用

している『八槐記』二巻(安永八・九年条)は関東大震災で焼失しており、貴重な論稿である。

(53) 柳原紀光「柳原紀光日記」(書陵部所蔵柳原本 函号:柳一二〇三)。

(54) 『八水随筆』(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第一期六吉川弘文館一九七五年)一三六頁。

(55) 江戸と上方における鳴物停止令の差異の問題とともに、留意すべき点であろう。

(56) 平直方(小野高尚)『夏山雑談』(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第二期二〇吉川弘文館一九七四年)。

(57) 本居宣長『古事記伝』(大野晋・大久保正編集・校訂『本居宣長全集』第十巻筑摩書房一九六八年)。

(58) 堀田幸義「諸藩における禁字政策とその概要」(『近世武家の「個」と社会―身分格式と名前に見る社会像―』刀水書房二〇〇七年)。

(59) 三条実万「三条実万公記」(編纂所所蔵特殊蒐書請求記号:維新史料引継本Ⅱほ九八)。

(60) 内田智雄「再版の解題」広池千九郎訓点、内田智雄補訂『大唐六典』(二版広池学園出版部一九八九年)。

(61) 屋代弘賢編「古今要覧稿」(西山松之助・朝倉治彦監修『古今要覧稿』第一巻原書房一九八一年)巻第十六。

(62) 長坂良宏「文化期の朝廷と幕府」(『日本史研究』第五九〇

号二〇二一年。

号：四五五一四〇。

- (63) 『公卿補任』文化元年条、東坊城尚長の尻付。
- (64) もつとも『妙法院日記』明和元年(一七六四)六月二十四日条(妙法院史研究会校訂『史料集 妙法院日記』第二十二統群書類従完成会二〇〇八年)によれば、後桜町在位中既に職事方で諱字「智」を欠画していたことが窺われる。朝廷内での程度欠画が認知されていたのかは今後の課題である。
- (65) 『古事類苑』姓名部九・欠画。
- (66) 山科忠言『山科忠言卿伝奏記』(書陵部所蔵 自筆 函号：二五三二四九)。
- (67) 『続日本紀』(黒板勝美・国史大系編修会編『続日本紀』新訂増補国史大系第二巻完成記念版 吉川弘文館一九六六年) 延暦四年(七八五)五月三日条の国諱令等。
- (68) 『令義解』(黒板勝美・国史大系編修会編『律・令義解』新訂増補国史大系第二巻完成記念版 吉川弘文館一九六六年) 卷一 職員令 治部省条。
- (69) 平田職厚『平田職厚日記』(書陵部所蔵 函号：五〇七三三) 三 文政元年五月二十一日条。
- (70) 中村幸彦・中野三敬編『甲子夜話』五(東洋文庫三三八) 平凡社一九七八年) 九六〇九七頁。
- (71) 小佐治光文『小佐治光文日記』(書陵部所蔵 明治写本 函号：四五五一四〇)。
- (72) 前掲豊田国男論稿中、「歴代將軍家から五撰家への賜名一覧」(一〇八〜一一〇頁)では二条家以外も徳川將軍家から偏諱を受けたように書かれているが、誤りである。避けていなかった事例として捉えるべきである。
- (73) 広橋勝胤『兼胤記』(編纂所所蔵 謄写本 請求記号：二〇七三二〇二)。
- (74) 『孝明天皇紀』卷一八・文久元年七月是月条(宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』宮内庁蔵版第三巻平安神宮一九六七年)。
- (75) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』(第六卷 岩波書店一九九五年)。
- (76) 維新史料編纂事務局編『維新史料綱要』復刻版卷四(東京大学出版会一九八三年) 五三二頁。
- (77) 『太政類典』(公文書館所蔵)。
- (78) 森謙二「名前の近代化―襲名から一人一名主義へ―」(落合恵美子編『徳川日本のライフコース―歴史人口学との対話―』ミネルヴァ書房二〇〇六年)。
- (79) ただし史料中にもあるように、熟字のまま、つまり「睦仁」等のように全く同じという場合は引き続き禁止された。
- (80) 宮田節子・金英達・梁泰昊『創氏改名』(明石書店一九九二年) 第三部 資料・創氏改名。

〔付記〕本稿は、二〇一一年度に國學院大學へ提出した卒業論文「近世公家社会における忌諱と改名」を基に、二〇一二年九月十六日に近世の天皇・朝廷研究第五回大会自由論題研究発表での報告、会場からのご意見等を受けて改稿したものである。資料閲覧でお世話になった諸機関、貴重なご意見を賜った皆様に感謝申し上げます。

（学習院大学大学院人文科学研究科史学専攻博士前期課程）

表1 改名者一覧

年	月 日	前名→後名	歳	位階	官 職	典 拠	分類	家格	備 考
応永元年 (1394)	後	慈光寺持仲→持経	?	?	藏人	家譜・書統・尊卑・纂	地下		足利義持避諱?
応永2年 (1395)									
応永3年 (1396)									
応永4年 (1397)	5/7前	細川頼基→頼元	54	?	右京大夫	纂	武家		
応永5年 (1398)	正/5前	大炊御門経綱→信経	44	正四位上?	右中将	纂・尊卑	堂上	羽林	
	3/22	二条道忠→満基	16	従二位	権大納言	公・伝・家譜・纂・知・大日本史料・迎陽記・吉岡家日次記・南方紀伝・野史・夢の代	公卿	摄家	足利義満偏諱
応永6年 (1399)	4/17後	月輪季尹→基尹	?	従三位	参議	纂・知	公卿	?	
応永7年 (1400)									
応永8年 (1401)	5/12	高橋光職→範職	?	?	大学頭	康富記・塩尻	地下		二条満基避諱
応永9年 (1402)	3/28	花山院忠俊→忠定	24	従二位	権中納言	公・伝・家譜・纂・尊卑・知	公卿	清華	同日権大納言
応永10年 (1403)									
応永11年 (1404)	/	万里小路重房→豊房	?	従四位	右(左)中弁	尊卑・弁	堂上	名家	
応永12年 (1405)	8/24後	木造俊泰→俊通	?	従三位	参議・左中将・土佐(美作)守	公・伝	公卿	羽林	
応永13年 (1406)									
応永14年 (1407)									
応永15年 (1408)	2/24前	中御門宣賢→宣輔	17	正五位上	藏人	伝・纂・尊卑	堂上	名家	①
	3/	近衛良嗣→忠嗣	26	従一位	左大臣	公・伝・家譜・統・纂・尊卑・知	公卿	摄家	4/20 関白
	4/	一条良忠→経輔	17	正二位	権大納言・橘氏は定	公・伝・家譜・纂・尊卑・知	公卿	摄家	
応永16年 (1409)	7/23前	葉室定顕→長親	?	正四位下	右大弁・藏人頭	公・弁・纂・統	堂上	名家	
応永17年 (1410)	4/26	二条基教→持基	21	従四位下	左少将・備前権介	公・伝・纂・家譜・知	堂上	摄家	將軍義持偏諱
応永18年 (1411)	2/21前	山科教清→教興	?	?	右衛門督	伝・尊卑・知	堂上	羽林	
応永19年 (1412)	8/25前	薄範基→以基	?	?	?	纂・尊卑	堂上	羽林	
応永20年 (1413)									
応永21年 (1414)									
応永22年 (1415)									
応永23年 (1416)	12/13	躬仁→実仁	16	—	(称光天皇)	纂・大日本史料・看聞・親長	皇族	皇族	將軍義持の奏請
応永24年 (1417)	11/	三条公量→公光	27	正二位	権大納言	公・伝・纂・尊卑・知	公卿	清華	①、將軍世子義量避諱
	11/	松木宗量→宗教	46	従二位	前権中納言	公・伝・纂・知	公卿	羽林	①、將軍義量避諱
	11/	松木宗教→宗宣	46	従二位	前権中納言	公・伝・纂・知	公卿	羽林	②
応永25年 (1418)	8/10前	斯波義教→義重	48	正三位	左兵衛督	纂	公卿	武家	
応永26年 (1419)	3/10前	日野量光→秀光	18	正五位下	権右少弁	纂・歴名	堂上	名家	①
応永27年 (1420)									

応永 28 年 (1421)												
応永 29 年 (1422)	2/17前	飛鳥井雅氏→雅幸	33	?	左中将	伝・知	堂上	羽林	①			
	2/17前	飛鳥井雅幸→雅清	33	?	左中将	伝・知	堂上	羽林	②			
応永 30 年 (1423)	/	飛鳥井雅清→雅世	34	從三位	非参議	公・伝・纂・知・野史	公卿	羽林	③			
応永 31 年 (1424)	正/5前	土御門泰繼→有盛	?	?四位?	天文博士	公・伝・家譜・纂・知	堂上	半家				
	11/20前	洞院実博→実熙	16	?四位?	左中将	公・伝・纂・野史	堂上	?				
応永 32 年 (1425)	4/21	藤原重長→重実	?	?	前但馬守	薩戒記	地下					
応永 33 年 (1426)												
応永 34 年 (1427)												
正長元年 (1428)	2/	中御門宣輔→俊輔	37	從二位	権中納言	公・伝・纂・尊卑	公卿	名家	②、將軍候補義宣(義教)避諱			
	3/	広橋宣光→親光	28	正四位上	参議・右大弁	公・伝・弁・纂・知	公卿	名家	①、將軍候補義宣(義教)避諱			
	3/11	勸修寺経興→経成	33	正三位	権中納言	公・伝・纂・薩戒記	公卿	名家	將軍候補義宣(義教)法名道興避諱			
	7/28頃	壬生彦枝→周枝	?	正五位下	左大史	地・纂	地下		後花園(彦仁)避諱?			
	/	松木顕彦→顕久	?	?	(伊勢外宮神職)	孝亮	地下	社家	後花園(彦仁)避諱			
	/	松木康彦→康久	?	?	(伊勢外宮神職)	孝亮	地下	社家	後花園(彦仁)避諱			
	/	松木延彦→延久	?	?	(伊勢外宮神職)	?	地下	社家	後花園(彦仁)避諱			
	/	松木重彦→重久	?	?	(伊勢外宮神職)	?	地下	社家	後花園(彦仁)避諱			
	/	松木家彦→家久	?	?	(伊勢外宮神職)	?	地下	社家	後花園(彦仁)避諱			
	11/3前	中御門宣豊→明豊	15	從五位上	治部少輔	伝・纂	堂上	名家				
永享元年 (1429)	/前	錦小路季直→重直	?	?	典薬頭?	纂	地下					
	/前	錦小路頼直→幸基	?	從三位	非参議	纂・知	公卿	半家				
	3/15	足利義宣→義教	36	從四位下	左馬頭	公・纂・統・建内記・薩戒記	公卿	武家	「世忍ぶ」			
	3/24	九条満教→満輔	36	從一位	前左大臣・前関白	公・伝・家譜・纂・知・建内記	公卿	摂家	①、將軍義教避諱			
	3/29	山科教豊→家豊	?	正三位	参議	公・伝・纂・薩戒記	公卿	羽林	將軍義教避諱			
	/	山科教有→行有	?	從二位	非参議・民部卿	公・伝・纂・薩戒記	公卿	羽林	將軍義教避諱			
	4/	山科持教→持俊	?			看聞	堂上	羽林	將軍義教避諱			
	7/2前	高辻長広→長典	?	?	?	伝・家譜・纂・建内記	堂上	半家	①			
	7/2前	高辻長典→長則	?	?	?	伝・家譜・纂・建内記	堂上	半家	②			
	7/2	高辻長則→長郷	?	?	?	伝・家譜・纂・建内記	堂上	半家	③			
	/	源雅秀→雅茂	?	正三位	非参議	公	公卿	?				
	8/30前	三条実尚→実教	15	從三位	非参議・左中将	伝・纂・尊卑・知	公卿	清華	①			
	/	三条実教→実量	15	從三位	非参議・左中将	公・伝・纂・尊卑・知・野史	公卿	清華	②、將軍義教避諱			
	/後	三条実?→実光	15	從三位	非参議・左中将	纂・野史	公卿	清華	③?、誤謬?			
	11/21	裏松(日野)政光→重政	18	正五位下	権右少弁・蔵人	伝・家譜・弁・歴名・纂・知	堂上	名家				
永享 2 年 (1430)	12/27	正親町三条久子→尹子	19	?	?	九条満家公引付	女子		同日從三位			

永享3年 (1431)	/前	藤波清宣→清忠	?	正三位	非參議	家譜・書統・知	地下	社家	
	正/6	武者小路隆光→俊宗	45	從二位	權大納言	公・纂	公卿	羽林	後小松法皇(素行智)避諱
	/	西園寺実光→実種	?	從二位	權中納言	公	公卿	清華	後小松法皇(素行智)避諱
	/	柳原行光→忠秀	39	正三位	權中納言	公・伝・纂・知・紀光	公卿	名家	後小松法皇(素行智)避諱
	/	日野西盛光→国盛	?	正三位	權中納言	公・纂・知	公卿	名家	後小松法皇(素行智)避諱
	/	日野秀光→家秀	31	從三位	權中納言・別当・左衛門督・院執權	公・纂	公卿	名家	②、後小松法皇(素行智)避諱
	/	広橋親光→兼郷	31	從三位	權中納言	公・伝・纂・知	公卿	名家	②、後小松法皇(素行智)避諱
	9/	千種光清→具定	?	正四位下	參議・右中將	公・纂	公卿	羽林	後小松法皇(素行智)避諱
	/	月輪尹賀→基賀	?	從三位	參議・備中權守	公・纂・知	公卿	?	
	/	三条公光→公冬	41	從一位	前右大臣	公・伝・纂・尊卑・知・統	公卿	清華	②、後小松法皇(素行智)避諱
	/	町(日野)藤光→資広	42	正三位	前權中納言・權帥	公・纂	公卿	名家	後小松法皇(素行智)避諱
	12/20	??行国→家種	?	?	前美濃守	建内記	地下		後小松法皇(素行智)避諱
永享4年 (1432)	正/8前	多門院貞義→懷舜	?	—	權寺主	地	地下		
	/前	久我通行→通尚	7	從四位上	右權少將	伝・家譜・纂・知・柳婦	堂上	清華	①、後小松法皇(素行智)避諱
	/	土御門(藤原)嗣光→長淳	?	正五位上	權右少弁・藏人	弁・纂	堂上	?	後小松法皇(素行智)避諱
	/	田向経良→経兼	?	從二位	前參議	公・纂	公卿	羽林	
永享5年 (1433)	正/5	中山教親→親通	8	從五位上	—	公・伝・纂・知	堂上	羽林	
	7/24前	田向長資→長兼	?	?	?	公・纂	堂上	羽林	
永享6年 (1434)									
永享7年 (1435)									
永享8年 (1436)									
永享9年 (1437)									
永享10年 (1438)	/	九条満輔→満家	45	從一位	前左大臣・前関白・橘氏は定	公・伝・家譜・纂・知	公卿	摄家	②
永享11年 (1439)	6/27	葉室宗豊→定藤	?	正三位	權中納言	公・纂・建内記	公卿	名家	①
永享12年 (1440)	/	葉室定藤→頼時	?	正三位	權中納言	公・纂	公卿	名家	②
	5/15前	一色義範→義貴	41	?	修理大夫	纂		武家	
	5/20前	斯波持輔→持有	28	從五位下	左衛門佐	纂		武家	
嘉吉元年 (1441)									
嘉吉2年 (1442)									
嘉吉3年 (1443)	6/28	多忠清→忠春	?	?	前??守	建内記	地下		
文安元年 (1444)	/	柳原資重→資綱	28	正五位上	右少弁・藏人	伝・弁・纂・知・歴名・紀光	堂上	名家	
	6/9前	藤波清定→秀忠	?	從四位?	?	書統・家譜・知	地下	社家	
文安2年 (1445)									
文安3年 (1446)	12/7前	滋野井実勝→実益	?	正四位下	右中將・越前権介	公・伝	堂上	羽林	將軍義勝避諱?
文安4年 (1447)	3/	万里小路成房→冬房	25	正五位上	右中弁・藏人	弁	堂上	名家	將軍候補義成(義政)避諱?

	/	山科繁右→家右	?	正三位	非參議・治部卿	公・纂	公卿	羽林	將軍候補義成(義政)避諱?
	/	土御門有重→有仲	?	從三位	非參議	公・纂	公卿	半家	將軍候補義成(義政)避諱?
	6/9	??伊成→??	?	?	?	建内記	地下?		將軍候補義成(義政)避諱?
	11/30前	和氣保成→保家	42	?	?	尊卑	地下		將軍候補義成(義政)避諱?
	12/5前	和氣富成→富業	?	?	?	纂	地下		將軍候補義成(義政)避諱?
	?	半井茂成→明茂	?	?	典藥頭	公・纂・尊卑	地下		將軍候補義成(義政)避諱?
	?	半井尚成→時尚	?	?	?	纂	地下		將軍候補義成(義政)避諱?
文安5年(1448)	正/5前	清原(船橋)良宣→業忠	40	?	?	公・伝・家譜・纂・野史	堂上	半家	
	正/11前	下冷泉持和→持為	48	從四位下	左中將・信濃介	公・伝・纂・知・野史	堂上	羽林	
宝徳元年(1449)	正/7	三条西実貫→実連	8	從五位下	—	公・纂・尊卑	堂上	大臣	同日從五位上
	3/28前	庭田重賢→政賢	31	從五位上	左中將・武藏権介	公・伝・纂	堂上	羽林	①
宝徳2年(1450)	3/29前	中院通時→通秀	23	從四位上	左中將・加賀介	公・伝・纂・野史	堂上	大臣	
宝徳3年(1451)	正/5前	丹波雅長→盛長	?	?	?	纂・丹波氏系図	地下		
	3/13	庭田政賢→長賢	33	從三位	參議・安芸権守	公・伝・纂	公卿	羽林	②、將軍義政避諱
享徳元年(1452)	4/17前	山科成任→顯言	25	?	?	伝・尊卑・纂	堂上	羽林	
享徳2年(1453)	正/22前	河鱒季定→公益	19	?	?	歴名	堂上	羽林	
	3/26	賀茂宮久→宗久	?	?	?	歴名・纂	地下		①
	3/26	賀茂宗久→陳久	?	從四位下	?	歴名・纂	地下		②
	6/13	足利義成→義政	18	從一位	権大納言・征夷大將軍	公・纂・統・史料綜覧・和長・足利家官位記・武家年代記・鎌倉大日記・喜連川判鑑・石清水八幡宮記録・南方紀伝・名字弁	公卿	武家	成仁王(後土御門)避諱
	12/前	九条成家→政忠	14	正三位	権大納言	公・伝・纂・尊卑	公卿	摂家	同月從二位
	/	烏丸氏光→益光	14	正五位下	右少弁・蔵人	弁・纂	堂上	名家	
	/	西洞院(安)貞清→有郷	?	正三位	非參議	公・纂	公卿	半家	
	/頃	下冷泉成為→政為	8	從五位上	侍從	伝・纂・知・野史	堂上	羽林	將軍義政偏諱
享徳3年(1454)	4/27前	賀茂秀弘→定清	?	?	?	歴名	地下		
	6/前	豊典秋→縁秋	?	?	後花園院御室御師範	纂	地下		
康正元年(1455)	4/1前	町経清→顯郷	?	?	?	伝	堂上	名家	
	/前	四条房郷→隆量	27	?	?	伝	堂上	羽林	
	/	堀河有政→俊範	?	正三位	非參議	公	公卿	羽林	
康正2年(1456)	正/5前	大宮時繁→長興	45	?	?	纂	地下		
	正/29前	勘解由小路在豊→在成	?	?	?	公・纂	堂上	半家	①
	正/29前	勘解由小路在成→在長	?	?	?	公・纂	堂上	半家	②
	正/30前	竹屋冬光→冬俊	?	正四位下	—	公・伝・纂・知	堂上	名家	
	3/17	豊重秋→治秋	?	—	—	地・纂	地下		
長祿元年(1457)	正/5前	大炊御門信氏→信量	16	?	左中將	伝・知	堂上	羽林	

	正/5後	芝則宗→行俊	?	從五位上?	左將監	地・纂	地下		
	正/21前	五辻政仲→泰仲	?	—	—	伝・纂	地下		
長祿2年 (1458)	/	世尊寺伊忠→行高	47	正三位	前參議・出雲權守	公・伝・纂	公卿	?	①
	/	三条西公世→公延	4	從五位下	侍從	公・伝・纂・知・尊卑・野史	堂上	大臣	①
長祿3年 (1459)									
寛正元年 (1460)	正/5後	北畠政具→政郷	12	從五位下	右少將	伝・纂・大乘院	武家		①
	2/5	丹波成長→重長	?	正五位下	宮内権少輔?	歴名・纂・尊卑・丹波氏系図	地下		成仁(後土御門)避諱?
寛正2年 (1461)	正/5前	豊原広秋→冬秋	?	?	?	纂	地下		①
寛正3年 (1462)									
寛正4年 (1463)	2/5	土御門有長→泰清	?	?	?	歴名・纂	堂上	半家	同日正四位下
	11/21	正親町公遠→公兼	11	正五位下	侍從・讃岐介	公・伝・纂・知・柳原	堂上	羽林	
寛正5年 (1464)	7/19後	和氣郷子→大炊御門信子	54	?	女官	尊卑・纂・皇親系付録・歴代皇紀・実隆	女子		養子
	10/1前	安倍季量→季久	81	?	左兵衛志・伊賀守・大蔵丞	地	地下		
寛正6年 (1465)	12/13前	大沢重栄→久守	36	—	左衛門少尉	?	地下		
	12/13	清原業枝→小槻弘恵	?	?	?	歴名・纂	地下		改姓
文正元年 (1466)	3/15	中原師藤→師箸	?	?	博士	歴名・纂	地下		同日正四位下
応仁元年 (1467)	正/5	吉田兼敏→兼俱	33	正四位下	—	公・伝・家譜・歴名・纂	堂上	半家	同日正四位上
	正/5	甘露寺氏長→万里小路春房	19	正五位上	右中弁・蔵人	公・弁・歴名・纂・野史	堂上	名家	養子・相続
	/頃	東坊城長胤→長光	?	?	?	纂	堂上	半家	
応仁2年 (1468)	2/27	花山院忠熙→政長	18	正四位下	左中將	公・伝・纂・知・家譜	堂上	清華	將軍義政避諱?
	5/18前	西洞院時宣→時顯	35	從四位上	左兵衛佐	伝・纂・知	堂上	半家	
文明元年 (1469)	5/6	源為縁→為安	?	?	?	歴名	地下		
	9/18	三条西公延→実隆	15	從五位上	右少將	公・伝・纂・知・尊卑・野史	堂上	大臣	②、相続?
文明2年 (1470)	10/28	豊原冬秋→慶秋	?	?	?	歴名	地下		②、同日正五位下
文明3年 (1471)	3/27	大河内親郷→親文	?	—	—	歴名・纂・家譜	武家		同日從五位下
	12/21前	高橋幸弘→宗興	?	從四位上	民部大輔	地	地下		
文明4年 (1472)	8/25	鷲尾隆治→隆之	?	—	—	親長	堂上	羽林	後醍醐(尊治)避諱
文明5年 (1473)	2/19	藤原忠維→忠箸	?	?	?	歴名・纂	地下		
	6/28	武者小路種光→縁光	33	從三位	參議	公・纂	公卿	羽林	
	10/1	柳原尚光→量光	26	正四位上	左中弁・蔵人頭・文章博士	公・伝・弁・歴名・纂・知・野史・紀光	堂上	名家	將軍義尚避諱
	/	久我通尚→通博	48	從一位	前右大臣	公・伝・家譜・纂・統・柳婦	公卿	清華	②、將軍義尚避諱
文明6年 (1474)	4/13	世尊寺行高→行康	63	從二位	前參議	公・伝・纂・実隆	公卿	?	②、伏見宮邦高避諱
	4/23	源経卿→経邦	?	?	?	歴名	堂上?	?	
	/	今出川公尚→公興	29	從三位	非參議	公・伝・家譜・纂・知	公卿	清華	將軍義尚避諱
文明7年 (1475)	正/28前	四辻季熙→季経	29	正四位下	侍從	公・纂	堂上	羽林	將軍義熙避諱?

文明 8 年 (1476)												
文明 9 年 (1477)	8 / 19	丹波定長→利長	?	—	刑部少輔	歷名・纂	地下					
文明 10 年 (1478)												
文明 11 年 (1479)												
文明 12 年 (1480)	3 / 29	大宮頼敏→時元	10	從五位下	—	歷名・纂	地下			養子		
	4 / 24 前	細川頼次→政有	32	從五位下	刑部大輔	纂	地下					
	9 / 14 前	北畠政郷→政勝	32	從四位上	權右中將	一編宜氏經神事記	武家			②		
文明 13 年 (1481)												
文明 14 年 (1482)	6 /	正親町三条公躬→ 公治	42	從二位	前権大納言	公・伝・家譜・纂・ 知・尊卑・野史	公卿	大臣		相統		
	8 /	源長氏→長綱	?	—	—	歷名・纂	地下					
文明 15 年 (1483)	12 / 20 前	阿野実千→季綱	15	—	—	伝・纂	堂上		羽林			
文明 16 年 (1484)												
文明 17 年 (1485)												
文明 18 年 (1486)												
長享元年 (1487)	正 / 15	正親町三条実統→ 実望	25	從四位下	右少將	公・伝・家譜・歴 名・纂・知	堂上	大臣				
	12 /	藤原基邦→基茂	?	—	—	歷名	地下					
長享 2 年 (1488)	6 /	足利義尚→義熙	24	從一位	内大臣・右大將・ 両院別当・將軍	公・伝・纂・大日本史料・実 隆・親長・久守記・大乗院	公卿	武家		「江州出陣改名」		
	3 / 5 前	三条西公保→公条	2	—	—	野史	堂上	大臣		公保 (1398-1460) と混同?		
	9 / 17	結城尚隆→尚豊	?	—	—	歷名	武家			同日從五位下近江守		
	/	小倉季熙→季種	33	從三位	參議	公・伝・纂・知	公卿	羽林		將軍義熙避諱		
延徳元年 (1489)	7 / 8	北畠具方→材親	22	從五位下	右少將	公・伝・歴名・纂	武家			將軍世子義材偏諱		
	8 / 3	吉田兼枝→兼致	33	從五位下	—	伝・家譜・纂	堂上	半家				
	/	勸修寺經熙→經郷	58	從三位	非參議・大宰大貳	公・纂	公卿	名家		將軍義熙避諱		
延徳 2 年 (1490)	4 / 26	藤波輔忠→伊忠	33	從五位上?	—	歷名・纂・知・家譜	地下					
延徳 3 年 (1491)	12 /	高橋定富→宗古	32	?	若狹守	地・纂	地下			①		
明応元年 (1492)	3 /	鷹司兼教→兼敦	13	正五位下	右少將	統・親長	堂上	摂家		故兼教避諱		
	6 / 27	鷹司兼敦→兼輔	13	正五位下	右少將	公・伝・歴名・統・ 知・親長	堂上	摂家				
明応 2 年 (1493)	6 / 19	足利義遐→義高	14	從五位下	—	公・伝・纂・統・歴 名	武家			①		
明応 3 年 (1494)												
明応 4 年 (1495)	8 / 23 前	細川元国→政国	?	?	右馬頭	纂	武家			將軍義政偏諱?		
明応 5 年 (1496)												
明応 6 年 (1497)												
明応 7 年 (1498)	/	足利義材→義尹	33	從四位下	將軍・參議・左中 將	公・纂	公卿	武家		①		
明応 8 年 (1499)	10 / 27 前	今出川季直→季孝	21	從四位下	左少將	公・伝・家譜・歴 名・纂・知	堂上	清華				
	12 /	高橋宗古→宗国	41	?	若狹守	地・纂	地下			②		

明応9年 (1500)	6/16前	木造具茂→俊茂	6	—	—		纂	武家		
	7/前	甘露寺敦長→伊長	17	從五位上	左衛門佐		弁・家譜・纂・知	堂上	名家	
	12/25	壬生元光→千恒	6	—	—		地・家譜・歷名・纂	地下		同日從五位下
	12/29	大宮定泰→伊治	5	—	—		歷名・纂	地下		同日從五位下
文龜元年 (1501)	12/3	白川雅益→雅業	14	從五位上	侍從		公・伝・歷名・纂	堂上	半家	
文龜2年 (1502)	3/10	持明院家親→基規	11	從五位下	—		公・伝・歷名・纂・知	堂上	羽林	
	7/21	足利義高→義澄	23	從四位下	參議・左中將・將軍		公・伝・纂	公卿	武家	②
文龜3年 (1503)										
永正元年 (1504)										
永正2年 (1505)										
永正3年 (1506)	2/16	万里小路量房→秀房	15	從五位下	—		公・弁・歷名・宣胤	堂上	名家	元服
	12/27	正親町実枝→実胤	17	從四位下	右少將		公・伝・歷名・纂・知・柳原・宣下・宣胤	堂上	羽林	
永正4年 (1507)	正/5	物加波懐幸→懐古	?	—	?		歷名	地下		①、同日從五位下
	2/3	勘解由小路在秀→在富	18	—	—		公・歷名・纂	地下		
永正5年 (1508)	/	日野高光→澄光	20	從四位下	藏人		公・伝・家譜・弁・纂・知・野史	堂上	名家	①、將軍義澄偏諱
永正6年 (1509)	正/16頃	日野澄光→内光	21	從四位下	藏人		公・伝・家譜・弁・歷名・纂・知・野史・実隆	堂上	名家	②
永正7年 (1510)										
永正8年 (1511)										
永正9年 (1512)	3/13	小倉公光→公右	2	—	—		伝・家譜・歷名・纂・知	堂上	羽林	
	3/18	中院通泰→通胤	14	從五位下	侍從		公・伝・歷名・纂・実隆	堂上	大臣	文德(道康)避諱
永正10年 (1513)	正/27前	綾小路資教→資能	17	正五位下	右少將		伝・纂・知	堂上	羽林	
	11/9	足利義尹→義植	48	從二位	權大納言・將軍		公・纂・統・拾芥記	公卿	武家	②
永正11年 (1514)	8/27	九条尹通→植通	8	正五位下	—		尊卑	堂上	摂家	將軍義植偏諱
永正12年 (1515)										
永正13年 (1516)	12/10前	北畠親平→具国	14	從五位下	侍從		公・伝・歷名・纂	武家		①
永正14年 (1517)	4/9	下冷泉為名→為豊	14	從五位下	—		公・伝・家譜・歷名・纂・知	堂上	羽林	元服
	9/16	松殿忠豊→家豊	?	?	?		宣胤・大日本史料	堂上	摂家	一条房家・勸修寺尹豊
永正15年 (1518)	12/30	北畠具国→晴具	16	從五位上	左中將		公・伝・歷名・纂	武家		②、將軍義晴偏諱
永正16年 (1519)	5/11前	細川之信→尚春	?	?	淡路守		纂	武家		將軍義尚偏諱?
	7/25前	丹波知康→宗康	?	從五位上	?		歷名・尊卑・纂	地下		知仁(後奈良)避諱?
	12/27	物加波懐古→懐当	?	從五位上?	兵部大輔?		歷名	地下		②、同日正五位下
永正17年 (1520)										
大永元年 (1521)	9/20前	源永友→兄尚	?	?	?		歷名・纂	地下		
	11/前	斯波義達→義淳	?	從四位下	左兵衛佐		纂	武家		
大永2年 (1522)										

大永3年 (1523)									
大永4年 (1524)									
大永5年 (1525)	2/13前	豊孝秋→総秋	?	—	—		地・歴名・纂	地下	
大永6年 (1526)	5/6	卜部兼堯→兼隆	?	從四位下	神祇少副		歴名・纂	堂上?	半家 同日神祇権大副
大永7年 (1527)	正/21	小原国範→国永	20	從五位下	—		纂	地下	同日侍従
	7/13	足利義冬→義維	19	—	—		纂・続・言継	武家	同日從五位下左馬頭
	8/19	祝友正→友国	?	?	?		歴名	地下	同日從四位下
	12/27	田向重繼→姉小路高綱	?	正五位下	右少将		歴名・纂・言継	堂上	羽林 養子
享祿元年 (1528)	3/22	四辻季規→季遠	16	從五位下	—		公・伝・歴名・纂・知・壬生・宣下	堂上	羽林
	9/9	白川孝顕→兼親	?	正五位下	左権少将		尊卑・歴名・湯・壬生	堂上	半家
享祿2年 (1529)	2/15	大沢重敏→綱家	?	從五位上	左衛門		歴名・纂・言継	地下	
享祿3年 (1530)									
享祿4年 (1531)	3/9	菊池重治→義右	27	?	?		歴名	武家	
	7/24前	細川尹賢→尹元	?	?	右馬頭		纂	武家	
天文元年 (1532)	5/	徳大寺実規→実通	20	正三位	権中納言		公・伝・家譜・纂・知・野史	公卿	清華
天文2年 (1533)	正/11	細川尹経→尹隆	?	—	—		歴名・纂	武家	同日從五位下
	2/14	藤原盛孝→堯慶	?	—	—		歴名・纂	地下	同日從五位下兵部大輔
	11/5	町(日野)資雄→資将	16	正五位下	右少弁・藏人		公・弁・歴名・纂	堂上	名家
	11/24	中院通右→通量	17	從四位下	左少将		公・伝・纂・野史	堂上	大臣 ①
	11/24	中院通量→通為	17	從四位下	左少将		公・伝・纂・野史	堂上	大臣 ②
天文3年 (1534)	正/2前	生島承孝→治兼	?	?	右京亮		地・纂	地下	同日從四位上加賀守
	2/26	吉田兼将→兼隨	?	從五位上	神祇少副		歴名・纂	地下	同日正五位下
天文4年 (1535)	4/25	鴨光教→秀行	?	?	?		歴名	地下	
	6/20	清原(船橋)頼賢→枝賢	16	從五位下	主水正		公・伝・纂	堂上	半家 同日從五位下
天文5年 (1536)									
天文6年 (1537)									
天文7年 (1538)	3/7	下冷泉為房→為能	9	—	—		公・伝・家譜・歴名・纂・知・野史	堂上	羽林 ①、同日從五位下
天文8年 (1539)	6/19	大内恒持→晴持	16	從五位下	周防介		歴名・纂	武家	①、養子
	12/2前	北畠具房→具種	?	從五位下	左中将		公・歴名・纂	武家	①、同日從五位上
天文9年 (1540)	6/24前	北畠朝家→具永	54	?	?		歴名・纂	武家	同日從五位上彈正少弼
	12/3	小野職勝→職照	?	?	?		地・歴名	地下	同日從五位上
天文10年 (1541)	2/3	大河内親泰→秀長	?	從四位上	左中将		公・纂	武家	①、同日正四位下
天文11年 (1542)	2/3	源房行→房成	?	—	—		歴名・纂	地下	
天文12年 (1543)	/	大内晴持→義房	20	正五位下	左衛門佐		纂	武家	②、足利将軍偏諱
天文13年 (1544)	正/6前	万里小路頼房→輔房	3	—	—		伝・纂	堂上	名家

	4/23	日野資条→晴資	9	從五位下	—	家譜・弁・歷名	堂上	名家	將軍義晴偏諱
	6/2	三条西実世→実澄	34	從二位	權大納言	公・伝・纂・知・野史・言繼	公卿	大臣	①
	9/12前	慈光寺康任→仲明	?	—	—	纂	地下		
	/前	北畠具種→具祐	?	正五位下	左中將	公・歷名・纂	武家		②、養子
天文14年(1545)	3/25	大神景雅→景頼	?	從五位上		歷名・纂	地下		
	10/21	豊盛秋→守秋	?	從四位上	隱岐守	地・歷名・纂・言繼	地下		
	11/16	今出川実維→晴季	7	正四位下	左少將・美作介	公・伝・家譜・歷名・纂・知・野史・言繼・言繼上卿之間下知家	堂上	清華	將軍義晴偏諱
天文15年(1546)	12/	下冷泉範家→高倉範信	12	—	—	公・伝・弁・家譜・歷名・纂・知	堂上	羽林	①、養子
	12/27	甘露寺俊藤→俊長	11	從五位下	—	家譜・歷名・纂	堂上	名家	養子
天文16年(1547)	4/9	中御門宣治→宣忠	31	正三位	權中納言	公・伝・家譜・纂・史料綜覧・柳原	公卿	名家	
	/	東坊城為治→盛長	10	—	大内記	公・伝・歷名・纂・野史	堂上	半家	養子
天文17年(1548)	2/3	千秋晴季→晴範	?	從五位上	刑部少輔	歷名・纂	地下		今出川晴季避諱?
	12/	甘露寺宗親→熙長	12	—	—	歷名・纂・言繼	堂上	名家	養子
天文18年(1549)	/	清原(船橋)業賢→良雄	52	從三位	少納言・侍從	公・伝・纂	公卿	半家	
天文19年(1550)	7/13	清原(船橋)隆屋→教重	?	—	—	歷名・纂	堂上	半家	
	10/2	庭田重頼→重通	4	從五位下	—	公・伝・歷名・纂	堂上	羽林	①
天文20年(1551)	9/19	町將光→柳原淳光	11	正五位上	左少弁	公・伝・弁・歷名・纂・知・紀光	堂上	名家	養子・相統
	9/21	高倉範信→甘露寺経元	17	從五位上	少納言	公・伝・弁・歷名・纂・知	堂上	名家	②、養子
天文21年(1552)	/	大河内秀長→頼房	?	正三位	權中納言	公・纂	公卿	羽林	②
天文22年(1553)	/前	細川氏綱→持隆	57	?	讃岐守	纂	武家		
	正/26前	藤原晴直→晴門	47	?	?	歷名	武家		
	閏正/8	進藤長信→長治	19	—	左衛門少尉	歷名・纂	地下		
	11/25前	細川元勝→元春	?	從五位下	刑部大輔・掃部助・和泉守護	地・纂	地下		
天文23年(1554)	正/	下冷泉為能→俊右	25	正五位下	右權少將	公・伝・家譜・歷名・纂・知	堂上	羽林	②
	2/12	足利義藤→義輝	19	從四位下	將軍・參議・左中將	公・伝・纂・統・年代略記	公卿	武家	
弘治元年(1555)	正/5	三条西公尊→公陸	8	從五位下	侍從	歷名・纂・尊卑	堂上	大臣	故徳大寺公孝避諱
	10/13	近衛晴嗣→前嗣	20	正二位	関白・氏長者・左大臣	公・伝・家譜・纂・知・統・野史	公卿	撰家	①、同日從一位
弘治2年(1556)									
弘治3年(1557)									
永祿元年(1558)	12/27	小野秀方→秀信	35	從五位下	主殿少允	地・歷名	地下		正親町(方仁)避諱?
永祿2年(1559)	4/23	広橋兼保→日野輝資	5	從五位下	—	公・伝・家譜・弁・歷名・纂・知・野史	堂上	名家	養子・相統
永祿3年(1560)	5/2	中御門宣光→宣教	18	—	—	歷名	堂上	名家	①、誤謬?
	6/6	中御門宣將→菅原(高辻?)季長	?	—	—	歷名・纂	堂上	半家	①、養子
	6/6	菅原(高辻?)季長→高倉資政	?	—	—	歷名・纂	堂上	羽林	②、養子
	8/8前	安倍季友→季雄	67	?	壱岐守・右京亮	地	地下		

	8 / 17	西洞院時秀→時当	30	正四位下	左兵衛督	公・伝・纂	堂上	半家	
	正 / 28	三好義長→義興	20	?	?	歴名・史料綜覧	武家		
永禄5年 (1562)	8 /	近衛前嗣→前久	27	従一位	前関白・前左大臣	公・伝・家譜・纂・知・ 統・野史・王代一覽	公卿	摂家	②
	2 / 11	三木良頼→嗣頼	?	従三位	非参議	公・野史・纂	公卿	羽林	改姓?
永禄6年 (1563)	3 / 12	三木光頼→自綱	?	従五位下	左衛門佐	歴名・纂	武家		
	4 / 21	竹内家治→長治	28	—	藏人・左将監	伝・歴名・纂・知	堂上	半家	
永禄7年 (1564)									
永禄8年 (1565)	12 / 7 前	大宮伊右→惟右	?	—	—	纂	地下		
	12 / 30	久我通興→通俊	25	正二位	権大納言・右大将	公・伝・家譜・纂・ 柳婦	公卿	清華	①
永禄9年 (1566)	3 / 11 前	坂内具定→具信	?	正五位下	左少将	歴名・纂	武家		
	12 / 28	足利義親→義栄	29	—	—	纂	武家		同日従五位下
永禄10年 (1567)	/	下冷泉俊孝→為勝	11	従五位下	—	伝・歴名・纂	堂上	羽林	
	12 / 21	勸修寺晴秀→晴右	45	従二位	権中納言	公・伝・纂・宣下・ 晴右	公卿	名家	
永禄11年 (1568)	4 / 15	足利義秋→義昭	32	従五位下	左馬頭	統・言継・本朝通鑑	武家		元服
	12 / 11	鴨脚木光政→昭?	?	従五位上	刑部少輔	言継	地下		將軍義昭偏諱
	頃	三木善次→善仲	?	?	?	家譜・書統	地下		
永禄12年 (1569)	8 / 20	滋野井実藤→五辻 元仲	12	従五位下	—	公・伝・歴名・纂	堂上	半家	①、改姓
	10 / 24	三条西公光→公明	14	正五位下	右少将	公・伝・歴名・纂・知・尊卑・藤原・ 宣下・狩野守吉氏蒐集文書	堂上	大臣	①
元亀元年 (1570)	7 /	上冷泉為房→為満	12	従五位下	—	公・伝・纂・知・野 史・言継	堂上	羽林	
	/	久我通俊→通堅	30	正二位	—	公・伝・家譜・纂・ 柳婦	公卿	清華	②
元亀2年 (1571)									
元亀3年 (1572)	12 / 20	(白川) 雅英→雅 朝	18	正五位下	神祇伯・左権少将	公・伝・歴名・纂・湯・柳原・ 宣下・大日本史料	堂上	半家	
天正元年 (1573)									
天正2年 (1574)	4 / 前	織田信重→信忠	18	—	—	寛永伝・寛政譜	武家		
	4 / 5 頃	朝山資綱→久綱	?	—	—	地・歴名・纂	地下		
	12 / 24	三条西実澄→実枝	64	正二位	権大納言	公・伝・纂・知・野史・藤原・三条西実 枝改名諱状・改姓改名文書・宣下	公卿	大臣	②
天正3年 (1575)	2 / 14	下冷泉俊右→為純	46	正四位下	右中將	公・伝・家譜・歴名・知・ 野史・柳原・宣下	堂上	羽林	③
	3 / 3	四条家賢→隆昌	20	従五位下	侍従	伝・家譜・歴名・柳原・藤 原公虎並家賢改名諱状写	堂上	羽林	養子
	4 / 2	水無瀬親氏→兼成	62	従二位	参議	公・伝・纂・湯・柳 原	公卿	羽林	
	4 / 17	河鱸公虎→西洞院 時通	24	正五位下	右兵衛佐	公・伝・家譜・歴名・知・藤原・藤原公 虎改名諱状・宣下・史記・藤原公虎改名諱 状	堂上	半家	①、養子・相統
	/	北畠具豊→信意	18	従五位下	侍従	纂	武家		①、相統?
	8 / 18 前	高辻貞長→五条為 名	24	—	文章得業生	公・伝・歴名・纂	堂上	半家	①、養子・相統
	12 / 18	土御門久脩→勘解 由小路在綱	16	従五位下	陰陽頭・治部大輔	歴名・統・柳原・宣 下	堂上	半家	①、改姓
	12 / 23	久我吉通→季通	11	従四位下	侍従	公・伝・家譜・歴名・纂・柳婦・ 柳原・改姓改名文書・宣下	堂上	清華	①、元服
	12 / 29	三条西公明→公国	20	従三位	権中納言	公・伝・纂・知・尊卑・柳 原・改姓改名文書・宣下	公卿	大臣	②

天正4年 (1576)	7/27	下冷泉俊久→六条有親	13	從五位下	侍從	公・伝・歴名・纂・野史・言経	堂上	羽林	①、養子・相統
	11/25前	長野??→具藤	25	?	?	纂	武家		養子・相統
	12/8前	三木親寅→宣綱	?	從五位下	?	歴名・纂	武家		
天正5年 (1577)	3/26	勘解由小路在綱→土御門久脩	18	從五位上	陰陽頭・治部大輔	歴名・統	堂上	半家	②、復姓
	8/	三条公宣→実綱	16	正四位下	左中將	公・伝・歴名・纂・野史	堂上	清華	
	11/3前	太秦兼行→東儀季兼	14	—	—	地	地下		改姓
天正6年 (1578)	4/1前	中御門宣教→宣政	36	正四位上	左中弁・藏人頭・氏院別当	纂	堂上	名家	②、誤謬?
	11/17	薄以継→諸光	32	—	藏人・左近將監・式部大丞	伝・纂	堂上	?	相統?
	12/17	伏見宮邦良→邦房	13	—	伏見宮家当主・親王	伏見宮御系譜・纂・言経・統	皇族		元服
天正7年 (1579)	正/9	正親町実彦→季秀	32	從三位	參議・右中將	公・伝・家譜・知・纂・野史・言経・正親町季秀改名款状	公卿	羽林	
	2/17	葉室長教→定藤	19	正五位上	左少弁・藏人	伝・家譜・弁・纂・知・宣下・言経	堂上	名家	
天正8年 (1580)	/	甘露寺藤光→経遠	5	從五位下	—	歴名・纂	堂上	名家	養子
天正9年 (1581)	/	葉室経家→頼宣	11	正五位下	右少弁	公・伝・家譜・弁・歴名・纂・知	堂上	名家	相統
	3/	正親町季康→公久	7	從五位上	侍從	歴名・纂	堂上	羽林	
	正/前	園基定→基継	56	從五位上	侍從	伝・知・歴名	堂上	羽林	
天正10年 (1582)	正/6	五条為名→為良	31	正五位下	侍從・文章博士	公・伝・纂・言経	堂上	半家	②
	/	北畠信意→織田信雄	25	正五位下	左中將	伝・纂・寛永伝・寛政譜	武家		②、養子
	/	近衛信基→信輔	18	從二位	内大臣	公・伝・家譜・纂・知・野史	公卿	撰家	①
	/	飛鳥井雅敦→雅春	63	正二位	権大納言	公・伝・纂・知・野史	公卿	羽林	
天正11年 (1583)									
天正12年 (1584)	3/1	西洞院時通→時慶	33	正四位下	右兵衛佐	公・伝・纂・柳原・大日本史料・平松文書	堂上	半家	②
	4/21	松木宗房→宗満	48	正三位	権中納言	公・伝・纂・知・柳原・大日本史料	公卿	羽林	
	12/6前	久我具家→通世	2	—	—	伝・知	堂上	清華	
天正13年 (1585)	2/17	久我季通→敦通	21	從二位	権大納言	公・伝・家譜・纂・大日本史料・柳原・壬生家四巻之日記・藤村・改姓改名文書	公卿	清華	②
	11/24前	押小路師頼→師生	5	—	—	地・纂・家譜	地下		
	/	阿野実政→実治	2	—	—	公・伝・歴名・纂・知	堂上	羽林	①
	/	高倉(藪)範遠→山科(猪熊)教利	3	—	—	伝・纂・知	堂上	羽林	改称?
天正14年 (1586)	4/4	吉田兼和→兼見	52	從三位	神祇大副・左兵衛督	公・伝・家譜・纂・名字弁	公卿	半家	和仁(後陽成)避諱
天正15年 (1587)	3/13	中御門宣光→宣泰	19	正五位上	右中弁・藏人・氏院別当	公・伝・家譜・弁・纂・柳原	堂上	名家	①
天正16年 (1588)	/	六条有親→有広	25	從四位下	左権中將	公・伝・家譜・纂	堂上	羽林	②
天正17年 (1589)									
天正18年 (1590)	4/12前	村雲信尚→信之	?	從五位下	—	地	地下		
天正19年 (1591)									
文禄元年 (1592)	正/21	阿野実治→実顕	9	從五位上	侍從	公・伝・歴名・纂・知	堂上	羽林	②
	2/11	中御門宣泰→資胤	24	正四位上	左中弁・藏人頭・氏院別当	公・伝・家譜・弁・纂・柳原・歴朝要紀	堂上	名家	②

慶長 17 年 (1612)	7/14 前	樹下相次→資広	?	?	大炊頭	纂		地下		
慶長 18 年 (1613)	4/6 前	秋篠忠治→忠定	27	從五位下	彈正大弼	公・伝・知		堂上	羽林	①
	8/3	難波宗勝→飛鳥井雅胤	28	—	—	公・伝・纂・知・野史		堂上	羽林	①、養子・相統
	9/15 前	松木宗澄→宗則	38	從四位上	左中將	伝・纂・知		堂上	羽林	
慶長 19 年 (1614)	8/27 前	豊為秋→眉秋	?	正五位下	隱岐守	纂		地下		
元和元年 (1615)	8/	濟祐→好仁	13	無品	聖護院門跡	大日本史料・有栖川宮御家系		皇族		元服
	10/12	坊城俊直→勸修寺經広	10	從五位上	左兵衛權佐	公・伝・弁・纂・柳原		堂上	名家	養子・相統
	11/21	多忠福→忠喜	?	正五位下	右將監	地		地下		同日河内守
	12/2	堀河康満→康胤	24	從四位下	左少將	公・伝・家譜・纂・知・野史		堂上	羽林	
元和 2 年 (1616)	4/26	滋野井冬隆→季吉	31	從四位上	右中將	公・伝・纂・知・言緒		堂上	羽林	②、養子・相統
	5/2	坊城頼豊→俊完	8	從五位上	兵部少輔	公・伝・家譜・弁・纂・知・柳原・壬生		堂上	名家	養子・相統
元和 3 年 (1617)										
元和 4 年 (1618)										
元和 5 年 (1619)										
元和 6 年 (1620)	正/5 前	粟津職安→職康	44	從五位下	因幡守	地		地下		①
	正/5 前	粟津職康→職善	44	從五位下	因幡守	地		地下		②
	6/1	信濃小路宗益→宗増	43	—	—	地・纂		地下		改姓
	12/27	中御門宣繁→宣順	8	從五位下	—	公・伝・弁・纂		堂上	名家	元服
元和 7 年 (1621)	6/9 前	志水俊生→生俊	23	正六位上	権少外記	地・纂		地下		
元和 8 年 (1622)										
元和 9 年 (1623)	正/3 前	正親町公久→実興	10	從五位上	侍從	伝		堂上	羽林	
寛永元年 (1624)	6/23 頃	粟津氏美→美清	?	?	?	地		地下		
	/前	町口家弘→家広	?	?	?	地		地下		
寛永 2 年 (1625)										
寛永 3 年 (1626)	12/4	八条宮忠仁→智忠	7	—	—	纂・統御系譜後水尾天皇実録・孝亮		皇族		拝領
	/	吉田兼之→兼里	92	—	内非藏人	地・纂		地下		
寛永 4 年 (1627)										
寛永 5 年 (1628)	2/10 前	飛鳥井雅胤→雅宣	43	從三位	參議・左衛門督	公・伝・纂・知・野史		公卿	羽林	②
	4/5 前	生源寺行氏→行長	47	?	日吉社司	纂		地下		
寛永 6 年 (1629)	/	今出川宣季→經季	36	正二位	前権大納言	公・伝・家譜・纂・知		公卿	清華	
	6/19	船橋秀雄→秀相	30	正五位下	式部少輔・明經博士	伝・纂・壬生		堂上	半家	
	/前	生島秀治→興秀	63	從五位下	宮内少輔	地・纂		地下		①
	/前	生島興秀→秀盛	63	從五位下	宮内少輔	地・纂		地下		②、明正（興子）避諱？
寛永 7 年 (1630)	2/4 前	今小路行重→宗光	33	法眼	—	地		地下		
	5/4	平松時興→時庸	32	正四位下	侍從	公・伝・纂・名字弁		堂上	名家	明正（興子）避諱

寛永8年 (1631)	閏10/21	九条忠栄→幸家	46	従一位	前左大臣・前関白	公・伝・家譜・纂・ 知・統・壬生・道房	公卿	撰家	『公』年誤
	11/2	九条忠象→道房	23	従二位	権大納言・右大 将・橘氏は定	公・伝・家譜・纂・ 知・壬生・道房	公卿	撰家	夢告
	12/24	勢多治興→治卿	42	従四位下	大判事	地	地下		明正(興子)避諱?
寛永9年 (1632)									
寛永10年 (1633)	/前	飛鳥井雅昭→雅章	23	従四位上	左中将	伝・纂・知	堂上	羽林	
寛永11年 (1634)									
寛永12年 (1635)	9/8	一条兼遐→昭良	31	従一位	摂政・前左大臣	公・伝・家譜・纂・知・ 諸家系伝・統・柳原	公卿	撰家	
	9/13	中御門宣衡→成良	46	正二位	前権大納言・後水 尾院執権	公・伝・纂	公卿	名家	②
	9/5前	油小路隆経→隆良	41	従四位下	左中将	伝・知	堂上	羽林	①
寛永13年 (1636)	正/5前	清水谷忠定→実任	50	正四位下	左中将	公・伝・知	堂上	羽林	②、養子・相統
	9/24前	油小路隆親→隆房	15	従五位上	侍従	伝・纂・知	堂上	羽林	①
寛永14年 (1637)	12/21	中御門成良→尚良	48	正二位	前権大納言・後水 尾院執権	公・伝・纂・康道	公卿	名家	③
寛永15年 (1638)	正/6前	花山院定恵→忠広	11	正五位下	侍従	?	堂上	清華	
寛永16年 (1639)	3/18	藤江定時→雅良	37	正五位下	右京大夫	公・伝・纂	堂上	羽林	
	/前	油小路隆房→隆貞	18	正五位下	左少将	伝・纂・知	堂上	羽林	②
	/前	油小路隆良→隆基	45	正四位下	左中将	伝・知	堂上	羽林	②
	/前	藤谷為永→為顕	20	正五位下	左少将	伝・纂・知	堂上	羽林	①
寛永17年 (1640)	/	藤谷為顕→為条	21	従四位下	左少将	伝・纂・知	堂上	羽林	②
	11/20	大炊御門経致→経 孝	28	従二位	権中納言	公・伝・纂・知・野 史・柳原・康道	公卿	清華	
寛永18年 (1641)									
寛永19年 (1642)	9/5	徳大寺実保→実維	7	従五位上	—	伝・家譜・纂・知・ 康道	堂上	清華	
寛永20年 (1643)	正/28	久世益通→通俊	18	従四位下	右少将	伝・纂・壬生	堂上	羽林	
	6/2	松殿道基→道昭	29	従三位	権大納言	公・伝・家譜・纂・ 壬生	公卿	撰家	正/11権大納言
	11/15前	高辻長昭→長純	25	従四位下	侍従・文章博士	伝・家譜・知	堂上	半家	
正保元年 (1644)									
正保2年 (1645)	正/5	松波光照→光教	22	正六位上	左京大進	地	地下		
	正/6	堀川高弘→弘忠	33	従五位上	左衛門大尉・式部 少丞	地	地下		
	11/25前	裏辻業房→実景	9	従五位下	—	公・纂・知	堂上	羽林	養子
正保3年 (1646)	正/13前	錦小路頼直→頼房	45	従四位下	典薬頭	地・纂	地下		
正保4年 (1647)	正/5	勢多治継→治勝	23	正六位上	左衛門大志	地	地下		後光明(紹仁・つぐひと) 避諱?
	12/7	多忠行→忠之	?	—	右近将監	地・纂	地下		
	/	船橋(清原)賢充 →河越(源)兼字	20	正六位上	兵庫大允	地	地下		改姓
慶安元年 (1648)	12/14	清閑寺保房→熙房	16	正五位上	藏人・右少弁	公・伝・弁・纂・知・押 小路・禁番・幕祚	堂上	名家	
慶安2年 (1649)	正/6頃	隠岐広三→広実	?	従四位下	河内守	地	地下		
	2/4	浜島清貞→清廉	32	従五位下	奉膳	地	地下		同日従五位上

	11/24	正親町三条季成→実昭	26	從四位上	右少将	公・伝・家譜・纂・知	堂上	大臣	相統
	12/18	富小路尚直→永貞	10	從五位下	—	伝・纂	堂上	半家	近衛尚嗣避諱?
慶安3年(1650)	4/20	桂資房→昭房	13	從五位下	—	伝・弁・纂	堂上	名家	
	11/5	小倉季雅→実起	29	從四位下	右中將	公・伝・纂・知・野史・壬生・禁番	堂上	羽林	
	12/27	柳原業光→茂光	56	正二位	権大納言	公・伝・纂・知・野史・壬生・禁番・紀光	公卿	名家	
慶安4年(1651)	正/5	山井広直→景元	23	正六位下	右衛門少尉	地・纂	地下		
	2/10	一条伊実→教良	19	正二位	内大臣・左大将	公・伝・家譜・纂・知・統・柳原・壬生・禁番	公卿	摂家	①、2/3左大将
	/	堀川武弘→弘次	17	正六位上	左衛門少尉	地	地下		①
承応元年(1652)	正/27	園池宗純→実郷	16	從五位下	—	伝・家譜・纂・知	堂上	羽林	元服
	7/12前	北小路貞益→貞辰	?	法橋	—	地	地下		
	10/2	河端孝益→益経	27	正六位上	左兵衛大尉	地	地下		①
承応2年(1653)	12/12	藤野井親成→重賢	?	—	—	地	地下		改姓
承応3年(1654)	8/18	園継子→光子	53	從三位	典侍	宣順・忠利・統	女子		後光明(紹仁)避諱
	12/10	一条教良→教輔	22	正二位	内大臣・左大将	公・伝・家譜・纂・知・宣順・名字弁・統・柳原・壬生	公卿	摂家	②、後西(良仁)避諱
	12/16	松木宗良→宗条	30	正四位上	藏人頭・左権中將	公・伝・纂・知・宣順・名字弁	堂上	羽林	後西(良仁)避諱
	/	出口延良→延佳	40	從五位上	豊受大神宮権禰宣	日本書紀神代講述抄	地下	社家	後西(良仁)避諱
明暦元年(1655)	正/9	高辻良長→豊長	31	從五位上	侍從・文章博士・大内記	公・伝・家譜・纂・宣下・豊長・宣順	堂上	半家	後西(良仁)避諱
	2/18前	三木善頼→慈光寺冬仲	27	—	—	家譜	地下		
	2/27	綾小路俊良→俊景	24	從四位上	右中將	公・伝・纂・宣順・名字弁・壬生・禁番	堂上	羽林	後西(良仁)避諱
	3/23	七条隆良→隆豊	16	正五位下	—	公・伝・纂・宣順・名字弁・壬生	堂上	羽林	後西(良仁)避諱
	4/18	西園寺実良→実尚	11	從四位上	左少将	伝・家譜・纂・知	堂上	清華	後西(良仁)避諱
明暦2年(1656)	正/5	山井景春→景広	30	正六位下	宮内大録	地・纂	地下		
	正/5	堀川昌弘→弘能	69	從四位上	左衛門大尉・近江守	地	地下		同日正四位下
	5/7前	藤木成良→成祥	63	從五位上	駿河守	地	地下		後西(良仁)避諱?
明暦3年(1657)	4/7前	吉田兼里→兼起	40	從五位下	神祇少副・後水尾院御侍読	伝・家譜	堂上	半家	
	9/23	沢(源)雅広→野宮(藤原)定輔	21	正五位下	兵部大輔	公・伝・纂・知・宣順・壬生	堂上	羽林	①、養子・相統
	10/28	富小路信成→萩原員從	13	從五位下	—	公・伝・纂	堂上	半家	養子
	12/29前	豊光秋→綱秋	?	從五位上	隠岐守	纂	地下		
万治元年(1658)	6/9前	幸徳井友広→友種	51	從四位下	陰陽頭	地・纂	地下		
	8/	中行言→秀勝	19	正六位下	左衛門志	地・纂	地下		
	9/28	高倉永将→永敦	44	從二位	権中納言	公・伝・纂	公卿	半家	
	10/16	竹内能治→当治	19	正六位上	藏人・左近将監	公・伝・壬生	堂上	半家	①
万治2年(1659)	9/23	櫛笥忠明→隆胤	18	正五位下	左権少将	伝・家譜・纂・宣順	堂上	羽林	養子・相統
万治3年(1660)	4/13	広橋国宣→貞光	18	正五位下	左少弁	公・伝・弁・纂・知・家譜・豊長・宣順	堂上	名家	相統
	4/25	日野西庸光→国豊	8	從五位下	—	伝・弁・纂・知・家譜	堂上	名家	養子・相統

	8/27	船橋宣相→栄相	21	從五位下	—	伝・家譜	堂上	半家	①、元服
寛文元年 (1661)	/前	速水宗益→有矩	35	正六位上	右兵衛大尉	地	地下		
寛文2年 (1662)	正/	新長久→秀有	?	正六位下	右衛門少志	地・纂	地下		
	2/11	芝葛福→但葛	32	從五位下	左兵衛大尉	地・纂	地下		同日從五位上
	10/20	小森頼頭→頼季	28	正六位上	藏人・院判官代	地・纂	地下		7/17「逆退」
	10/29前	生島孝次→秀成	58	從四位上	玄蕃頭	地・纂	地下		
	12/26	冷泉為繼→今城定淳	28	正四位下	右權中將	公・伝・纂・知	堂上	羽林	改称
	12/27	櫛笥実廉→隆慶	11	從五位下	—	伝・纂・知	堂上	羽林	①、養子・相続
	/	山井久家→景利	26	從五位上	右将監	地・纂	地下		2/11從五位下
寛文3年 (1663)	正/12前	芝信忠→広信	28	—	—	地	地下		
	2/13	山形宗房→宗堅	25	正六位上	右衛門大尉	地	地下		
寛文4年 (1664)	12/25	船橋栄相→経賢	25	從五位上	左兵衛佐・式部少輔	伝・家譜・纂	堂上	半家	②
	12/30	野宮定輔→定縁	28	從四位上	左中将	公・伝・纂・知・豊長	堂上	羽林	②
寛文5年 (1665)	9/21	岩倉具家→具詮	36	正三位	非参議	公・伝・纂	公卿	羽林	
寛文6年 (1666)	/	堀川弘次→貞弘	32	正五位下	左衛門少尉・因幡守	地	地下		②
寛文7年 (1667)	5/27前	東儀季勝→季寿	65	正四位下	出雲守	地	地下		
	12/12	三条季房→実通	18	正四位下	侍從	伝・纂	堂上	清華	①、元服
寛文8年 (1668)									
寛文9年 (1669)	12/18	河端益経→景経	44	從五位下	檢非違使・左衛門少尉	地	地下		②
寛文10年 (1670)	/前	山科政直→正直	67	正五位下	出雲守	地	地下		
	4/27	中山熙季→篤親	15	從五位下	右京権大夫	公・伝・纂・知・壬生	堂上	羽林	養子
	8/23	葉室頼広→下冷泉為直	17	從五位下	—	公・伝・家譜・纂・知・頼業	堂上	羽林	①、養子・相続
	12/15	五辻逸仲→英仲	17	從五位下	左馬頭	伝・纂	堂上	半家	養子
寛文11年 (1671)	12/13	山科言通→四条隆盈	9	從五位下	—	公・伝・知・纂・壬生	堂上	羽林	①、養子・相続
	12/21	倉橋泰純→泰房	34	正五位下	右兵衛佐	伝・纂	堂上	半家	
寛文12年 (1672)	6/27	小倉公代→公連	26	正四位下	右中将	公・伝・纂・知	堂上	羽林	
	12/5	安倍季孝→季高	41	從五位上	左兵衛大尉	地・纂	地下		同日正五位下
延宝元年 (1673)	/前	町口宗勝→宗兼	27	正五位下	右衛門大尉・石見守	地・纂	地下		
	2/19	下冷泉為直→為経	20	從五位上	侍從	公・伝・家譜・知・壬生・頼業	堂上	羽林	②
	4/25前	進藤長好→長昌	39	從五位下	主計頭	進藤系図	地下		
	5/20	尊敬→守澄	40	一品	一身阿闍梨・輪王寺門跡	華頂・紹運・皇親事蹟・史料稿本・後水尾天皇実録	皇族		
	9/6	久我時通→通縁	14	正四位下	左權中將	公・伝・家譜・纂	堂上	清華	①
延宝2年 (1674)	11/26	竹内当治→惟庸	35	從四位下	彈正大弼	公・伝	堂上	半家	②
	12/27	豊寿秋→通秋	21	正六位下	左衛門少尉	地	地下		
延宝3年 (1675)	閏4/6	藤木宗直→致直	19	—	—	地	地下		

	10/13前	粟津職春→清喜	45	從五位下	左衛門少志	地		地下		
延宝4年 (1676)	2/2	速水章益→安益	48	從五位上	長門守	地		地下		同日長門守
	2/8	東坊城知長→恒長	56	正二位	前權大納言	公・伝・家譜・纂・宣下		公卿	半家	
	5/23	壬生重經→季連	22	正六位上	左將監・藏人	地・家譜・纂・宣下・狩野亨吉氏蒐集文書		地下		養子・相統
	12/7	久我通縁→通規	17	從三位	左權中將	公・伝・家譜・纂		公卿	清華	②
	12/17	高橋幸治→宗恒	37	從五位上	備前守	地・纂		地下		
延宝5年 (1677)	4/11	堀川玄弘→安弘	?	正六位上	左衛門大志	地		地下		
	4/12前	鴨脚祐永→永祐	68		鴨社禰宜	鴨県主系図・纂		地下	社家	
	5/3前	生島秀儀→秀将	49	從四位下	—	地・纂		地下		
	5/24	高倉季任→永福	21	正五位下	侍從	公・伝・纂		堂上	半家	同日民部權大輔
	11/23	河端景經→景慶	52	從五位上	檢非違使・左衛門少尉	地		地下		③
	11/26	中院(源)親茂→野宮(藤原)定基	9	從五位下	—	公・伝・纂・知・宣下・師庸		堂上	羽林	養子・相統
	12/29	岡兼精→昌純	32	正六位下	左京大進	地		地下		同日從五位下
	閏12/11	梅小路共益→共方	25	從四位下	民部大輔	公・伝・纂・壬生		堂上	名家	『公』『諸』年誤
	閏12/26	岡昌治→昌倫	20	正六位下	左兵衛少志	地		地下		同日從五位下左兵衛少尉
延宝6年 (1678)	正/1	河端宣經→景福	21	正六位下	右衛門少尉	地		地下		
	正/17	柳原秀熙→秀光	15	從五位下	—	伝・弁・纂・知・基熙・紀光		堂上	名家	養子
	12/21	安倍季家→季福	21	正六位下	左將曹	地		地下		
延宝7年 (1679)	4/24前	松尾相氏→相平	59	—	内非藏人	地		地下		
	5/21前	山本宗勝→宗兼	33	正五位上	石見守	地		地下		
	8/6	難波雅広→宗尚	12	從五位下	—	伝・纂・知		堂上	羽林	養子、『公』年誤
	9/21前	井上秀員→久寛	?	—	—	地・纂		地下		
	10/7	河鱗基共→実陳	45	正三位	參議	公・伝・家譜・纂・知		公卿	羽林	
延宝8年 (1680)	正/5前	岡本清如→清可	31	正六位下	左將監	地		地下		
	7/13	一条内房→冬経	29	正二位	右大臣	公・伝・家譜・纂・知・統・壬生・方長・兼輝・基熙・師庸		公卿	撰家	①、先途を望む
	10/5前	松室重総→重祐	62	?	非藏人・甲斐介	纂		地下		
天和元年 (1681)	11/10前	松波光良→光友	65	正五位下	左衛門大尉	地		地下		
	12/21	風早公寛→公前	15	從五位上	左京權大夫	公・家譜・伝・纂・知		堂上	羽林	①
天和2年 (1682)	2/22	小野職行→職仲	52	從五位下	主殿少允	地		地下		
	2/25	小野職慶→職方	19	正六位下	主殿少允	地		地下		①
	5/6前	吉田兼任→兼条	38	—	院非藏人	纂		地下		
	10/19	久世顯長→通清	13	從五位下	侍從	公・伝		堂上	羽林	①、養子・相統
	11/26	松波光男→光直	24	正六位下	主殿助	地		地下		
	11/30	西園寺兼敦→実輔	22	從三位	權中納言	公・伝・家譜・纂・知		公卿	清華	養子・相統
	/	乾行玄→行真	32	正六位下	右衛門少志	地・纂		地下		

天和3年 (1683)	2/6前	村田武俊→武準	63	正六位上	左将曹・因幡守	地	地下		①
	2/6前	村田武準→武速	63	正六位上	左将曹・因幡守	地	地下		②
	9/	安倍忠充→季逸	15	正六位下	右兵衛少志	地・纂	地下		
	12/27	蘆田貞経→昭賢	29	正六位下	右衛門大尉	地	地下		同日從五位下
貞享元年 (1684)	7/3前	樹下成康→成規	67	?	日吉社司	纂	地下	社家	
	9/15	久我通規→通誠	25	從二位	權中納言	公・伝・家譜・纂・通誠	公卿	清華	③
	11/16	大隅信治→秀峯	50	正五位下	長門守	地	地下		
	11/26	花山院持房→持重	15	正四位下	右權中将・東宮権亮	公・伝・纂・知・家譜・壬生・改名款状	堂上	清華	①
	11/29	藤谷為教→為茂	31	正四位下	左中将	公・伝・纂・知	堂上	羽林	
	12/	徳岡重能→盛言	27	從六位上	造酒佑	地	地下		
	12/12	慈光寺宣仲→貫仲	21	正六位上	藏人・式部大丞・中宮権少進	家譜・書統・纂・知・宣下	地下		
貞享2年 (1685)	6/	守全→天真	22	二品	輪王寺門跡・一身阿闍梨	後西天皇実録・細運・近代帝系・諸門跡伝・御系譜・輪王寺官年譜	皇族		法諱・拝領
	11/29	細川常成→元福	27	正六位下	主計頭	地・纂	地下		
貞享3年 (1686)	正/23	園池季豊→公屋	42	正四位下	左權中将	公・伝・家譜・纂・柳婦	堂上	羽林	
	正/23	四条隆盈→隆安	24	從四位上	左中将	公・伝・纂・兼輝	堂上	羽林	②、養子
	8/10前	辻高庸→春達	48	正五位下	左兵衛大尉	地・纂	地下		
	11/8前	多貞秋→忠武	?	正六位下	修理進	地・纂	地下		養子
貞享4年 (1687)	2/25	(白川) 雅元→雅光	28	正四位下	神祇伯・左權中将	伝・纂・改名款状	堂上	半家	
	2/29	富小路貞俊→貞維	20	正五位下	兵部権大輔・東宮少進	公・伝・纂	堂上	半家	
	3/	沢正堅→正方	22	正六位下	内舍人	地	地下		
元禄元年 (1688)	正/15	六条光胤→房忠	21	從四位下	左權少将	伝・家譜・纂	堂上	羽林	養子
	2/14頃	高津冬貞→時貞	56	從六位上	主殿助	地	地下		醍醐冬実(冬熙) 避諱?
	4/2	滋野井兼成→公澄	19	從五位上	侍從	公・伝・纂・知	堂上	羽林	養子
	11/12	坊城俊安→俊清	23	從五位下	一	公・伝・弁・纂	堂上	名家	相統
	11/30前	斎藤宣盛→明盛	35	從五位下	信濃守	地・纂・大石家外戚 枝葉伝	地下		①
	11/30前	斎藤明盛→明宣	35	從五位下	信濃守	地	地下		②
元禄2年 (1689)	3/8	芝山季寿→広豊	16	從五位上	勘解由次官	公・伝・纂	堂上	名家	養子
	8/2	東園基茂→基長	15	從四位下	左少将	公・伝・纂・知・基量	堂上	羽林	①、家運上昇を望む
	12/1	六条雅共→有慶	18	從五位上	一	公・伝・家譜・纂・通誠	堂上	羽林	①
	12/26	押小路公起→公音	40	從三位	非参議	公・伝・纂・知・家譜・野史・俊広	公卿	羽林	
	12/29	三条実通→実治	40	從二位	権大納言・右大将	公・伝・纂	公卿	清華	②
元禄3年 (1690)	3/12	速水道益→方益	18	正六位下	掃部助	地	地下		①、同日從五位下右衛門大尉
	4/1	東久世博意→博高	32	從四位上	右中将	公・伝・纂	堂上	羽林	
	12/20	醍醐冬実→昭尹	12	從五位上	侍從	公・伝・家譜・纂・知・通誠	堂上	清華	①
	12/21	船橋相起→弘賢	43	從四位下	少納言・侍從・式部少輔	公・伝・通誠	堂上	半家	

元禄4年 (1691)	6/5	行惠→道尊	17	無品	円満院門跡・園城寺長吏	史料稿本・後西天皇実録・紹運・御系譜	皇族		同日聖護院門跡
	8/6前	多門院宗舜→宣舜	?	法橋	—	地	地下		
	12/25	石山基信→基董	23	從四位下	左中將	公・伝・家譜・纂・知・資廉・通誠	堂上	羽林	①、葉川家別家
元禄5年 (1692)	8/22前	松室重增→重住	?	—	内非藏人	地・纂	地下		
	12/21	阿野季信→実藤	59	正三位	權大納言	公・伝・家譜・纂・知	公卿	羽林	同日辞權大納言
元禄6年 (1693)	正/13前	松室重章→重延	?	?	非藏人・遠江介	纂	地下		
	2/9	日野有富→輝光	24	從五位上	權右少弁	公・伝・家譜・弁・纂・知・百一録・基熙	堂上	名家	
	2/9	竹内相孝→惟永	16	從五位上	彈正大弼	公・伝・基熙	堂上	半家	養子・相統
	8/4前	松波光章→友章	39	從五位下	三河守	地	地下		
	8/10前	春日高兼→仲見	64	正五位下	宮内大輔	地・纂	地下		
	9/28前	信濃小路宗勝→長安	50	從四位上	右京大夫	地・纂	地下		
	12/25	正親町三条公光→公統	26	正四位下	右中將	公・伝・家譜・纂・知	堂上	大臣	
	12/25	樋口永康→康熙	17	正五位下	右兵衛佐	公・伝・纂	堂上	羽林	
元禄7年 (1694)	/	大谷泰朝→泰宣	37	法眼	—	地	地下		①、東山(朝仁)避諱?
	4/22	森公康→公子	22	—	非藏人	地	地下		
	閏5/15前	豊吉秋→知秋	62	從四位上	土佐守	地・纂	地下		別家
	8/28	青木行量→庸行	32	從六位上	播磨大目	地	地下		
	9/4	堀河康直→康能	13	從五位下	—	伝・纂・通誠	堂上	羽林	
	12/19	外山宣勝→光顕	43	從三位	非参議	公・伝・纂・知・百一録・通誠・基熙	公卿	名家	
	12/29	小野守吏→尚方	22	正六位下	—	地	地下		同日主殿少允
元禄8年 (1695)	正/19前	広庭祐宣→祐重	76	正四位下	前中務少輔	纂	地下		改姓
	8/19前	生島秀敏→宣盛	70	正五位下	前宮内大輔	地・纂	地下		
	11/22前	松尾相易→相義	?	—	内非藏人	地	地下		社家
	12/23	花山院持重→持実	26	從二位	權大納言	公・伝・纂・知・家譜・通誠	公卿	清華	②
元禄9年 (1696)	/	大谷泰宣→泰翁	39	法眼	—	地	地下		②
	8/5	河越賢長→兼躬	31	從五位下	兵庫權助	地	地下		
	12/26	万里小路熙輔→尚房	15	從五位下	—	公・伝・弁・纂・通誠	堂上	名家	養子
元禄10年 (1697)	2/25	千種具広→有統	11	從五位下	—	公・伝・纂	堂上	羽林	①、養子・相統
	3/18	高橋宗惇→久中	25	從五位下	采女正	地・纂	地下		①
	5/12	堤光任→為任	13	從五位下	右衛門佐	伝・纂・通誠	堂上	名家	
	12/18	吉田兼連→兼敬	45	正三位	非参議・左兵衛督・侍從	公・伝・家譜・纂・幕祚・百一録・通誠	公卿	半家	
	12/27	梅溪量通→通条	26	從四位下	左中將	公・伝・纂・家譜・幕祚・百一録・通誠	堂上	羽林	
	12/29	櫛笥隆幸→隆実	22	正五位下	右少將	公・伝・家譜・纂	堂上	羽林	①、養子・相統
元禄11年 (1698)	4/12	風早公前→公長	32	正四位下	左權中將	公・家譜・伝・纂・知・百一録・通誠・基熙	堂上	羽林	②
	9/28	鴨脚秀富→秀福	54		非藏人	地	地下		

	11 / 27	小野職方→職宣	35	從五位下	主殿少允・民部少丞	地	地下		②、同日兼民部少丞
	12 / 4	一条冬経→兼輝	47	從一位	前関白・前右大臣	公・家譜・伝・知・纂・統・兼輝・公通・資廉・百一録・光平・通誠・基量・基長・基照・師英・史料稿本・壬生	公卿	摂家	②、継嗣を望む
	12 / 15	愛宕通統→通晴	26	從四位下	右中将	公・伝・纂・通誠・資廉・百一録・基長・基照	堂上	羽林	
元禄 12 年 (1699)	閏9 / 5前	竹淵季伴→小倉季慶	49	—	—	公・伝	堂上	羽林	①、相統
	12 / 22	長谷範成→範量	23	從四位下	宮内少輔	伝・家譜・纂・輝光	堂上	名家	養子
	12 / 27	村田春宣→春職	39	正六位上	右大史	地	地下		
元禄 13 年 (1700)	/前	尊慶→尊泉	26	無品	光照院門跡	纂	皇族		
	8 / 13	六角基親→益通	18	正五位下	左権少将	公・家譜・纂・知・百一録・基量	堂上	羽林	元号波多・改称
	11 / 25	岡昌信→昌隆	20	正六位下	左京少進	地	地下		①、同日從五位下
元禄 14 年 (1701)	6 / 27	堀川師章→久忠	46	從五位下	土佐守	地	地下		
	10 / 25	小倉氏昭→季永	18	從五位下	—	伝・家譜・纂・知・百一録・通誠	堂上	羽林	養子
	12 / 14	白川康起→雅冬	23	正五位下	神祇伯・侍從	公・伝・纂・百一録・通誠・基照	堂上	半家	養子
	12 / 14	河辺隆長→隆亮	9	從五位下	—	家譜・百一録・通誠	地下	社家	養子
	12 / 21	久世通清→通夏	32	正四位下	左中将	公・伝・百一録・基長	堂上	羽林	②、養子
元禄 15 年 (1702)	12 / 23	多久任→忠敬	17	正六位下	右将曹	地・纂	地下		同日右将監
元禄 16 年 (1703)	2 / 22	小野職宣→職慶	40	從五位下	主殿少允・民部少丞	地	地下		③、同日從五位上
	2 / 22	山口章純→章慶	12	正六位下	右史生	地・師英	地下		①、同日主税大允
	11 /	三宅行秀→里家	23	從六位下	雅楽允	地	地下		
宝永元年 (1704)	正 / 23	速水英益→秀益	40	正五位下	長門守	地	地下		
	/	堀川親弘→資弘	34	正六位上	左衛門大志	地	地下		11 / 20 兼式部少丞
宝永 2 年 (1705)	正 / 10	外山勝守→光和	26	從四位下	左衛門権佐	公・伝・纂・知	堂上	名家	
	2 / 1	柳原資義→資堯	14	從五位下	—	伝・弁・纂・知・紀光	堂上	名家	養子・相統
	10 / 13	梅園孝俊→久季	17	從五位下	—	公・伝・家譜・纂・知	堂上	羽林	養子・相統
	12 / 5	河鱗意陳→実詮	18	從四位下	右少将	伝・家譜・纂・知	堂上	羽林	養子
	12 / 18	堀河隆世→康慶	27	從五位上	侍從	伝・纂	堂上	羽林	①、養子
宝永 3 年 (1706)	正 / 26前	中沼秀相→秀福	27	從五位下	近江守	地	地下		
	4 / 5	庭田幸親→重孝	15	從五位下	—	公・伝・纂	堂上	羽林	養子・相統
	4 / 7	船橋兼尚→尚賢	25	從五位下	—	公・伝・家譜・纂	堂上	半家	養子・相統
	6 / 3	葉室久俊→頼胤	10	從五位下	—	公・伝・弁・纂・知	堂上	名家	養子・相統
	8 / 9	七条氏秀→信方	30	從五位上	侍從	公・伝・纂・百一録	堂上	羽林	養子・相統
	11 / 23前	水口知清→慶清	28	從六位上	左将曹・弾正少忠	地	地下		
	12 / 9	今出川清季→公詮	11	從五位下	—	公・伝・家譜・纂・知	堂上	清華	
	12 / 23	西大路兼業→隆業	26	從五位上	侍從	公・伝・纂	堂上	羽林	養子・相統
	12 / 23	日野資敏→永資	13	正五位下	権右少弁	伝・家譜・纂・知・百一録	堂上	名家	

	12/28	櫛笥隆実→隆成	31	正四位下	左中将	公・伝・家譜・纂	堂上	羽林	②
宝永4年 (1707)	3/18	三条西公伊→公福	11	正五位下	右少将	公・伝・纂・知・通誠	堂上	大臣	
	4/29	勸修寺経慶→経敬	64	正二位	前権大納言	公・伝・纂・御昇壇記・百一録・壬生・通誠・師英	公卿	名家	慶仁(中御門)避諱
	5/1	櫛笥隆慶→隆賀	56	従二位	前権中納言	公・伝・家譜・纂・御昇壇記・百一録・柳婦・幕祚・通誠	公卿	羽林	②、慶仁(中御門)避諱
	5/1	小倉季慶→季通	57	従四位上	左中将	公・伝・纂・知・野史・御昇壇記・百一録・通誠	堂上	羽林	②、慶仁(中御門)避諱
	5/2	六条有慶→有藤	36	従三位	非参議	公・伝・家譜・纂・御昇壇記・通誠	公卿	羽林	②、慶仁(中御門)避諱
	5/3	堀河康慶→康和	29	従五位上	侍従	伝・纂・御昇壇記・通誠	堂上	羽林	②、慶仁(中御門)避諱
	5/3前	櫛田久孝→久高	39	従六位上	右近将曹	季連	地下		
	?	櫛笥慶子→賀子	33	?	典侍	続	女子		慶仁(中御門)避諱?
	?	葛岡宣慶→宣之	79	従四位上	前修理権大夫	伝・家譜	堂上	羽林	慶仁(中御門)避諱?
	?	山口章慶→章親	16	正六位下	主税大允	地	地下		②、慶仁(中御門)避諱?
	6/23	岩倉具統→具偈	42	従三位	非参議	公・伝・纂・知・通誠	公卿	羽林	①
	9/29	小倉季通→熙季	57	従四位上	左中将	公・伝・纂・知・野史	堂上	羽林	③、近衛基熙偏諱?
	11/3	速水方益→就益	35	正五位下	右衛門大尉	地	地下		②
	11/	座田行時→季時	20	従六位下	右官掌	地	地下		養子
宝永5年 (1708)	閏正/21	堀河康和→康致	30	正五位下	民部権大輔	伝・纂	堂上	羽林	③
	2/4	柳原?専子→光子	15	?	?	紀光	女子		同日「参儲君」
	12/9	久我輔通→惟通	22	正三位	権中納言・正仁親王家別当	公・伝・家譜・纂	公卿	清華	
宝永6年 (1709)	6/	進藤為直→為益	59	法印	一	地	地下		
	6/10前	辻近家→近寛	42	従四位下	伯耆守・左将監	大石家外戚枝葉伝	地下		
	8/1前	三沢之助→国隆	?	正六位上	右衛門大志	地	地下		
宝永7年 (1710)	7/9前	土佐光高→光祐	36	正六位下	左将監	地	地下		
	10/1	坊城忠康→俊将	12	従五位下	一	公・伝・弁・纂	堂上	名家	養子・相統
	12/23	堤長廉→親広	16	従五位下	侍従	伝・纂	堂上	名家	①、養子
	12/29	四辻光益→秀藤	9	従五位下	一	伝・知	堂上	羽林	養子
正徳元年 (1711)	3/6	壬生家房→俊平	18	正五位下	侍従	公・伝・家譜・纂・知	堂上	羽林	元号葉川・改称
	6/24	中御門忠雄→宣誠	21	従五位上	侍従	伝・弁・纂・兼香・議奏	堂上	名家	養子・相統
	10/8	松波資章→資能	43	従五位上	左衛門大尉	地	地下		
	10/8	松波為守→光禄	42	従六位上	左将監	地	地下		
	12/23	山井景敏→景武	34	従五位上	播磨守	地・纂	地下		同日正五位下
	12/23	安倍季業→季純	15	正六位下	左将監	地・纂	地下		同日織部正
正徳2年 (1712)	4/1前	東儀兼益→兼頼	81	正四位下	越前守	地	地下		
	5/16	高橋久中→親宗	40	従五位上	采女正	地・纂	地下		②
正徳3年 (1713)	/	淡川康福→高資	35	正五位下	治部少輔	地	地下		改姓
	3/5	石山基董→師香	45	正三位	非参議・左兵衛督	公・伝・家譜・纂・知	公卿	羽林	②

	9/12前	鳥居小路經斤→經房	77	法印	—	地	地下	
	10/6	野宮公透→定俊	12	從五位上	侍從	公・伝・纂・知	堂上	羽林 養子・相統
正徳4年(1714)	2/24	鳥居小路經香→經郷	27	法橋	—	地	地下	①、同日法眼
	12/26	岡昌隆→昌名	34	從五位上	玄蕃助	地	地下	②、同日正五位下
正徳5年(1715)								
享保元年(1716)	2/11前	難波定通→定長	86	正四位下	内蔵権頭	地	地下	①
	2/11前	難波定長→好章	86	正四位下	内蔵権頭	地	地下	②
	2/11前	難波好章→定愛	86	正四位下	内蔵権頭	地	地下	③
	/	堀川良弘→隆弘	26	正六位上	右衛門大志	地	地下	2/16 從五位下右衛門大尉
享保2年(1717)	3/10	北小路俊尚→俊在	46	正六位下	非藏人	地	地下	同日正六位上大學助・藏人・禁色・昇殿
	12/25	浜島清宣→清定	41	正五位下	奉膳	地	地下	同日正五位下
享保3年(1718)	11/4	正親町実垂→公成	25	正四位下	右中将	伝・家譜・纂・知	堂上	羽林
	12/20	壬生智長→盈春	9	從五位下	左大史・主殿頭	地・家譜・纂・俊将	地下	相統
享保4年(1719)	正/10	勤修寺敬孝→高顕	25	正五位上	右中弁・藏人・氏院別当	公・伝・弁・纂・壬生	堂上	名家
	5/6	岩倉具偁→乗具	54	從二位	前権中納言	公・伝・纂・知・俊将・通誠	公卿	羽林 ②
	5/6	岩倉具備→恒具	19	正五位下	侍從	公・伝・纂・知・俊将・通誠	堂上	羽林
	6/14	堤親広→晴長	25	正五位下	右兵衛権佐	伝・纂・知・俊将	堂上	名家 ②
	7/20	花園実仲→実廉	30	正四位下	右権中将	公・伝・家譜・纂・知	堂上	羽林
	12/18前	細川常治→常誠	67		非藏人	地・纂	地下	
	12/27	山井景行→景貫	12	正六位下	内匠権助	地	地下	
享保5年(1720)	6/3	青木行辰→行篤	27	—	—	地	地下	同日從六位下大炊少允
	9/26前	羽倉延純→信尚	73	正五位下	前縫殿頭	地	地下	
	11/4	醍醐昭尹→冬熙	42	正二位	権大納言・神宮伝奏	公・伝・家譜・纂・知・統・兼香	公卿	清華 ②、昭仁(桜町) 避諱
	11/4	園池昭季→房季	8	從五位下	—	公・伝・家譜・纂・知・統・兼香	堂上	羽林 昭仁(桜町) 避諱
	11/4	虫鹿為昭→方道	16	正六位下	右少史・中務少丞	地・纂	地下	昭仁(桜町) 避諱
	11/4	河鱈輝季(てるすえ)→輝季(?)	17	從五位上	左権少将	兼香	堂上	羽林 昭仁(桜町) 避諱、改訓
享保6年(1721)	6/10	植松具全→賞雅	17	從五位上	侍從	公・伝・纂	堂上	羽林 養子
	閏7/19	押小路師貫→師岑	32	從五位上	大外記・掃部頭	地・纂・兼香・俊将・師岑	地下	
	12/19	梅小路代定→定喬	32	正四位下	左兵衛佐	公・伝・纂・兼香・俊将・消息留	堂上	名家
享保7年(1722)	8/11	入江則通→則明	19	正六位下	治部少丞	地・兼香	地下	
	8/?	入江則直→則宗	25	正六位下	丹後守	地・兼香	地下	
享保8年(1723)	3/8前	橋本定逸→定枝	?	—	非藏人	地	地下	故野宮定逸避諱?
	7/5	日野西兼栄→資敬	29	正五位上	左少弁・藏人	伝・家譜・弁・纂・知・網平・壬生・宣下・日野西兼栄等改名款状案・日野西資敬同資興改名款状案	堂上	名家 養子
	11/8	錦小路宗春→尚秀	19	正六位上	藏人・式部大丞	纂	地下	元服?

享保9年 (1724)	正/11前	津田方宗→宗達	36	從四位下	甲斐守・左衛門大尉	地	地下		
	5/9	並河維好→靖共	60	法橋	—	地	地下		
	8/21前	難波季隆→常定	53	從四位下	左京亮	地	地下		養子
享保10年 (1725)	8/14前	北小路俊正→俊里	64	從五位下	左兵衛大尉・儲君親王(桜町)御監	地	地下		
	9/25前	藺兼持→広成	60	正四位下	常陸介	地	地下		
	11/15	文応→永応	24	無品	円照寺門跡	纂・史料稿本・御系譜・靈元天皇実録・普門山年譜	皇族		同日大聖寺入寺
享保11年 (1726)	2/5	交野時度→惟肅	21	從四位下	左兵衛権佐	公・纂・綱平	堂上	名家	養子
	2/14	東園基長→基雅	52	正二位	前権大納言	公・伝・纂・知・綱平・俊将・基長・通兄	公卿	羽林	②
	3/1	阿野師季→実惟	27	從三位	非参議・左中將	公・伝・家譜・纂・知・綱平・通兄・壬生	公卿	羽林	
	5/8	千種有統→有敬	40	正三位	非参議	公・伝・纂・野史・兼香・綱平・通兄	公卿	羽林	②
	7/1	植松雅康→雅季	40	正三位	非参議	公・伝・纂・兼香・通兄	公卿	羽林	
	11/11	鷺尾経全→隆照	14	從五位下	—	公・伝	堂上	羽林	養子・相続
	12/18	芝山季憲→重豊	24	從四位下	兵部大輔	公・纂	堂上	名家	養子・相続
享保12年 (1727)	8/30	鳥居小路経郷→経寅	40	法眼	—	地	地下		②、同日法印
	9/23	平岡俊言→俊白	25	從六位上	掃部少允	地	地下		①
	12/27	四条隆春→隆文	39	從三位	非参議	公・伝・家譜・纂・速水見聞私記	公卿	羽林	後醍醐(尊治)避諱
享保13年 (1728)	3/23	(白川)英方→雅富	27	從四位下	神祇伯・右権少将	公・伝・纂・兼香	堂上	半家	養子・相続
	10/15	朝山茂雅→重信	30	從五位上	民部権少輔	地	地下		
享保14年 (1729)	正/11	村雲信音→信里	52	從五位下	右将監・織部正	地	地下		
	6/27前	今小路行盛→行丘	30	法眼	—	地	地下		
	9/15	久世通量→通晃	20	正五位下	左少将	伝・知・兼香・通兄	堂上	羽林	
	9/29	速水就益→宣益	57	從四位上	右衛門大尉・越後守	地	地下		③
享保15年 (1730)	2/24	山口長範→致当	36	正六位下	権少外記	地	地下		
	9/6前	小野職有→職常	32	—	右生火官人	地	地下		
	9/8前	藤島成直→宣成	73	—	非蔵人	地	地下		①
	9/8前	藤島宣成→信成	73	—	非蔵人	地	地下		②
	11/21	速水知益→類益	36	從五位下	左衛門少尉	地	地下		
	12/26	葉室俊範→頼要	16	從五位上	侍從	公・伝・弁・纂・知・兼香・通兄	堂上	名家	養子・相続
	/	乾行清→是清	17	正六位下	宮内大丞	地・纂	地下		養子
	/	藤島孝命→則成	36	—	非蔵人	地	地下		養子
享保16年 (1731)	8/12	橋本実照→実文	28	正四位下	右権中將	公・伝・纂・兼香	堂上	羽林	
	8/24	小野重貫→重威	20	從五位下	主殿少允・周防守	地	地下		
	9/30	樋口冬康→方康	5	從五位下	—	公・伝・纂・通兄	堂上	羽林	
	12/25	武田晴親→晴方	?	—	非蔵人	地	地下		
享保17年 (1732)	正/5	山口昌俊→千俊	26	正六位下	内蔵助・権少外記	地・師守	地下		

	3/4前	森寺忠時→常勝	71	從四位下	長門守	地	地下	
	3/16	小川定濟→祐壽	49	正五位下	土佐守	地	地下	
	5/18	山口亮朶→盛行	36	正六位上	左少史・中務少丞	地	地下	養子
	6/2	山口亮有→盛孝	13	正六位下	—	地	地下	
	/	後藤国智→国伯	45		掃部大允	地	地下	養子
享保18年 (1733)	正/28	上田常成→秋成	59	正六位下	丹後守	地	地下	同日從五位下
	3/5	東園基廉→基楨	28	正四位下	左中將	公・伝・纂・知・兼香・八槐・通兄	堂上	羽林
	6/20	三室戸共英→資方	24	從四位下	民部大輔	伝・纂・知・通兄・柳原	堂上	名家 養子・相統
	10/4	山形宗重→宗維	28	從五位上	右近將監・加賀守	地	地下	①
享保19年 (1734)	4/8	中院茂朶→通枝	13	正五位下	侍從	公・纂・野史・通兄・中院通枝改名之事	堂上	大臣 養子
	11/17	尊昭→尊賞	36	二品	一乘院門跡・興福寺別当	八槐・靈元天皇実録	皇族	「青宮」避諱
享保20年 (1735)	正/20	土山道德→岑員	43	從六位上	右將曹	地	地下	
	9/28	岩室常壽→常俊	33		右生火官人	地	地下	
	12/25前	橋本定利→定行	?	—	非藏人	地	地下	①
	12/25前	橋本定行→堯枝	?	—	非藏人	地	地下	②
元文元年 (1736)	3/8	久世光条→榮通	17	從五位上	侍從	公・伝・纂・通兄	堂上	羽林 養子・相統
	6/25前	三沢定時→孝和	58	從五位下	左將監	地	地下	
	7/24	石山公域→基名	17	從五位上	侍從	公・伝・家譜・纂・知・兼香・通兄	堂上	羽林 養子・相統
元文2年 (1737)	/	梶井定季→定村	41	正六位上	図書大允	地	地下	
	9/27	高橋維昌→維章	?	—	—	地	地下	
元文3年 (1738)	正/16	神原正輔→董正	28	正六位下	右衛門大志	地・兼香	地下	
	正/	東儀季友→季通	26	從五位上	左兵衛少尉	地	地下	
	5/22前	藤木綏直→直之	66	從五位上	木工頭	地	地下	
	8/13	平岡俊白→俊方	36	正六位下	掃部少允・右兵衛大尉	地	地下	②
	/	平岡俊百→俊榮	12	從六位上	—	地	地下	①
	12/27	堤俊幸→代長	23	從四位下	侍從	公・伝・兼香	堂上	名家 養子
元文4年 (1739)	3/27	成多喜永淳→淳亮	?	法橋	—	地	地下	
	12/16前	蘭広音→広慶	62	正四位下	淡路守	地	地下	①
	12/16前	蘭広慶→広伴	62	正四位下	淡路守	地	地下	②
元文5年 (1740)	正/10前	東儀兼雄→兼脩	41	正五位下	右兵衛大尉	地	地下	
	3/9前	細川公常→貴常	56		非藏人	地・纂	地下	
	6/1	愛宕熙孝→通敬	17	從五位下	—	公・家譜・伝・纂・兼香	堂上	羽林 養子
	9/8前	生島秀親→秀就	73	正四位下	主膳正	地・纂	地下	
	12/24	四条季榮→隆叙	11	從五位上	侍從	公・伝・旧華・兼香・通兄	堂上	羽林 養子
	12/24	梅園勝久→実視	14	從五位上	主計頭	公・家譜・纂・知・兼香・通兄	堂上	羽林 ①

	12 / 24	東儀季雄→季炳	28	從五位下	下野介	地	地下		
寛保元年 (1741)	11 / 5	立野武任→致安	35	正六位上	右馬少允	地・玄閑日記	地下		
寛保2年 (1742)	正 / 18	高津時信→康遠	29	從五位上	左馬權助・因幡守	地	地下		
	5 / 12	鳥山吉武→吉亮	24	從六位下	左將曹	地・兼香	地下		
	7 / 2 前	幸徳井保庸→保屋	29	從五位下	陰陽權助	地・纂	地下		
	9 / 8 前	生島孝盛→治孝	64	正四位下	伊勢守	地・纂	地下		
	12 / 24	穂波実盈→尚明	14	從五位下	—	公・伝・纂・兼香・通兄	堂上	名家	養子
寛保3年 (1743)	2 / 25 前	森寺常辰→常良	49	從四位下	大隅守	地	地下		
	5 /	本間兼雅→祐良	29	法眼	—	地	地下		
	5 / 18	信濃小路長尚→長純	23	從五位上	大膳権亮	地・纂・兼香	地下		九条尚実避諱?
	6 / 6	深尾甫高→甫富	25	從六位上	左將曹	地	地下		
	8 / 3	山形宗維→宗衡	38	正五位下	右近將監・加賀守	地・兼香	地下		②
	10 / 6	六条忠貞→有榮	16	從五位上	侍從	公・伝・家譜・纂	堂上	羽林	養子
	12 / 27	下冷泉為名→為榮	6	從五位下	—	公・伝・纂・知	堂上	羽林	
延享元年 (1744)	3 / 8	中川元住→元陳	41	—	—	地・纂	地下		養子
	11 / 16	北村宗伴→季邦	34	從五位下	伊賀守	地	地下		12 / 22 從五位上
	12 / 22	烏丸清胤→光胤	24	正四位下	右大弁・藏人頭・造興福寺長官	公・伝・弁・纂・知・八槐	堂上	名家	養子・相統
延享2年 (1745)	正 / 15	日野西豊尚→資興	24	正五位上	右中弁・藏人	伝・弁・知・家譜・兼香・資興・八槐・通兄・柳原・日野西兼榮等改名狀伏案・日野西資敬同資興改名狀伏案	堂上	名家	養子・相統
	3 / 12	三条利季→実顕	38	正二位	権大納言	公・伝・纂・兼香・兼胤・八槐	公卿	清華	
	3 / 24 前	町口是豊→是治	54	從四位下	大判事・明法博士	地	地下		
	8 /	千種泰宜→啓迪	41	法橋	—	地	地下		
延享3年 (1746)									
延享4年 (1747)	正 / 17	風早公金→公雄	27	從四位上	右権少將	公・家譜・伝・纂・知・野史・兼香・通兄	堂上	羽林	
	3 / 14 前	村林信勝→守勝	55	正六位下	右兵衛大尉	地	地下		
寛延元年 (1748)	12 / 12	田中正重→正冠	31	從五位下	右馬權助	地	地下		
	12 / 26	持明院永武→宗時	17	從五位上	左少將	公・伝・書統・纂・知	堂上	羽林	養子
寛延2年 (1749)	正 / 13	恒子→成子	21	—	内親王	纂・紹運・御系譜・通兄	皇族		
	2 / 12	北小路千前→俊望	16	—	—	地・纂	地下		養子・相統
	5 / 12	万里小路說道→韶房	21	正五位上	左少弁・藏人・左衛門佐・檢非違使・皇太后宮大進	公・伝・弁・纂・兼香	堂上	名家	①、養子
	5 / 13 前	河野英重→通貫	69	從四位下	淡路守	地	地下		
	閏11 / 4	田原秀寿→秀脩	69	從五位下	駿河守	地	地下		
寛延3年 (1750)	8 / 21 前	牧定次→義知	56	正五位下	兵部少輔	地	地下		
	11 / 28	園基望→基衡	30	正三位	參議・近江権守	公・伝・纂・知・兼香	公卿	羽林	
	12 / 18	長谷範榮→範高	30	正四位下	主計頭	公・伝・家譜・纂	堂上	名家	

	12 / 23	山科正至→亮執	29	從五位下	刑部大丞	地	地下		
宝曆元年 (1751)	正 / 28	良啓→公啓	20	無品	輪王寺門跡	詔所・纂・史料稿本	皇族		
	3 / 28	矢野泰長→数紀	69	正四位下	若狭守	公・地	地下		改姓
	6 / 6前	東儀季繁→季武	87	正四位上	出雲守	地	地下		①
	6 / 6前	東儀季武→季行	87	正四位上	出雲守	地	地下		②
	閏6 / 2前	南院秀衛→泰興	51	法印	—	地	地下		
	7 / 20	山科師言→頼言	30	從三位	非参議	公・伝・纂・知・通兄・頼言	公卿	羽林	
	9 / 26前	東儀兼業→季忠	66	正四位下	左京権亮	地	地下		①、養子
	9 / 26前	東儀季忠→季敦	66	正四位下	左京権亮	地	地下		②
	12 / 7	久我俊通→敏通	17	從三位	権中納言	公・伝・纂・通兄・壬生・久我家文書	公卿	清華	
宝曆2年 (1752)	3 /	調子武邑→武音	37	從六位下	左将曹	地	地下		
	12 / 5	三室戸相秀→光村	16	從五位上	宮内大輔	公・書統・纂・知・通兄・柳原	堂上	名家	養子
宝曆3年 (1753)	9 / 6前	生島國寬→美盛	36	從四位下	肥後守	地・纂	地下		①
	9 / 6	生島美盛→勝盛	36	從四位下	肥後守	地・纂	地下		②
	12 / 15	油小路隆義→隆前	24	正四位上	藏人頭・左権中将	公・纂・八槐・通兄	堂上	羽林	
宝曆4年 (1754)	2 / 12	清水谷家季→実栄	33	從三位	前参議	公・纂・知	公卿	羽林	
	2 / 24	勢多旧章→章純	21	從五位下	左衛門大尉	地	地下		
	2 / 29	平岡俊栄→利一	28	正六位下	掃部助	地・師充	地下		②
	7 / 1	森寺常尚→常政	28	從六位上	長門守	地	地下		
	10 / 27	橋本寿季→実理	28	從五位上	侍從	公・纂・通兄	堂上	羽林	養子
	10 / 27	中院惟孝→通維	17	正五位下	侍從	書統・纂・知・通兄	堂上	大臣	養子
	12 / 11	真繼仲弘→親弘	17	正六位下	宮内少丞	地・兼胤	地下		改姓
宝曆5年 (1755)	3 / 3	多宣当→忠郷	32	從五位上	左将曹	地	地下		同日左将監
	5 / 6	山本敬勝→親臣	27	從六位上	伊豆守	地	地下		同日正六位下
	7 / 8	花園盛季→公純	22	從五位下	—	家譜・書統・知	堂上	羽林	養子・相統
	11 / 22	唐橋在富→在家	27	從四位上	少納言・大内記・侍從・文章博士	公・弁・纂	堂上	半家	
宝曆6年 (1756)	3 / 27	植田義房→庸雄	22	從六位下	左兵衛大尉	地	地下		同日從六位上相摸介・諸大夫
	5 / 23前	山中資体→美秀	69	從五位下	玄蕃助	地	地下		
	7 / 27前	原忠起→忠貞	52	正五位下	若狭守	地	地下		
	12 / 21	四辻実胤→公亨	29	從三位	参議・左中将	公・纂・八槐	公卿	羽林	
	12 / 21	梅園実視→実繩	30	正四位下	右権少将	公・家譜・知・八槐	堂上	羽林	②
宝曆7年 (1757)	2 / 24	六角基風→知通	20	正五位下	兵部大輔	公・家譜・書統・纂・知	堂上	羽林	養子
	8 / 9	園池氏精→実徳	22	從五位上	上野権介	公・伝・書統・家譜・纂・知・内前・植房	堂上	羽林	①、養子・相統
	8 / 20	山口友興→康俊	21	正六位上	権少外記・治部大丞	地・内前・師資	地下		①
	8 / 26	世統重美→重教	37	正五位下	相模守	地	地下		

	11 / 25	斎藤盛政→孝盛	38	從五位下	左将監	地	地下		
宝曆8年 (1758)	11 / 28	東坊城長誠→綱忠	53	正二位	権大納言・式部大輔	公・家譜・纂・壬生・師資	公卿	半家	
	12 / 8	平井正慶→重慶	28	法印	—	地	地下		
	12 / 28	上好孝→近周	18	正六位下	左将監	地	地下		
	12 / 28	東儀昌虎→岡?康秋	20	正六位下	右兵衛少尉	地	地下		①、同日從五位下
宝曆9年 (1759)	2 / 17	桃井元雄→元盈	25	正六位下	修理権亮	地・纂	地下		①
	5 / 15	大宮英季→昌季	46	正三位	非参議	公・家譜・纂・知・定晴	公卿	羽林	英仁(後桃園)避諱
	5 / 15	四辻公英→公圭	19	從五位下	—	公・書統・弁・纂・知・定晴	堂上	羽林	①、英仁(後桃園)避諱
	5 / 15	山名英信→亮信	36	正六位上	左少史	地	地下		英仁(後桃園)避諱
	5 / 15	山名英長→亮寿	16	正六位下	左少史・兵部少丞	地	地下		英仁(後桃園)避諱
	5 / 15	安倍季英→季緒	15	正六位下	左兵衛少志	地・纂	地下		①、英仁(後桃園)避諱
	5 / 15	蒔田祐英→祐恭	29	從六位上	図書少允	地	地下		英仁(後桃園)避諱
	5 / 15	栗津清英→清?	31	正六位下	右衛門少志・信濃介	地	地下		英仁(後桃園)避諱
	5 / 16	芝葛英→葛故	54	從四位上	石見守	地	地下		英仁(後桃園)避諱
	5 / 16	藤島英成→康成	37		非藏人	地	地下		英仁(後桃園)避諱
	5 / 16	高屋康昆(やすひで)→康昆(やすあき)	41	從五位上	遠江守	師資	地下		英仁(後桃園)避諱、改訓
	5 / 17	菅谷英憲→慶雄	22	法橋	—	地	地下		英仁(後桃園)避諱
	5 / 19	富島元秀(もとひで)→元秀(もとなが)	32	正六位下	左将曹	師資	地下		英仁(後桃園)避諱、改訓
	6 / 1	山口秀昌(ひでまさ)→秀昌(なかもさ)	33	正六位上	権少外記・大学少允・式部少丞	地・師資	地下		英仁(後桃園)避諱、改訓
	12 / 12	神足興武→武員	37	—	史生	地・師資	地下		同名地下避諱
宝曆10年 (1760)	9 / 5	成多喜幸俊→幸秀	19	法橋	—	地	地下		
	12 / 26	裏松公圭→謙光	20	從五位上	左兵衛佐	公・書統・弁・知	堂上	名家	②、養子
	12 / 26	高野忠祐→保香	14	從五位下	宮内大輔	公・書統・纂	堂上	羽林	養子
	12 / 26	原忠英→忠直	28	正六位下	—	地	地下		英仁(後桃園)避諱
	/	後藤国貫→国峰	39	—	内匠属	地	地下		
宝曆11年 (1761)	2 / 16	石田忠豊→高仰	40	從六位上	若狭守	地	地下		同日正六位下
	2 / 29前	高橋俊致→俊澄	34	從五位上	右衛門大尉	地	地下		
	11 / 22	信濃小路長起→季光	37	從五位下	丹後守・左衛門大尉	地	地下		
	12 / 6	東儀兼貫→兼連	45	正五位下	修理大進	地	地下		①
宝曆12年 (1762)	2 / 22	宗岡經義→經武	22	從六位上	右兵衛大志	地・師資	地下		大臣避諱
	2 / 23	渡辺珍亮(よしすけ)→珍亮(よしあき)	59	正五位下	内賢頭・出雲守	地・師資	地下		大臣避諱、改訓
	2 / 25	山口庸昌(つねまさ)→庸昌(のぶまさ)	10	正六位下	権少外記	地・師資	地下		大臣避諱、改訓
	2 /	荒木栄承(なかつよし)→栄承(なかつぐ)	34	正六位下	大舍人助	師資	地下		大臣避諱、改訓

	2 /	近藤義路 (のりみち) →義路 (のりひろ)	15	従六位下	大舎人少属	師資	地下		大臣避諱、改訓
	2 / 27	生島紀衡→秀清	54	従四位上	加賀守	地・纂	地下		大臣避諱?
	2 / 27	入江則栄→則敬	36	従五位上	和泉守・中務大丞	地	地下		大臣避諱?
	2 / 28	多忠豊 (ただとよ) →忠豊 (ただもり)	53	従四位下	右将監・大学権助	地	地下		大臣避諱、改訓
	2 / 28	田中延清→賀直	41	—	使部	地・師資	地下		①、大臣避諱
	3 /	前田光保→光親	65	正六位下	伯耆守	地	地下		大臣避諱
	3 / 5	深井重美→氏興	41	従六位下	木工大允	地・師資	地下		大臣避諱
	3 / 5	高野吉信→常定	?	—	使部	師資	地下		大臣避諱
	3 / 5	高野房次→芳森	30	—	使部	地・師資	地下		大臣避諱
	3 / 5	堀川弘顕→弘澄	16	従五位下	左衛門少尉	地	地下		
	3 / 5	坂上是知→是彬	44	従四位下	左衛門大尉・大判事	地	地下		
	3 / 5	多忠房→忠之	22	従五位下	右将曹	地	地下		大臣避諱?
	3 / 8	田中賀直→与直	41	—	使部	地・師資	地下		②、大臣避諱
	3 / 15	東儀兼福→兼玄	62	従四位上	伊勢守	地・纂	地下		
	5 / 12	東儀兼矩→兼安	19	正六位下	右兵衛少志	地	地下		①、大臣避諱?
	5 / 12	東儀兼忠→兼備	41	正五位下	左将曹	地	地下		①、大臣避諱?
	7 / 29	智子 (さとこ) → 智子 (としこ)	23	—	天皇 (後桜町)	統・後桜町天皇実録・内前・兼胤・定晴・紀光・頼言	皇族		靈元 (識仁・さとひと) 避諱、改訓
	9 / 28	西池季珍→季遥	55	従五位上	下野守	地	地下		
	10 / 10	甘露寺篤長 (あつなが) →篤長 (かすなが)	14	従五位下	—	公・弁	堂上	名家	改訓
	11 / 6	花山院兼濟→長熙	27	従二位	権大納言	公・伝・纂・知・家譜・紀光	公卿	清華	
	11 /	横山亮長→治好	73	従六位下	右京大進	地	地下		花山院長熙避諱?
	12 / 19	裏辻実将→実本	33	正四位下	右権中将	公・家譜・纂・知・紀光	堂上	羽林	養子
	12 / 28	藤島成允→信允	60			地	地下		
宝暦 13 年 (1763)	5 / 9	桃井元盈→中川倫民	29	従五位下	修理亮・備前守	地・纂	地下		②、養子
	8 / 23 前	瓜生義胤→好晴	68	従六位下	修理少進	地	地下		
	9 / 15 前	朝山敬長→忠居	64	正四位下	土佐守	地	地下		
	11 / 4	正親町公功→公明	20	正四位下	右権中将	公・纂・知・野史・公明・伊光・宗城・紀光	堂上	羽林	
	12 / 19	徳大寺季繁→実祖	11	従四位上	右権少将	公・伝・家譜・纂・知・宗城・紀光	堂上	清華	養子
	12 / 19	西大路敬之→隆良	8	従五位下	—	公・書統・家譜・纂・宗城・紀光	堂上	羽林	養子・相統
	12 / 28	藤島具成→助具	39	—	非蔵人	地	地下		改姓
	12 / 28	藤島忠韶→宗韶	35	—	非蔵人	地	地下		改姓
明和元年 (1764)	2 / 16	西村貞書→茂貞	20	正六位下	兵部大輔	地	地下		
	8 / 8 前	御園常尹→常成	59	従四位下	主計助	地	地下		
明和 2 年 (1765)	2 / 14	豊定秋→言秋	50	従四位下	左兵衛少尉	地・纂	地下		養子
	2 / 30	東坊城保資→益良	19	正六位上	文章得業生	公・書統・弁・纂・壬生・八槐・宗城・紀光	堂上	半家	養子

	3/23	植田信達→信芳	52	—	—	地	地下		①、同日得度
	6/29前	松室氏重→重殖	62	?	非藏人	纂	地下		
	10/11	松木宗濟→宗美	26	從三位	參議・右中將	公・伝・弁・纂・ 知・紀光	公卿	羽林	
	12/19	葉室榮行→頼熙	16	從五位下	—	公・書統・弁・纂・ 知・八槐・紀光	堂上	名家	
	12/	東儀兼包→兼郎	20	正六位下	左兵衛少尉	地	地下		①
明和3年 (1766)	3/22	東儀兼魚→兼林	25	從五位下	左衛門大志	地	地下		①、同日3/25出羽介
	3/22	林広基→広運	62	從四位上	紀伊守	地	地下		將軍世子家基?
	4/19	岡昌家→昌慶	51	從四位下	但馬守	地	地下		
	8/20前	土御門泰胤→泰信	15	—	—	纂	堂上	半家	誤謬?
	8/28	万里小路韶房→政房	38	正三位	前権大納言	公・伝・纂・旧華・ 宗城・紀光	公卿	名家	②
	12/1	西京行知→秀知	20	正六位下	式部大輔	地・纂	地下		
	12/3	裏辻言功→公理	11	從五位上	—	公・家譜・書統・纂・知・旧 華・伊光・宗城・紀光	堂上	羽林	養子
明和4年 (1767)	4/1前	若江長仍→登長	59	正四位下	前修理大夫	地・纂	地下		養子
	6/4	柳原光房→紀光	22	正五位上	左中弁・左衛門権佐・檢 非違使・藏人・神宮弁	公・書統・弁・纂・ 知・旧華・宗城・紀光	堂上	名家	家道再興を意識
	9/13	島田治直→元直	32	從五位下	内匠助	地	地下		養子
	12/19前	尾崎助岑→正殖	41	正五位下	筑前守	地	地下		
明和5年 (1768)	7/10前	蘭広貞→広泰	71	正四位下	土佐守	地	地下		養子
	7/頃	島敬忠→直寛	29	正五位?	内匠頭	地	地下		養子
	7/5	富小路任昌→寺家 養忠	32	法橋	—	地	地下		①、相統
	7/25	尾崎継忠→積興	22	從五位下	大和守	地	地下		
	8/2	東儀兼敦→兼豊	33	從五位上	右兵衛大尉・大和 守	地	地下		①
明和6年 (1769)	3/15	櫛笥康基→隆久	11	從五位下	—	家譜・書統・纂・ 知・紀光	堂上	羽林	養子
	6/6	植田信芳→信好	56	法橋	—	地	地下		②
	11/3	万里小路量高→文房	11	從五位下	—	書統・弁・纂・知・ 紀光	堂上	名家	養子
	12/30	二松??→榮隆	43	法眼	—	地	地下		元名不明
明和7年 (1770)	3/3前	姉小路弘真→弘篤	69	從四位上	左衛門大志・大和 守	地	地下		
	3/29前	山本一季→季福	17	正六位下	備前守	地	地下		
	4/19	岡昌富→昌言	26	正六位下	右兵衛少尉	地	地下		①
	9/22	永果→永晃	38	無品	大聖寺門跡・紫衣	纂	皇族		①
	10/16?	山本公密→慈光寺 具仲	22	從五位下	—	家譜	堂上	半家	養子
	11/2前	森長孝→辰祥	77	正四位下	但馬守	地・纂	地下		
	12/19	岩倉淳吉→家具	14	從五位上	彈正少弼	公・書統・纂・知・ 紀光	堂上	羽林	①、養子・相統
明和8年 (1771)	正/11	小野氏富→氏善	45	正六位下	内匠権助	地	地下		
	6/12	安倍季緒→豊季	27	從五位上	左兵衛大尉	地・纂	地下		②
	12/3	清水谷兼邦→公寿	13	從五位下	—	公・書統・纂・知・ 旧華・輝良・紀光	堂上	羽林	養子・相統

	12/28	石井伊康→行宣	10	從五位下	—	公・纂	堂上	半家	養子
安永元年 (1772)	正/25	寺家養忠→富小路 任愛	37	法眼	—	地	地下		②、相統
	3/18	岡時叙→昌行	25	從五位下	右兵衛少尉	地	地下		①、養子
	3/24	岡康秋→昌朝	34	從五位上	左兵衛少尉	地	地下		②、同日兼三河守
	8/7前	東儀兼代→康賢	68	從四位上	佐渡守	地	地下		
	10/9	座田益宣→維則	50	從六位上	縫殿大属	地	地下		
	12/6	竹内懋敬→惟榮	12	從五位上	彈正少弼	公・書統・紀光	堂上	半家	
安永2年 (1773)	正/13	山口康俊→康紀	37	從五位下	少外記・治部大丞	地・師資	地下		②、同名避諱?
	正/24	若林泰章→矢守平 延	26	正六位下	加賀守	地	地下		①、同名避諱?
	2/14	桧山久視→久術	57	從四位下	越前守	地	地下		同名避諱?
	2/15	倉光忠篤→忠正	37	從六位上	大舍人助	地・師資	地下		同名避諱
	2/15	徳岡久弘→久孝	46	從五位下	雅楽少允	地・師資	地下		①、同名避諱
	2/15	富島元善→元長	12	從六位上	左將曹	地・師資	地下		同名避諱
	2/15	岡田康孝→康柄	39	從六位下	若狭守	地	地下		同名避諱?
	2/15	中村忠之→忠直	17	正七位下	式部少録	地	地下		同名避諱?
	2/15	辻則敬→則辰	12	正六位下	左兵衛少尉	地	地下		同名避諱?
	2/15	櫛田久雄→久連	11	從六位上	右將曹	地・師資	地下		同名避諱
	2/15	小沼正直→正勝	35	—	鼓師	師資	地下		同名避諱
	2/17	田中与直→与行	52	—	使部	地・師資	地下		③、同名避諱
	2/18	林広教→広勤	12	正六位下	左兵衛少尉	地	地下		
	6/4	広幡輔忠→前豊	32	正二位	權大納言・右大 將・院執權	公・家譜・書統・纂	公卿	清華	近衛内前偏諱
	9/14	徳岡久孝→禱久	46	從五位下	雅楽少允	地・師資	地下		②
	10/3前	小佐治光輔→光保	56	從四位下	右衛門大尉	地	地下		
	12/11	岡昌興→兼久	19	正六位下	右兵衛大志	地	地下		①
安永3年 (1774)	3/20	豊葛亮→時雍	16	正六位下	右將曹	地・纂	地下		①、養子
	3/20	東儀康重→兼睦	15	正六位下	左兵衛少尉	地	地下		
	8/28	津田?友征→大島 友武	24	—	—	地・師資	地下		養子・改姓
	9/15	山口盛頭→厚敷	14	從六位下	飛騨守	地	地下		改姓
	12/26	伏見宮徳明→邦頼	42	無品	(王子)	纂・華頂	皇族		養子・相統
安永4年 (1775)	正/15	青木嘉有一→吉亭	21	正六位下	土佐守・図書頭	地	地下		正/26 從五位上
	正/28	立入直和→経康	45	正五位下	彈正大忠	地	地下		
	12/20	公頭→公璋		二品	親王・輪王寺門跡	兼胤・史料稿本	皇族		
	閏12/2前	芝正直→和広	69	正四位下	大藏権少輔・越中 守	地	地下		
安永5年 (1776)	正/6	小林集祐→家仲	22	從五位下	豊前守・図書頭	地	地下		①、正/9 從五位上
	3/14	高辻世長→胤長	37	正三位	參議	公・家譜・書統・ 纂・旧華・輝良	公卿	半家	同訓

	6/19	山田康兼→康保	22	—	—	地	地下		①、同日得度
	8/7	滋野井実古→冬泰	26	正三位	参議・右中将	公・伝・纂・知	公卿	羽林	
	10/27	水無瀬実徳→成徳	41	従三位	非参議・宮内卿	公・伝・書統・纂・知・日 野西兼榮等改名款状案	公卿	羽林	②、相統
	11/11	立入経直→経徳	22	従五位下	刑部大丞	地	地下		
安永6年 (1777)	10/1前	唐橋尹熙→五条為徳	15	—	—	家譜	堂上	半家	養子
	10/14	下冷泉季韶→為訓	31	従五位下	—	公・書統・纂・知	堂上	羽林	養子
	11/30前	山中資春→秀品	65	従五位上	右将監・三河守	地	地下		
安永7年 (1778)	/	矢守平延→平明	31	従五位下	加賀守	地	地下		②
	2/8	木下秀峯(しげみね) →秀峯(ひでみね)	69	従六位上	左衛門少尉	地	地下		改訓
	2/8	木下秀時(しげとき) →秀時(ひでとき)	33	従六位上	右兵衛少尉	地	地下		改訓
	2/14	谷季光→季雄	61	従六位下	上総介	地	地下		2/3上総介
	5/8	五条為璞→為俊	38	正三位	非参議・式部大輔	公・書統・弁・纂・ 輝良	公卿	半家	
	12/22	外山資幹→光実	23	従四位下	刑部大輔	公・書統・纂	堂上	名家	養子
安永8年 (1779)	5/6	多忠定→忠行	20	正六位下	左将曹	地	地下		
	6/27前	吉田兼文→兼固	71	正五位下	内匠頭	地	地下		①
	6/27前	吉田兼固→兼彦	71	正五位下	内匠頭	地	地下		②
	9/12	藪信易→清明	26	正六位下	藏人所衆	地	地下		
	11/23	近衛師久→経熙	19	正二位	内大臣・左大将	公・伝・書統・家譜・纂・知・旧華・院中・ 紀光・公貫・八橋・二家系譜新日記	公卿	摄家	師仁(光格) 避諱
	11/	押小路師資→致資	36	従四位下	大外記・造酒正・ 掃部頭	宣下	地下		光格(兼仁) 避諱、不実行
	11/25	師仁→兼仁	9	無品	天皇(光格)	猶天位親、崇徳朝新日記、紀光・史記・ 宗譜・公貫・藤原家系・八橋・新寶	皇族		花山(師貞) 避諱
	11/25	醍醐兼潔→経胤	63	従一位	前右大臣	公・家譜・纂・知・ 院中・勝貫・紀光	公卿	清華	光格(兼仁) 避諱
	11/25	広橋兼胤→勝胤	65	従一位	准大臣	公・纂・知・院中・ 勝貫・紀光	公卿	名家	光格(兼仁) 避諱
	11/25	吉田兼雄→良延	75	正二位	非参議・神祇大副	公・家譜・纂・勝 貫・紀光	公卿	半家	光格(兼仁) 避諱
	11/25	萩原兼領→員領	62	従二位	非参議	公・纂・勝貫・紀光	公卿	半家	光格(兼仁) 避諱
	11/25	吉田兼隆→良俱	41	従二位	非参議	公・家譜・纂・勝 貫・紀光	公卿	半家	光格(兼仁) 避諱
	11/25	藤井兼矩→充行	58	正三位	非参議	公・纂・勝貫・紀 光・幕祚	公卿	半家	光格(兼仁) 避諱
	11/25	山井兼敦→仍敦	41	正三位	非参議	公・纂・書統・勝 貫・紀光	公卿	羽林	光格(兼仁) 避諱
	11/25	萩原兼幹→員幹	40	正三位	非参議・刑部卿	公・書統・纂・勝 貫・紀光・旧華	公卿	半家	光格(兼仁) 避諱
	11/25	町尻兼原→量原	39	正四位下	権左中将	公・書統・纂・勝 貫・紀光	堂上	羽林	光格(兼仁) 避諱
	11/25	桜井兼文→供敦	38	正四位下	権右中将	公・書統・纂・勝 貫・紀光	堂上	羽林	光格(兼仁) 避諱
	11/25	吉田兼業→良連	18	従四位上	侍従	公・家譜・書統・纂・勝 貫・紀光・旧華	堂上	半家	光格(兼仁) 避諱
	11/25	藤井兼祥→充武	31	従四位下	右兵衛佐	公・書統・纂・勝 貫・紀光	堂上	半家	光格(兼仁) 避諱
	11/25	広橋兼陳→勝陳	11	正五位下	侍従	公・書統・弁・纂・知・ 院中・勝貫・紀光・旧華	堂上	名家	①、光格(兼仁) 避諱
	11/25	町尻兼聡→量聡	13	従五位上	出羽権介	公・書統・纂・勝 貫・紀光・旧華	堂上	羽林	光格(兼仁) 避諱
	11/25	竹屋兼孟→勝孟	17	従五位上	左衛門佐	書統・纂・知・勝 貫・紀光	堂上	名家	光格(兼仁) 避諱

	11 / 25	日野西兼貫→勝貫	25	正四位下	權左中弁	書統・弁・纂・家譜・知・勝貫・紀光・日野西兼榮等改名款状案	堂上	名家	光格（兼仁）避諱
	11 / 25	吉田兼逸→良敬	?	從五位下	—	纂・勝貫・紀光	堂上	半家	光格（兼仁）避諱
	11 / 25	山井兼長→仍孝	9	從五位下	—	書統・勝貫・紀光	堂上	羽林	光格（兼仁）避諱
	11 / 25	桜井兼寿→供寿	11	從五位下	—	纂・勝貫・紀光	堂上	羽林	光格（兼仁）避諱
	11 / 25	町尻兼憲→量憲	11	從五位下	—	纂・勝貫・紀光	堂上	羽林	光格（兼仁）避諱
	11 / 25	町尻兼久→説久	55	正三位	前非参議	纂・勝貫	公卿	羽林	光格（兼仁）避諱
	11 / 25	町尻兼望→説望	42	正五位下	前右馬頭	纂・勝貫	堂上	羽林	光格（兼仁）避諱
	11 / 25	吉田兼典→良久	33	從五位上	淡路守・上北面	地・纂	地下		光格（兼仁）避諱
	?	吉田兼保→良保	15	?	（上北面）	纂	地下		光格（兼仁）避諱
	11 / 26	入谷兼松→武松	67	從六位下	飛驒守	地	地下		①、光格（兼仁）避諱
	11 / 28	東儀兼豊→文順	44	正五位下	大和守	地	地下		光格（兼仁）避諱
	11 / 28	東儀兼為→文郁	12	正六位下	左兵衛少尉	地	地下		光格（兼仁）避諱
	11 / 28	東儀兼備→文韶	57	從四位上	越前守	地	地下		②、光格（兼仁）避諱
	11 / 28	東儀兼資→文珍	16	正六位下	左兵衛少尉	地	地下		①、光格（兼仁）避諱
	11 / 28	東儀兼郎→文幾	34	從五位上	左兵衛少尉・若狭守	地	地下		②、光格（兼仁）避諱
	11 / 28	東儀兼仲→文礼	14	正六位下	美濃介	地	地下		①、光格（兼仁）避諱
	11 / 29	河越兼宗→賢通	21	正六位下	兵庫助	地・師資	地下		光格（兼仁）避諱
	12 / 6	東儀兼彰→文愷	17	正六位下	右兵衛少尉	地	地下		①、光格（兼仁）避諱
	12 / 6	東儀兼里→文等	82	正四位上	播磨守	地	地下		光格（兼仁）避諱
	12 / 6	東儀兼林→文蔚	38	正五位下	出羽守	地	地下		②、光格（兼仁）避諱
	12 / 6	東儀兼音→文炳	14	正六位下	左兵衛少尉	地	地下		①、光格（兼仁）避諱
	12 / 6	東儀兼陰→文遠	76	正四位下	駿河守	地	地下		光格（兼仁）避諱
	12 / 6	岡兼久→昌稠	25	從五位下	伊予守	地	地下		②、光格（兼仁）避諱
	12 / 28	東儀兼連→文連	63	從四位上	筑後守	地	地下		光格（兼仁）避諱
	12 / 28	東儀兼倫→元龍	50	從四位下	阿波守	地	地下		光格（兼仁）避諱
	12 / 28	東儀兼安→文厚	36	從五位上	右兵衛大尉	地	地下		②、光格（兼仁）避諱
	12 / 28	東儀兼敬→元信	24	從五位下	雅楽少属	地	地下		光格（兼仁）避諱
	12 /	入谷武松→武善	67	從六位下	飛驒守	地	地下		②
安永9年 (1780)	3 / 26	浜崎正誠→正資	11	從六位下	美作介	地	地下		同日從六位上常陸介
	4 / 1	田中与行→賀壽	59	—	使部	地	地下		④
	5 / 2	岡昌行→光昌	33	從五位上	左兵衛大尉・河内守	地	地下		②、養子
	5 / 11	虫鹿蕃全→為秀	31	正六位下	玄蕃權助	地	地下		養子・相統
	9 / 22	朝山正綱→寛親	67	正四位下	駿河守	地・家譜	地下		養子
	12 / 20	豊忠利→家秋	35	從五位上	右將曹・石見介	地・纂	地下		養子
天明元年 (1781)	正 / 4	多門院專盈→管静	35	法眼	—	地	地下		

	3/18	山田政明→晨満	?	一	使部	地	地下	
	4/24	安倍豊季→季慶	37	正五位下	左兵衛大尉・信濃守	地・纂	地下	③
	閏5/6前	松尾相英→相倫	59	正五位下	出雲守	地	地下	後桃園(英仁)避諱?
	6/11	野宮定和→定晴	40	従二位	前権中納言	公・書統・纂・知・旧華・定之・紀光	公卿	羽林 視力回復「定晴(ハレ)」
	6/19	芝葛廉→但鬻	27	従五位下	右将曹・石見守	地	地下	
	7/4	河端直方→弘益	12	従六位下	右衛門大尉	地	地下	
	10/2	永晃→永皎	49	無品	大聖寺門跡・円照寺門跡・紫衣	御系譜	皇族	②
	12/11	東友政→真民	34	従五位上	左将監	地	地下	
天明2年(1782)	3/5	西原光雄→雅存	30	一	史生	地	地下	2/25「為史生」
	10/26前	岡昌実→昌充	79	従四位下	駿河守	地	地下	
	12/16	東儀文愷→彭明	20	従五位下	右兵衛少尉	地	地下	②
	12/16	東儀文礼→如貫	17	正六位下	美濃介	地	地下	②
	12/19	豊時雍→治時	23	従五位下	右衛門大尉	地・纂	地下	②
	12/22	日野西豊康→延光	12	従五位上	民部権少輔	公・書統・弁・纂・知・家譜・旧華・日野西兼栄等改名・歳次業・紀光	堂上	名家 養子・相統・近衛内前から拜領
天明3年(1783)	9/8	山科正中→正起	32	従五位上	図書権助	地	地下	
	9/28	壬生輔房→篤熙	22	従五位下	一	家譜・書統・知・輝良・紀光	堂上	羽林 のち石山家養子
天明4年(1784)	正/13	広橋勝陳→胤定	15	正五位下	右少弁	公・書統・弁・知・旧華・壬生・紀光	堂上	名家 ②、祈念
	閏正/16前	藤木成富→成棟	52	従四位上	信濃守・針博士	地	地下	
	正/24	平田職孝→職厚	11	正六位上	右将監	地	地下	
	3/16	田中賢寿→嵩行	34	一	長門守	地・師武	地下	
	3/26	村井政章→政利	38	正六位下	安房守	地	地下	
	4/14	富小路与直→良直	40	従三位	非参議	公・書統・纂・旧華・紀光	公卿	半家
	6/20	上近覚→近之	22	従五位下	左将監	地	地下	
	9/24	上田成章→成美	25	従六位上	丹後守	地	地下	
	9/30	壬生基胤→師基	28	従四位上	左権少将	家譜・書統・纂・知・輝良・紀光	堂上	羽林
	11/9前	進藤長倫→長晟	45	従四位上	備後守	地	地下	
天明5年(1785)	2/18	浅利主忠→主一	55	従六位下	和泉守	地	地下	
	2/23	三上景德→景宏	9	従六位下	肥後介	地	地下	
	3/12	豊忠任→広秋	32	従五位上	右(左)近将曹	地・纂	地下	養子
	4/9	岡松直温→直祺	53	正七位下	丹後介	地・師武	地下	
	12/10	水無瀬成徳→忠成	50	正三位	非参議・宮内卿	公・伝・書統・纂・知	公卿	羽林 ③
天明6年(1786)	3/15	山田純方→小川政澄	28	一	一	地	地下	①、同日「為坊官」得度
	9/22前	大隅信彦→庸言	27	従六位下	讃岐介	地	地下	①
	9/29前	朝山善和→有綱	34	従四位下	権伊予守	地	地下	
天明7年(1787)	正/23	浜崎維敬→惟純	44	法橋	一	地	地下	

	2 / 22	調子武好→武美	36	從六位上	加賀守	地	地下		
	3 / 6	小沼貞幹→吉勝	?	—	鼓師	師武	地下		
	3 / 11	村井政芳→政親	16	正六位下	藏人所衆・兵部大丞	地	地下		
天明8年 (1788)	8 / 13	広幡前基→前秀	27	正二位	権中納言	公・家譜・書統・旧華・壬生	公卿	清華	
	9 / 16	四辻実駿→公万	32	從三位	参議・右中将	公・纂・知・旧華	公卿	羽林	
寛政元年 (1789)	/前	小野泰之→篤雄	44	正五位下	主殿助	地	地下		
	7 / 22前	座田永章→義矩	18	從六位上	和泉守	地	地下		①
	7 / 22前	座田義矩→義泰	18	從六位上	和泉守	地	地下		②
	12 / 30	若江昌長→長公	35	正四位下	左馬権頭	地・纂	地下		養子
寛政2年 (1790)	9 / 19前	生源寺行雄→行整	43	正四位下	日吉社司	纂	地下		
	10 / 5前	若松永貞→永寿	32	從五位下	修理亮	地	地下		
	11 / 28	多収秋→忠亨	20	從五位下	雅楽大允	地・纂	地下		養子
	12 / 22	岩倉家具→具選	34	從三位	非参議	公・書統・纂・知	公卿	羽林	②
寛政3年 (1791)	4 / 19	東儀文蔚→俊元	50	從四位下	出羽守	地	地下		③
	4 / 19	東儀文一→俊一	22	從五位下	大学大允	地	地下		
	6 / 1	八条隆礼→隆頼	28	正四位下	?	纂	堂上	羽林	一宮礼仁避諱?、不実行
	9 / 3	武者小路公隆(きんたか)→公隆(きんなが)	7	—	—	輝良	堂上	羽林	故徳大寺公孝避諱
	10 / 26	藤木重矩→重明	28	從五位下	伊勢守・左兵衛少尉	地	地下		①、同日從五位上
	11 / 4	近藤義明(よしあき)→義明(のりあき)	18	從六位上	大舍人大属	地・師資	地下		改訓
寛政4年 (1792)	正/2	黒田久周→充実	38	正六位下	伊賀守	地	地下		
	2 / 15	速水直益→三益	15	從六位下	右兵衛少尉	地	地下		①
	7 / 1	南井定雄→文雄	35	從六位下	内膳令史・能登目	地	地下		
	11 / 18	辻近音→近満	15	正六位下	右将曹	地	地下		養子
	12 / 19	堀河康暁→忠順	28	從三位	非参議・大宰大貳	公・纂・壬生	公卿	羽林	
	12 / 20	窪近彭→近章	38	正五位下	右将監・加賀権介	地	地下		
	12 / 26	山科正起→正興	41	正五位下	出雲守	地	地下		
寛政5年 (1793)	3 / 7	東儀文昞→俊昞	28	從五位上	播磨守	地	地下		②
	6 / 11	幸前元敬→元景	46	正六位下	安芸守・左衛門大尉	地	地下		同日從五位下
	9 / 19	高津時光→実則	51	從四位下	越後守	地	地下		
	11 / 11	勢多政義→章宣	33	正五位上	右衛門大尉・彈正少忠	地・小佐治光文日記	地下		①
	12 / 12	蘭広文→広達	22	從五位上	右兵衛少尉・若狭守	地	地下		
	12 / 12	久富任→保	53	從六位上	隱岐守	地	地下		12 / 19「辞官返上位記」
	12 / 19	堀河和光→親実	17	從五位上	—	公・書統・纂・国長	堂上	羽林	養子
寛政6年 (1794)	正/6	小林家仲→真純	40	從四位下	治部少輔	地	地下		②
	正/14前	森沢長昌→長養	59	正五位下	阿波守・主税頭	地	地下		

	正/28	伏原長賢→宣武	21	從四位下	侍從	公・書統・旧華・国長・輝良	堂上	半家	
	2/20	飯田定俊→定明	26	法橋	—	地	地下		
	10/19前	豊良秋→時習	78	正四位上	東市正	地・纂	地下		
寛政7年 (1795)	2/1	小島春雄→春彰	29	法橋	—	地	地下		
	3/15	石原為顕→助運	60	從六位下	宮内大録	地	地下		
	9/23	大隅庸言→竜睡	58	從六位上	—	地	地下		②
寛政8年 (1796)	正/5	座田添氏→氏章	42	正六位上	大監物	地	地下		①
	3/1	沢村教直→寿邦	37	從五位上	右衛門大尉・伊予守	地	地下		2/13「転右大尉(守如元)」
	3/8	多久宣→久敬	25	從五位下	左将曹・大和守	地・纂	地下		
	7/22	丹下昌敷→善勝	35	從六位下	左京大属	地・忠良	地下		地は文化13.11/14
	8/28	難波宗功→宗享	27	正四位下	左権中将	公・伝・書統・纂・知・旧華	堂上	羽林	
寛政9年 (1797)	3/1	種田貞豊→成之	35	從四位下	丹後守・雅楽頭	地	地下		
	3/1	種田貞見→信敬	22	正六位下	信濃介	地	地下		①
	4/4	岡昌言→冬昌	53	正五位下	右兵衛少尉・近江守	地	地下		②
	閏7/20	上田篤武→正誠	23	從六位下	玄蕃少允	地	地下		
	10/30	藤木重明→重影	34	從五位上	伊勢守・右京亮	地	地下		②、同日正五位下
	12/26	榎本秀俊→秀栄	16	—	—	地	地下		同日法橋
寛政10年 (1798)	3/4	藤木成重→平成	35	正六位下	土佐守・権針博士	地	地下		正/25正六位下
	5/27	原田光雄→信春	46	從六位下	左衛門少志	地	地下		
	7/28	櫛田寛度→久時	32	從六位上	右近将監	地・師資	地下		
	11/22	勢多章宣→章斐	38	從四位下	左衛門大尉・豊前守・左片頭・明法博士	地・小佐治光文日記	地下		②
	12/19	大宮良資→良季	17	從五位上	—	公・家譜・書統・纂・知	堂上	羽林	養子
寛政11年 (1799)	2/	梨木広宇→祐保	59	正三位	非参議・御祖社正禰宣	公	公卿	社家	
	2/28	芝治時→葛徑	41	正五位下	筑後守	地	地下		③、改姓
	5/7	東儀文珍→勝成	36	從五位上	左兵衛少尉	地	地下		②
	7/1	辻好真→近敦	18	正六位下	右将曹	地	地下		養子
	11/3	奥但葛→好文	17	正六位下	左将曹	地	地下		改姓
	11/19	浜崎正泰→正庸	19	從六位上	薩摩守	地	地下		①
	12/8	座田氏章(うちあき) →氏章(うちき)	45	正六位上	大監物	地	地下		②、改訓
寛政12年 (1800)	正/3前	荘林維重→維木	71	從六位上	宍岐守	地	地下		
	3/28	西村世温→世庸	40	從四位上	東市正	地・纂	地下		儲君温仁避諱
	8/2	狛近礼→則是	57	正六位下	右将曹	地	地下		
	11/20	岡昌俊→昌業	22	從五位下	右兵衛大志・遠江守	地	地下		
	11/20	岡職昌→倫美	26	從五位下	右兵衛少尉	地	地下		
享和元年 (1801)	正/5	交野匡直→時雍	17	從五位上	左馬頭	公・書統・纂	堂上	名家	養子

	2/28前	四条隆考→隆房	21	従四位上	右権少将	纂	堂上	羽林	
	3/23	橋本実誠(?)→ 実誠(さねなり)	44	正四位下	参議	書統	公卿	羽林	改訓
	7/5	二松栄豊→隆敏	21	法橋	—	地	地下		
	7/28	若江義道→公義	37	従五位下	越後権介	地・纂・忠良	地下		養子
	9/4	山本公敏(きんとし?) →公敏(きんとき)	13	従五位下	—	書統	堂上	羽林	改訓
	12/14	東儀季美→季蕃	30	従五位上	修理少進	地	地下		
享和2年 (1802)	正/10	東久世通正→通庸	34	従三位	非参議	公・書統・纂・旧華	公卿	羽林	
	2/28	小川政澄→彦澄	44	法眼	—	地	地下		②、3/5法印
	11/28	吉田応門→正之	51	従六位下	日向守	地	地下		
享和3年 (1803)	正/27	南院宣静→泰雄	31	法眼	—	地	地下		
	2/19	東真相→友康	19	正六位下	左将監	地	地下		
	8/28前	山口一淵→成裕	46	正五位下	相模守	地	地下		
	12/19	榎本秀原→秀保	22	—	—	地	地下		同日法橋
文化元年 (1804)	2/7	原近義→在明	27	従六位下	若狭目	地・師武	地下		
	3/5	高橋宗保→宗芳	11	正六位下	采女正	地・纂	地下		
文化2年 (1805)	正/26	多門院文舜→貞恭	29	法眼	—	地	地下		
	2/16前	牧義方→定右	65	正四位下	前甲斐守	地	地下		①
	2/16前	牧定右→是和	65	正四位下	前甲斐守	地	地下		②
	2/16前	牧是和→義比	65	正四位下	前甲斐守	地	地下		③
	6/4	種田信敬→顕遂	30	従五位下	信濃守	地	地下		②
	8/27	山田康明→康定	34	—	—	地	地下		同日得度
	閏8/7	岡景友→昌友	18	正六位下	但馬介	地	地下		養子
	11/4	浜崎正庸→正時	25	正六位下	薩摩守・左兵衛大尉	地	地下		②
	12/12	喜多村正興→宣重	23	法橋	—	地	地下		
	12/14	喜多行宗→是伝	27	正六位下	播磨守	地・纂	地下		
文化3年 (1806)	正/18前	朝山敬休→義志	68	正四位下	式部権少輔	地	地下		①
	正/18前	朝山義志→義連	68	正四位下	式部権少輔	地	地下		②
	正/18前	入江則有→則韶	69	正四位下	兵部少輔・三河守	地	地下		
	11/8	山形宗鋪→憲徳	44	従五位上	右京権亮	地	地下		養子
	11/26	六条栄保→有言	16	従五位下	—	公・書統・纂	堂上	羽林	養子
文化4年 (1807)	2/30前	生源寺希行→希聲	?	従四位下	日吉社司	纂	地下		
	9/23	服部定恵→定遊	17	従六位下	縫殿大属	地・師贇	地下		恵仁(仁孝)避諱
	12/29前	宇郷恵康→春光	79	従五位上	伊豆守	地	地下		恵仁(仁孝)避諱?
	12/29前	宇郷春光→重?	79	従五位上	伊豆守	地	地下		
	/前	橋村正風→正淳	23	?	豊受大神宮権禰宜	神道史大辞典	地下	社家	①

	/	橋村正淳→正兌	23	?	豊受大神宮権禰宜	神道史大辞典	地下	社家	②
文化5年 (1808)	正/8	速水三益→邦益	31	正六位下	右衛門少尉	地	地下		②
	正/25	福智院弘恕→春常	33	法眼	—	地	地下		
	閏6/	林貞建→貞休	11	—	—	師贄	地下		故伏見宮貞建避諱
	9/8	清水友許→昌声	41	正六位上	右衛門少尉	地	地下		
	11/13	北小路貞一→寵	44	從五位下	大和介	地	地下		
	11/13	北小路貞陳→陳	37	正六位下	越前介	地	地下		
文化6年 (1809)	4/28前	樹下成治→茂慶	65	?	日吉社司	纂	地下	社家	
	7/1	辻忠告→成久	35	—	—	地・纂	地下		養子
文化7年 (1810)	4/24前	樹下成秀→成範	71	?	日吉社司	纂	地下	社家	
	9/6	伊良子光道→光通	35	從六位上	典藥寮医師	地	地下		養子
	10/14	梅溪恭通→行通	30	正四位下	左少将	纂・家譜・書統・知	堂上	羽林	
文化8年 (1811)									
文化9年 (1812)	3/19	芝葛満→葛永	12	正六位下	右将曹	地	地下		
	3/19	東儀文方→文信	12	正六位下	阿波介	地	地下		
	3/19	東儀広誠→文矩	20	正六位下	左衛門少志	地	地下		①、養子
	11/27	安倍季名→季考	36	正五位下	右将曹	地・纂	地下		
文化10年 (1813)	3/1	姉小路弘敬→弘信	25	從五位下	右衛門少尉・主馬首	地	地下		養子
	3/11前	山本尚甄→尚芳	75	正五位下	左将監	地	地下		
	4/26	朝山為綱→義綱	15	正六位下	伊勢守	地	地下		①
	8/	河野勝通→義通	36	正六位下	内舍人・丹後介	地	地下		
	10/22	物加波懐繩→懐寿	40	正五位下	肥後守・左馬助	地	地下		
文化11年 (1814)	2/5	山口康永→康昶	17	正六位下	権少外記・治部少丞	地・師徳	地下		養子
	2/7	花園脩茂→実路	15	從五位下	—	公・家譜・書統・纂・壬生・師徳	堂上	羽林	養子
	2/20	岩垣維光→松苗	41	正六位下	大舍人少允	地・師徳	地下		
	3/28	泉原重留→重愛	39	從六位下	左衛門大尉	地	地下		
	4/10	櫛田久福→篤敬	24	正六位下	左将曹	地・師徳	地下		
	5/16	津田惟琇→宗文	22	從五位下	土佐守・大膳亮	地	地下		
	7/28	上近尚→近興	31	從五位上	右将監	地	地下		
	8/25前	幸徳井保延→保敬	71	正四位下	陰陽助・近江守	地・纂	地下		
	9/10	姉小路志同→頼有	34	正六位下	大舍人大允	地	地下		養子
	9/26	進藤為善→為純	33	—	—	地	地下		同日法橋
	12/23	窪近喬→近俊	12	正六位下	左将曹	地	地下		
文化12年 (1815)									
文化13年 (1816)	6/4	山井久視→景晴	?	正五位下	右将曹・对馬守	地・纂	地下		改姓

文化14年 (1817)	2/1	茨木重光→重任	45	従六位下	尾張介	地	地下		
	7/29	清水友彦→昌信	17	正六位下	内舎人	地	地下		①
	12/23	和田克永→義孝	19	従六位下	右兵衛少尉	地	地下		①
文政元年 (1818)	10/16	東友苗→芝葛敬	27	従五位下	左将曹	地	地下		①、養子
	11/25	朝山季綱(?)→ 季綱(?)	44	従四位下	肥前守	地	地下		改訓、訓不明
	11/25	朝山義綱→茂修	20	従五位下	伊勢守・雅楽頭	地	地下		②
文政2年 (1819)	正/23	矢野伊経→正興	22	従五位下	大和守	地	地下		
	2/17	芝葛敬→東友連	28	従五位下	左将曹	地	地下		②、養子
	6/2	万里小路寿房→正房	18	正五位下	—	公・書統・纂	堂上	名家	
	12/18	堀河親孝→康親	23	正五位下	—	公・書統・纂	堂上	羽林	養子
	12/24	桑原為弘→忠長	67	正二位	前権中納言	公・書統・纂・旧華	公卿	半家	故菅原忠長避諱?
	12/26	押小路師徳(もろのり) →師徳(もろさと)	21	正五位下	大外記・掃部頭・ 造酒正・助教	地	地下		改訓
文政3年 (1820)	正/2	岡本貴清→共清	13	従六位下	備後介	地	地下		正/28 従六位上
	正/18	山口厚生(?)→ 厚生(あつおう)	16	正六位下	肥後介	地	地下		改訓
	2/1	小川生行→正昶	20	従六位上	石見守	地	地下		
	4/8	梅溪通師→通修	16	従五位上	—	家譜・書統・纂・旧華	堂上	羽林	
	5/17	土橋実門→義章	33	法印	—	地	地下		
	6/19前	佐竹重均→重敏	73	正四位下	和泉守?	地	地下		
	6/19前	佐竹重敏→重勝	73	正四位下	和泉守?	地	地下		
	7/8	井上正倫→正泰	13	従六位下	伯耆守	地	地下		
	9/29	結城秀義→秀雅	31	従五位下	丹波守	地	地下		
文政4年 (1821)	2/	藤井明忠(あきただ) →明忠(さときよ)	37	—	史生	地	地下		改訓
	3/9	東儀俊在→俊寿	37	正五位下	出羽守	地	地下		
	4/4	茨木重義→重堅	22	従六位下	左兵衛少尉	地	地下		
	4/12	北村邦季→宗信	25	正六位下	長門守	地	地下		
	6/	荒木田経綸→経?	52	従三位	非参議・内宮三 綱宣	公	公卿	社家	
	9/4前	三上元暉→有信	54	法印	—	地	地下		改姓
文政5年 (1822)	正/27	東儀季城→文言	39	正五位下	越中守	地	地下		①、養子
	閏正/22	蘭文矩→広孟	30	正六位下	左衛門少志	地	地下		②
	4/18	清水昌信→友成	23	正六位下	内舎人・玄蕃少允	地	地下		②
	5/17	藤木治平→篤平	29	従五位下	伊勢守	地	地下		養子
	9/16	橋本永劭→行敬	18	法橋	—	地	地下		
	10/22	山田康保→長康	68	法印	—	地	地下		②
	10/23	山田長保→長盛	31	法橋	—	地	地下		
文政6年 (1823)	6/19	三上源秀→秀孝	25	法橋	—	地	地下		

	7/22	小森玄啓→義啓	33	從六位下	肥後介	地	地下		養子
	8/12	並河靖榮→共裕	47	—	—	地	地下		①、同日得度
	10/16	多輝秋→忠綱	27	從五位上	左將曹	地	地下		①、養子
文政7年 (1824)	2/13	多忠綱→忠可	28	從五位上	左將曹	地	地下		②、相統
	4/5	根岸敬之→正定	62	從六位上	日向介	地	地下		
	4/20前	岡本保志→保定	88	從六位下	兵庫少允	地	地下		
	6/13	今城敏子(としこ) →敏子(たつこ)	16	—	掌侍	仁孝天皇実録・女房 小伝	女子		①、後桜町(智子)避諱?
	12/11	和田義孝→以敬	26	從六位上	右兵衛大尉	地	地下		②
	12/25	津田正英→近直	55	正六位下	左衛門大尉	地	地下		
	8/17	入江為昌→為善	38	正四位下	大藏大輔	公・書統・纂・知・ 旧華	堂上	羽林	
	11/14	中山愛子(なるこ) →愛子(ひでこ)	31	從五位上	典侍	女房小伝	女子		改訓
	11/15	中山愛子(ひでこ) →愛子(もとこ)	31	從五位上	典侍	女房小伝	女子		改訓
	12/19	辻高安→高泰	20	正六位下	左將曹	地	地下		同日從五位下
文政9年 (1826)	2/29前	林脩棟→棟隆	80	從六位下	主計大允	地	地下		
	5/25	東儀文言→長城	43	正五位下	越中守	地	地下		②
文政10年 (1827)	11/14	芝葛成→高信	12	正六位下	右將監	地	地下		養子
	12/1	山田篤誼→意純	48	從六位下	周防介	地	地下		
	12/25	公猷→舜仁	39	一品	親王・一身阿闍梨・輪王寺門 跡・牛車・准三宮・天台座主	纂	皇族		
文政11年 (1828)	6/1	速水住益→長益	20	正六位下	右衛門権少尉・越 後介	地	地下		
	10/11	中山愛子→續子	34	正五位下	典侍	家譜・仁孝天皇実録・中山家 上申・女房小伝	女子		閑院宮愛仁避諱
文政12年 (1829)	2/14	今城敏子→?子	21	—	掌侍	仁孝天皇実録・女房 小伝	女子		②
	3/4	青木吉徳→吉誠	11	正六位下	土佐守	地	地下		
	8/13	日比野孔武→公武	38	正七位下	史生	地	地下		6/13「為史生」/20正七 位下
	12/21	高松直実→保実	13	從五位下	—	家譜	堂上	羽林	養子・相統
天保元年 (1830)	2/25	松井隆盈→隆慧	29	法橋	—	地	地下		
	4/27	東儀元珍→元春	11	—	—	地	地下		
	6/24	岡本清海→清省	10	從六位下	筑前介・右衛門少 尉	地	地下		
	11/21	山田弘澄→隆澄	35	正六位下	備後守	地	地下		①
	11/21	三上為保→為康	54	從六位下	左馬大允	地	地下		8/30 從六位下左馬大允
天保2年 (1831)	正/28	伊良子光平→光評	29	從六位下	越後介	地	地下		二条光平避諱?
	6/14	山本重全→重龍	29	正六位下	筑前守	地	地下		同日從五位下
	8/12前	岡昌言→齒広邑	12	—	—	地	地下		
	10/	浜岡道泉→光村	65	法印	—	地	地下		
	10/	浜岡道以→道泉	35	法眼	—	地	地下		相統?
	12/8	小佐治光宗→土山 武宗	10	從六位下	右近衛府生	地	地下		養子

	12/10前	斎藤叙典→叙胤	68	正四位下	宮内権大輔	地・纂	地下		
天保3年 (1832)	5/8	多久真→久住	11	正六位下	左兵衛少尉	地・纂	地下		
	5/	狩野雅信→文信	33	正七位下	越前大目	地	地下		
	9/	清水友成→友芳	32	正六位上	内舎人・玄蕃大允	地	地下		
	10/13	芝高信→葛高	17	正六位下	右将監	地	地下		養子
	11/21	菅谷寛教→寛光	16	法橋	—	地	地下		
	閏11/	浜岡道味→道泉	31	法眼	—	地	地下		相続?
	12/11	山田隆澄→弘澄	37	從五位下	備後守	地	地下		②
天保4年 (1833)	2/23	福智院春敬→愛敬	20	法橋	—	地	地下		
	4/24	井上顯忠→忠克	20	—	—	地	地下		
天保5年 (1834)	3/18前	井関実栄→性栄	32	法印	—	地	地下		
	8/4	岸本定和→業寿	13	從六位下	筑前介	地	地下		同日從六位上筑前守・諸大夫
	9/	木村文敬→了琢	31		絵所	地	地下		
	10/9	細川常之→常德	51	正六位上	院藏人	地・纂	地下		
	10/14	宇郷重幸→重教	48	從四位上	伊豆守・木工権頭	地	地下		
	10/27前	春日仲好→仲襄	24	正六位下	讃岐介	地・纂	地下		
	12/22	葛西善之→善治	38	—	—	地	地下		同日從六位下河内介
天保6年 (1835)	9/18	日野資統→資宗	21	正五位下	侍從	公・書統・家譜・纂・旧華・隆光	堂上	名家	統仁(孝明)避諱
	9/18	丹羽正統→正庸	14	從六位上	豊前守	地	地下		統仁(孝明)避諱
	10/12	今小路行統→行巽	18	法橋	—	地	地下		統仁(孝明)避諱
	10/26	土山武理→武柄	46	從五位下	右将監	地	地下		統仁(孝明)避諱?
	10/	小森義統→義實	27	從六位下	肥後介	地	地下		統仁(孝明)避諱
	11/4	豊忠逸→徳秋	18	正六位下	左兵衛少尉	地	地下		養子
天保7年 (1836)	9/19後	水口清貫→宣重	23	從六位下	左府生	地	地下		
	12/1	藤木使直→温直	20	正六位下	肥後介・左兵衛大尉	地	地下		①
天保8年 (1837)	/前	難波宗徳→宗礼	6	從五位下	—	纂	堂上	羽林	
	正/25	土山武寿→武業	41	正六位上	右将監・隼人佑	地	地下		養子
	3/17	渡辺珍昌→珍賞	51	從四位下	主計助・隠岐守	地	地下		養子
	11/26	奥好宝→辻高宝	13	正六位下	左将曹	地	地下		①、養子
天保9年 (1838)	正/1	二松光慶→隆房	45	法印	—	地	地下		將軍家慶避諱?
	正/1	二松光弁→光輝	16	法橋	—	地	地下		
	11/21	斎藤市広→徳盛	37	從五位下	左衛門大尉・伊子守	地	地下		
	12/22	岡田妍清→清谷	28	正六位下	右衛門大尉・宮内少丞	地	地下		甘露寺妍子(仁孝典侍)避諱?
	12/22	岡本氏祥→氏足	49	從四位下	近江守・書博士	地	地下		兄養子、將軍世子家祥(家定)?
天保10年 (1839)	正/9	窪近董→近方	30	從五位上	右将曹	地	地下		

	11/7	山本公寧→実政	14	正五位下	一	書統・纂・旧華	堂上	羽林	
	12/12前	中川定国→任重	27	從五位下	備後守	地	地下		
天保11年(1840)	5/15	上近季→近濟	46	正五位下	左將監	地	地下		
	6/7	小佐治光慶→光敦	11	從六位上	右衛門府生	地・小佐治光文日記	地下		將軍家慶避諱
天保12年(1841)	3/13	並河共裕→清寛	65	法印	一	地	地下		②
天保13年(1842)	9/18	世統重種→重登	25	正六位下	右衛門大尉	地	地下		
天保14年(1843)	/	上近節→真節	20	從五位下	左將監	地	地下		
弘化元年(1844)	/前	永田忠敬→忠順	52	從六位下	上野大掾	地	地下		
	/前	岡昌信→昌輪	37	正六位下	近江介	地	地下		
	2/4	多節文→忠節	19	從五位下	左將曹	地	地下		正/25 從五位下
弘化2年(1845)	/前	進藤長保→長傳	45	從四位下	筑後守	地・纂	地下		
	6/11	多基貫→久康	12	正六位下	右將曹	地	地下		養子
	12/	三宅行健→行言	15	從六位上	主計大允	地	地下		2/18 從六位上主計大允
	/	奥高宝→行業	21	從五位下	左將曹	地	地下		②、養子
弘化3年(1846)	12/28	平井宣畝→宣正	29	法眼	一	地	地下		
弘化4年(1847)	9/6	山形孟憲→甫清	11	從六位下	撰津介	地	地下		9/16 從六位上
	/	東儀文運→文秀	32	從五位上	左兵衛少尉	地	地下		
嘉永元年(1848)	12/19	畑常志→纒	48	正六位下	主殿大允	地	地下		
	12/19	岸国章→昌岱	64	正六位下	筑前介	地	地下		
嘉永2年(1849)	正/	深尾職利→職保	36	從六位上	右將監	地	地下		
	2/3	豊久正→行秋	20	正六位下	右將曹	地	地下		①
	5/	窪近和→近親	34	從五位上	左將曹	地	地下		
	11/27	裏辻季忠→公愛	29	正五位下	一	書統・纂・旧華	堂上	羽林	
	11/	窪近理→光張	23	從五位下	右將監	地	地下		
	12/2	多行秋→久嘉	20	從五位下	右將曹	地	地下		②
嘉永3年(1850)	正/17前	東儀如雄→頼玄	19	正六位下	越前介	地	地下		
	9/11	林貞順→貞矩	44	從五位上	大炊権助・大和守	地	地下		
	12/2	藤木温直→以直	34	從五位上	左衛門少尉・肥後守	地	地下		②
嘉永4年(1851)									
嘉永5年(1852)	3/	下村謙恩→一幸	37	從六位下	大和大掾	地	地下		
	5/前	佐竹重敏→重政	58	正四位下	主税頭・甲斐守	地	地下		①
	5/	佐竹重政→重節	58	正四位下	主税頭・甲斐守	地	地下		②
	8/	藺玄隆→信徴	37	法橋	一	地	地下		
	3/23	尊応→尊融	29	一	一乘院門跡	纂	皇族		①、3/12 青蓮院門跡
嘉永6年(1853)	3/1	吉田良芳→良熙	44	從三位	非参議・神祇権大副・侍從	公・家譜・書統・纂・旧華	公卿	半家	

	9/15	矢野清真→敬長	17	從五位下	陸奥守	地	地下		
	9/	岩波庸堅→庸得	57	法印	—	地	地下		
安政元年 (1854)	/前	古守範瑛→範定	38	法眼	—	地	地下		
	2/16	速水常生→常雄	33	從六位上	左兵衛大尉	地	地下		
安政2年 (1855)	2/17	林広金→広守	25	從五位下	右兵衛大尉	地	地下		同日兼遠江守
	3/1	綾小路重実→俊実	23	從四位下	備後権介	家譜・書統・大原重実事蹟	堂上	羽林	①、養子
	6/14前	粟津職秋→職敬	47	從五位上	左京大進	地	地下		
安政3年 (1856)	2/27前	生島秀喬→雅喬	28	從五位上	但馬守	地	地下		
	/	山口幸富→正典	22	從六位下	筑前介	地	地下		
	12/1	永井(藤井)常足→源	34	正六位下	大舍人権助	地	地下		
安政4年 (1857)									
安政5年 (1858)	/	芝山弘豊→敬豊	22	從四位下	民部大輔	旧華	堂上	名家	養子
安政6年 (1859)									
万延元年 (1860)	9/29	七条信睦→信祖	31	從四位下	備中権介	旧華・議奏記録	堂上	羽林	睦仁(明治)避諱
文久元年 (1861)									
文久2年 (1862)									
文久3年 (1863)	3/27	梅辻光久→太久	39	從三位	非参議・別雷社正禰宜	公	公卿	社家	
	9/9	三条西季知→知	53	正二位	前権中納言	維新史料綱要	公卿	大臣	強制改名
	9/9	三条実美→実	27	從三位	前権中納言	維新史料綱要	公卿	清華	強制改名
	9/9	東久世通禮→通	31	正四位下	前左権少将	維新史料綱要	堂上	羽林	強制改名
	9/9	壬生基修→修	29	從四位上	前修理大夫	維新史料綱要	堂上	羽林	強制改名
	9/9	四条隆譚→譚	36	從四位上	前侍從	維新史料綱要	堂上	羽林	強制改名
	9/9	錦小路頼徳→頼	27	從四位上	前右馬頭	維新史料綱要	堂上	半家	強制改名
	9/9	沢宣嘉→宣	28	正五位下	前主水正	維新史料綱要	堂上	半家	強制改名
	/	中川宮成憲→朝彦	40	—	—	維新史料綱要	皇族		②、還俗・元服
元治元年 (1864)	11/26	花山院家長→家威	8	從四位下	侍從	家譜	堂上	清華	養子
	/	裏辻実修→公本	19	正五位下	—	家譜・旧華・幕末公家集成	堂上	羽林	
慶応元年 (1865)									
慶応2年 (1866)									
慶応3年 (1867)	/	竹内惟賢→治則	32	從四位上	右馬頭	旧華	堂上	半家	
明治元年 (1868)									
明治2年 (1869)	4/19	大原俊実→重実	37	從四位上	左少将	家譜・維新史料綱要・大原重実事蹟	堂上	羽林	②、養子
?		五辻政賢→長仲	?	?	?	旧華	堂上	半家	
?		北畠親雅→満雅	?	?	?	纂	堂上	羽林	
?		清原宗枝→宗季	?	?	?	纂	地下		

?		小野元辰→俊辰	?	?	?	纂	地下	
?		岩崎元紀→隆直	?	?	?	纂	地下	①
?		岩崎隆直→隆兼	?	?	?	纂	地下	②
?		岩崎元清→元彦	?	?	?	纂	地下	
?		和氣明親→真長	?	?	?	纂	地下	
?		多忠伏→忠吉	?	?	?	纂	地下	
?		上野満兼→満植	?	?	?	纂	地下	
?		石堂直房→忠房	?	?	?	纂	地下	
?		井上好重→行重	?	?	?	纂・地下	地下	
?		広庭斯祐→祐通	?	?	?	纂	地下	
?		三善祐衡→政衡	?	?	?	纂	地下	
?		広庭祐見→祐久	?	?	?	纂	地下	
?		広庭祐陽→祐良	?	?	?	纂	地下	
?		樹下相治→資次	?	?	?	纂	地下	
?		松室重勝→重為	?	?	?	纂	地下	
?		千秋季義→季行	?	?	?	纂	地下	社家 ①
?		千秋季行→武季	?	?	?	家譜・纂	地下	社家 ②
?		千秋季道→季治	?	?	?	纂	地下	社家
?		千秋季治→季寿	?	?	熱田大宮司	家譜・纂	地下	社家

※改名時期の不明なものは史料上の初出や没年等を基に、月日に「前」(以前)・「後」(以降)・「頃」等を付して凡その位置に記した。

※典拠 [] 内は略称

刊本

足利家官位記(群書類従)・有栖川宮御家系・維新史料綱要(東京大学出版会)・御湯殿上日記(〔湯〕統群書類従完成会)・華頂要略(〔華頂・諸門跡伝〕大日本仏教全書)・鎌倉大日記(統史料大成)・鴨巣主系図(統群書類従)・寛永諸家系図伝(〔寛永伝〕統群書類従完成会)・寛政重修諸家譜(〔寛政譜〕統群書類従完成会)・看聞日記(〔看聞〕図書寮叢刊)・義演准后日記(〔義演〕史料纂集)・喜連川判鑑(史籍集覧)・旧華族家系大成(〔旧華〕霞会館)・公卿補任(〔公〕国史大系)・九条満家公引付(図書寮叢刊)・系図纂要(〔纂〕名著出版)・建内記(大日本古記録)・光格天皇実録(天皇皇族実録)・皇年代略記(群書類従)・迎陽記(史料纂集)・久我家文書(國學院大學)・後西天皇実録(天皇皇族実録)・後桜町天皇実録(天皇皇族実録)・後水尾天皇実録(天皇皇族実録)・後陽成天皇実録(天皇皇族実録)・砂藏(図書寮叢刊)・薩戒記(大日本古記録)・実隆公記(〔実隆〕群書類従完成会)・塩尻(日本隨筆大成)・地下家伝(〔地〕自治日報社)・執次詰所御系図(〔御系譜〕系図総覧)・拾芥記(改定史籍集覧)・諸家知譜拙記(〔知〕統群書類従完成会)・諸家伝(〔伝〕自治日報社)・史料綜覧(東京大学出版会)・大石家外戚枝葉伝(赤穂義士史料集)・神道史大辞典(吉川弘文館)・統史愚抄(〔統〕国史大系)・専断分脈(〔専断〕国史大系)・大乗院寺社雜事記(〔大乗院〕統史料大成)・大日本史料(東京大学出版会)・丹波氏系図(統群書類従)・親長卿記(〔親長〕増補史料大成)・言緒卿記(〔言緒〕大日本古記録)・言繼卿記(〔言繼〕統群書類従完成会)・言経卿記(〔言経〕大日本古記録)・時慶記(〔時慶〕本願寺出版社)・南方紀伝(改定史籍集覧)・日本書紀神代講述抄(神道大系)・宣胤卿記(〔宣胤〕増補史料大成)・仁孝天皇実録(天皇皇族実録)・幕府祈禱伝(〔幕府〕徳川諸家系譜)・幕末公家集成(新人物往來社)・晴右記(〔晴右〕統史料大成)・武家年代記(統史料大成)・弁官補任(〔弁〕統群書類従完成会)・本朝皇胤紹運録(〔紹運〕統群書類従完成会)・本朝通鑑(国書刊行会)・通見公記(〔通見〕史料纂集)・野史(弘文館)・康富記(増補史料大成)・山科家礼記(〔久守記〕史料纂集)・夢の代(日本思想大系)・歴名士代(〔歴名〕統群書類従完成会)・柳宮婦女伝系(〔柳宮〕徳川諸家系譜)・靈元天皇実録(天皇皇族実録)・歴代皇紀(統群書類従)・歴朝要記(神道大系)

国立公文書館

押小路文書〔押小路〕・和長卿記〔和長〕・方長卿記〔方長〕・議奏記録・近代帝系・勳槐御記〔伊光〕・玄関日記・国長卿記〔国長〕・消息留・大外記師充記〔師充〕・大外記師徳卿記〔師徳〕・大外記師武記〔師武〕・大外記師庸記〔師庸〕・大外記師資記〔師資〕・大外記師英記〔師英〕・大外記師岑記〔師岑〕・大外記師守記〔師守〕・大外記師資記〔師資〕・植房卿記〔植房〕・豊長卿記〔豊長〕・宣順卿記〔宣順〕・八槐御記〔八槐〕・速水見聞私記〔日野大納言資勝卿記〔資勝〕・百一録〕〔日記(俊広)・日記(俊料)・日記(宗城)・山科家日記〔頼言〕

宮内庁書陵部

院中番案所日記〔院中〕・正親町季秀改名款状・改姓改名文書・改名款状・改名宣下款状〔宣下〕・議奏日次案〔議奏〕・禁裏執次所日記・禁裏番案所日記〔禁裏〕・外記史分配・光格天皇踐祚次第〔踐祚次第〕・小佐治光文日記・三条西実枝改名款状・諸家系伝・季連宿禰記〔季連〕・女房小伝・日野西勝貞日記〔勝貞〕・日野西兼栄等改名款状案・日野西資興日記〔資興〕・日野西資敬同資興改名款状案・藤原公虎並家賀改名款状案・普門日年譜・名字弁・柳原隆光日記〔隆光〕・柳原紀光日記〔紀光〕・山科忠言卿記〔忠言〕

東京大学史料編纂所

一編宜氏経神事記・石清水八幡宮記録・内前公記〔内前〕・大原重実事蹟・園城寺伝法血脈・華族早譜〔家譜〕・兼香公記〔兼香〕・兼胤記〔兼胤〕・兼輝公記〔兼輝〕・狩野亨吉氏菟丸文書・官公事抄・公明卿記〔公明〕・公通記〔公通〕・皇親系付録・定時卿記〔定時〕・定之卿記〔定之〕・諸家伝書統〔書統〕・史料稿本・資原卿記〔資原〕・鈴木久兵衛文書・孝亮宿禰記〔孝亮〕・隆光卿記〔隆光〕・忠利宿禰記〔忠利〕・忠良公記〔忠良〕・綱平公記〔綱平〕・輝光卿記〔輝光〕・輝良公記〔輝良〕・言繼上卿之問下知案・時慶卿記紙背文書・徳大寺公城手記〔公城〕・中御門天皇御昇壇記〔御昇壇記〕・年代略記・葉室頼業記〔頼業〕・平松文書・伏見宮御系譜・道房公記〔道房〕・光平公記〔光平〕・壬生文書 36・37〔壬生〕・壬生家四巻之日記・基長卿記〔基長〕・基長卿記〔基長〕・基熙公記〔基熙〕・紀光卿記〔紀光〕・康道公記〔康道〕・柳原家記録 97〔柳原〕・吉田家日記・立親王并行啓疏書始記・輪王寺官年譜

その他〔所蔵・所収書籍等〕

日本王代一覽(九州大学)・皇親事蹟(後水尾天皇実録)・中院通枝改名之事(京都大学)・中山家上申(仁孝天皇実録)・二条家番所日記(史料稿本)・通誠公記(通誠) 國學院大學図書館

表2 近世天皇・儲君と避諱一覧

代	追号	諱	改名年	月日	前名→後名	歳	位階	官職	典拠(避諱が明らかなもの)	親王宣下等 (['天皇皇族実録』等による)
100	後小松	幹仁(もとひと)	永享3年(1431)		武者小路隆光→俊宗	45	従二位	権大納言		3/24 出家・素行智
					西園寺実光→実種	?	従二位	権中納言		
					柳原行光→忠秀	39	正三位	権中納言		
					日野西盛光→国盛	?	正三位	権中納言		
					日野秀光→家秀	31	従三位	権中納言・別当・左衛門督・院執権		
					広橋親光→兼郷	31	従三位	権中納言		
					千種光清→具定	?	正四位下	参議・右中将		
					三条公光→公冬	41	従一位	前右大臣		
					町(日野)藤光→資広	42	正三位	前権中納言・権帥		
					??行国→家種	?	?	前美濃守(諸大夫)	建内記	
					久我通行→通尚	7	従四位上	右権少将		
	永享4年(1432)		土御門嗣光→長淳	?	正五位上	権右少弁・藏人				
101	称光	躬仁(みひと)							応永18.11/25 親王宣下・応永19.8/29 踐祚	
		実仁(みひと)							応永23.12/13 改名	
102	後花園	彦仁(ひこひと)	正長元年(1428)?		壬生彦枝→周枝	?	正五位下	左大史		7/28 踐祚
					松木頭彦→頭久	?	?	(伊勢外宮神職)	孝亮	
					松木康彦→康久	?	?	(伊勢外宮神職)	孝亮	
					松木延彦→延久	?	?	(伊勢外宮神職)		
					松木重彦→重久	?	?	(伊勢外宮神職)		
					松木家彦→家久	?	?	(伊勢外宮神職)		
103	後土御門	成仁(ふさひと)	享徳2年(1453)	6/13	足利義成→義政	18	従一位	権大納言・征夷大将軍	和長・名字弁	長祿1.12/19 親王宣下
		勝仁(かつひと)								
104	後柏原	知仁(ともひと)	?							
105	後奈良	方仁(みちひと)	永祿元年(1558)	12/27	丹波知康→宗康	?	従五位上	—		永正9.4/8 親王宣下
106	正親町	方仁(みちひと)	永祿元年(1558)	12/27	小野秀方→秀信	35	従五位下	主殿少允		天文2.12/9 親王宣下・12/22 元服・弘治3.10/27 踐祚
		誠仁(さねひと)								永祿11.12/15 親王宣下
107	後陽成	和仁(かずひと)	天正14年(1586)	4/4	吉田兼和→兼見	52	従三位	神祇大副・左兵衛督	名字弁	9/17 親王宣下
		周仁(わたひと)								慶長3.12/23 改名
—	—	良仁(ながひと)	文祿3年(1594)	5/2	五条為良→為経	43	正四位下	侍従・少納言・文章博士・大内記		4/29 親王宣下・儲君?・慶長5 廢嫡
108	後水尾	政仁(ただひと)								慶長5.12/21 親王宣下
		(→ことひと)								慶長16.3/27 踐祚時改訓?
—	—	高仁(すけひと)								寛永3.11/25 親王宣下・儲君、5.6/11 没
109	明正	興子(おきこ)	寛永6年(1629)?		生島興秀→秀盛	63	従五位下	宮内少輔		10/29 内親王宣下・11/8 踐祚
			寛永7年(1630)	5/4	平松時興→時庸	32	正四位下	侍従	名字弁	

			寛永8年 (1631)	12/14	勢多治興→ 治脚	42	従四位下	大判事		
110	後光明	紹仁 (つぐひと)	正保4年 (1647)	正/5	勢多治繼→ 治勝	23	正六位上	左衛門大志		寛永19.12/15親王宣下・儲君、 20.10/3立太子・踐祚
			承応3年 (1654)	8/18	園繼子→光 子	53	従三位	典侍(天皇生母)	宣順 ※10/5 から廻及	承応3.9/20没
111	後西	良仁 (ながひと)	承応3年 (1654)	12/10	一条教良→ 教輔	22	正二位	内大臣・左大将	壬生・柳原・統 史・宣順・名字弁	正保4.9/15親王宣下、承応 3.10/10儲君・11/28踐祚
			明暦元年 (1655)	12/16	松木宗良→ 宗条	30	正四位上	藏人頭・左權中 将	名字弁	明暦2.正/23即位
				2/9	高辻良長→ 豊長	31	従五位上	侍従・文章博 士・大内記	豊長	
				2/27	綾小路俊良→ 俊景	24	従四位上	右中将	禁裏・名字弁	
				3/23	七条隆良→ 隆豊	16	正五位下	—	公・伝・名字弁	
				4/18	西園寺実良→ 実尚	11	従四位上	左少将		
			?		出口延良→ 延住	41	従五位上	豊受大神宮権禰 宜	日本書紀神代講 述抄	
					藤木成良→ 成祥	62	従五位下	鍼博士		
112	靈元	識仁 (さとひと)								承応3儲君、明暦4.1/28親王 宣下
113	東山	朝仁 (あさひと)								天和2.3/25儲君、12/2親王 宣下、3.2/9立太子
114	中御門	慶仁 (やすひと)	宝永4年 (1707)	4/29	勸修寺経慶→ 経敬	64	正二位	前権大納言	伝・百一録・通 誠	3/22儲君・4/29親王宣下、 5.2/1立太子
				5/1	榊筒隆慶→ 隆賀	56	従二位	前権中納言	伝・百一録	
					小倉季慶→ 季通	57	従四位上	左中将	百一録	
				5/2	六条有慶→ 有藤	36	従三位	非参議	伝	
				5/3	堀河康慶→ 康和	29	従五位上	侍従		
			?		榊筒慶子→ 賀子	33	?	典侍(天皇生母)		
					葛岡宣慶→ 宣之	79	従四位上	前修理権大夫		
					山口章慶→ 章親	16	正六位下	主税大允		
115	桜町	昭仁 (てるひと)	享保5年 (1720)	11/4	醍醐昭尹→ 冬熙	42	正二位	権大納言・神宮 伝奏	公・兼香	10/16儲君・11/4親王宣下、 13.6/11立太子
					園池昭季→ 房季	8	従五位下	—	伝・兼香	
					虫鹿為昭→ 方道	16	正六位下	右少史・中務少 丞		
					河鱗輝季→ ?	17	従五位上	左権少将	兼香 ※改訓?	
116	桃園	遐仁 (とおひと)								延享3.正/22儲君・3/16親王 宣下、4.3/16立太子
117	後桜町	智子 (さとこ)								寛延3.3/28内親王宣下、宝暦 12.7/27踐祚、12.7/29改訓
			文政7年 (1824)	6/13	今城敏子→ (たつこ)	16	—	掌侍		
118	後桃園	英仁 (ひでひと)	宝暦9年 (1759)	5/15	大宮英季→ 昌季	46	正三位	非参議	公・定晴	正/18儲君・5/15親王宣下、 明和5.2/19立太子
					四辻公英→ 公圭	19	従五位下	—	公・定晴	
					山名英信→ 亮信	36	正六位上	左少史		
					山名英長→ 亮寿	16	正六位下	左少史・兵部少 丞		
					安倍季英→ 季緒	15	正六位下	左兵衛少志		
					蒔田祐英→ 祐恭	29	従六位上	図書少允		
					栗津清英→ 清?	31	正六位下	右衛門少志・信 濃介		

				5/16	芝葛英→葛故	54	從四位上	石見守		
					藤島英成→康成	37		非藏人		
					高屋康昆(ひで→あき)	41	從五位上	遠江守	師資	
				5/17	菅谷英憲→慶雄	22		法橋		
				5/19	富島元秀(ひで→なが)	32	正六位下	左將曹	師資	
				6/1	山口秀昌(ひで→なか)	33	正六位上	權少外記・大学少允・式部少丞	師資	
			?		松尾相英→相倫	37		内非藏人		
			宝曆 10 年 (1760)	12/20	原忠英→忠直	28	正六位下	—		
119	光格	師仁 (もろひと)	安永 8 年 (1779)	11/23	近衛師久→經熙	19	正二位	内大臣・左大将	院中・紀光・公明・八槐	11 / 8 儲君・ / 13 名字内定
				11/?	押小路師資→師致	36	從四位下	大外記・造酒正・掃部頭	宣下・師資 ※不実行	
		兼仁 (ともひと)		11/25	醍醐兼潔→經胤	63	從一位	前右大臣	家譜・院中・勝貫・紀光	11 / 25 改名・踐祚
					広橋兼胤→勝胤	65	從一位	准大臣	院中・勝貫・紀光	
					吉田兼雄→良延	75	正二位	非参議・神祇大副	勝貫・紀光	
					萩原兼領→員領	62	從二位	非参議	勝貫・紀光	
					吉田兼隆→良俱	41	從二位	非参議	勝貫・紀光	
					藤井兼矩→充行	58	正三位	非参議	勝貫・紀光	
					山井兼敦→仍敦	41	正三位	非参議	勝貫・紀光	
					萩原兼幹→員幹	40	正三位	非参議・刑部卿	勝貫・紀光	
					町尻兼原→量原	39	正四位下	權左中將	勝貫・紀光	
					桜井兼文→供敦	38	正四位下	權右中將	勝貫・紀光	
					吉田兼業→良連	18	從四位上	侍從	勝貫・紀光	
					藤井兼祥→充武	31	從四位下	右兵衛佐	勝貫・紀光	
					広橋兼陳→勝陳	11	正五位下	侍從	院中・勝貫・紀光	
					町尻兼聡→量聡	13	從五位上	出羽權介	勝貫・紀光	
					竹屋兼孟→勝孟	17	從五位上	左衛門佐	勝貫・紀光	
					日野西兼貫→勝貫	25	正四位下	權左中弁	家譜・勝貫・紀光	
					吉田兼逸→良敬	?	從五位下		勝貫・紀光	
					山井兼長→仍孝	9	從五位下	—	勝貫・紀光	
					桜井兼寿→供寿	11	從五位下	—	勝貫・紀光	
					町尻兼憲→量憲	?	從五位下	—	勝貫・紀光	
					町尻兼久→説久	55	正三位	前非参議	勝貫	
					町尻兼望→説望	42	正五位下	前右馬頭	勝貫	
					吉田兼典→良久	33	從五位上	淡路守・上北面		
					吉田兼保→良保	?	?	?		
			11/26		入谷兼松→武松	67	從六位下	飛驒守		

				11/28	東儀兼豊→ 文順	44	正五位下	大和守		
					東儀兼為→ 文郁	12	正六位下	左兵衛少尉		
					東儀兼備→ 文韶	57	從四位上	越前守		
					東儀兼資→ 文珍	16	正六位下	左兵衛少尉		
					東儀兼郎→ 文幾	34	從五位上	左兵衛少尉・若 狭守		
					東儀兼仲→ 文礼	14	正六位下	美濃介		
				11/29	河越兼宗→ 賢通	21	正六位下	兵庫助	師資	
				12/6	東儀兼彭→ 文愷	17	正六位下	右兵衛少尉		
					東儀兼里→ 文等	82	正四位上	播磨守		
					東儀兼林→ 文蔚	38	正五位下	出羽守		
					東儀兼音→ 文晒	14	正六位下	左兵衛少尉		
					東儀兼陰→ 文遠	76	正四位下	駿河守		
					岡兼久→昌 興	25	從五位下	伊予守		
				12/28	東儀兼連→ 文連	63	從四位上	筑後守		
					東儀兼倫→ 元龍	50	從四位下	阿波守		
					東儀兼安→ 文厚	36	從五位上	右兵衛大尉		
					東儀兼敬→ 元信	24	從五位下	雅樂少属		
一	礼仁 (うやひと)	寛政3年 (1791)?			八条隆礼→ 隆頼	28	正四位下	右権少将	※不実行	6/1 親王宣下・6/2 没
一	温仁 (ますひと)	寛政12年 (1800)	3/28		西村世温→ 世庸	40	從四位上	東市正		3/7 儲君・3/26 親王宣下・4/4 没
120	仁孝	文化4年 (1807)	9/23		服部定恵→ 定遵	17	從六位下	縫殿大属	師資	9/22 親王宣下、6.3/24 立太子
			?		宇郷恵康→ 春光	79	從五位上	伊豆守		
121	孝明	天保6年 (1835)	9/18		日野資統→ 資宗	21	正五位下	侍従	家譜・隆光	6/21 儲君・9/19 親王宣下、 11.3/14 立太子
					丹羽正統→ 正庸	14	從六位上	豊前守		
			10/12		今小路行統→ 行巽	18	法橋	—		
			10/26		土山武理→ 武柄	46	從五位下	右将監		
			10/?		小森義統→ 義質	27	從六位下	肥後介		
122	明治	万延元年 (1860)	9/29		七条信睦→ 信祖	31	從四位下	備中権介	議奏記録	7/10 儲君・9/28 親王宣下

※出典は表1を参照。

表3 宝暦12年(1762)の大臣避諱

改名者		避難諱の要因
名前	所属	
★宗岡経義(つねのり)→経武(つねたけ)	外記方史生	九条経教(1331-1400、従一位関白左大臣)か
★渡辺珍亮(よしすけ)→珍亮(よしあき)	内暨	九条良輔(1185-1218、従一位左大臣)か
★山口庸昌(つねまさ)→庸昌(のぶまさ)	外記方	藤原恒佐(879-938、正三位右大臣)か
★荒木栄承(ながよし)→栄承(ながつぐ)	大舍人寮	藤原長良(802-856、贈正一位贈太政大臣)か
★近藤義路(のりみち)→義路(のりひろ)	大舍人寮	藤原教通(996-1075、従一位太政大臣)か
生島紀衡→秀清	京極宮諸大夫	近衛基平(1246-1268、従一位関白左大臣)か
入江則栄→則敬	三条家諸大夫	勸修寺教秀(1426-96、従一位贈左大臣)か
多忠豊→忠豊(ただもり)	京都方楽人・下御倉	勸修寺尹豊(1503-1594、正二位内大臣)か
★田中延清(のぶきよ)→賀直(よしなお)	使部	坊門信清(0159-1216、正二位内大臣)か
前田光保→光親	一乘院宮諸大夫	烏丸光康(1513-1579、従一位准大臣)か
★深井重美(しげよし)→氏興(うじおき)	贄者	?
★高野吉信(よしのぶ)→常定(つねさだ)	使部	藤原能信(999-1065、贈正一位太政大臣)か
高野房次(ふさつぐ)→芳森(よしもり)	使部	近衛房嗣(1402-88、従一位太政大臣)か
堀川弘顕→弘澄	大藏省兼木工寮	?
坂上是知→是彬	非違使	?
多忠房→忠之	京都方楽人	二条尹房(1496-1551、従一位准三宮関白左大臣)か
★田中賀直(よしなお)→与直(ふさただ)	使部	?
東儀兼福→兼玄	天王寺方楽人	?
東儀兼矩→兼安	在江戸楽人	近衛兼教(1267-1336、従一位准大臣)か
東儀兼忠→兼備	在江戸楽人	鷹司兼忠(1262-1301、従一位関白摂政左大臣)か

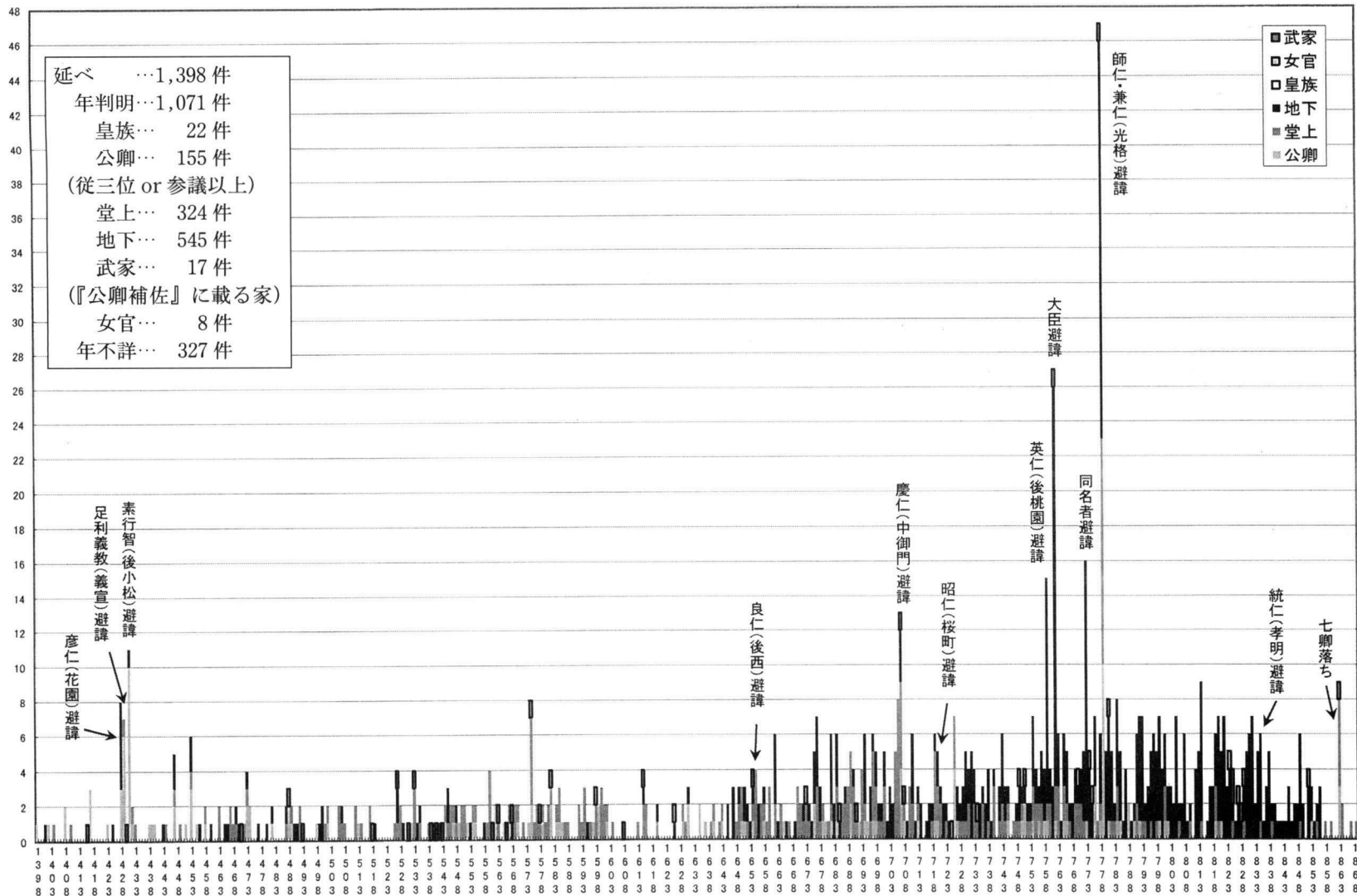
※ 避諱の要因は推定。「?」は大臣が比定出来なかったもの。★は【史料9】で略した書付に挙げられた者。

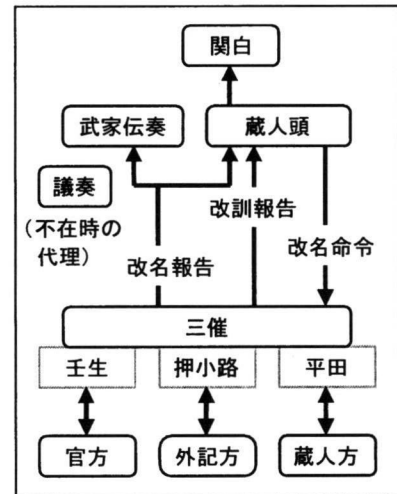
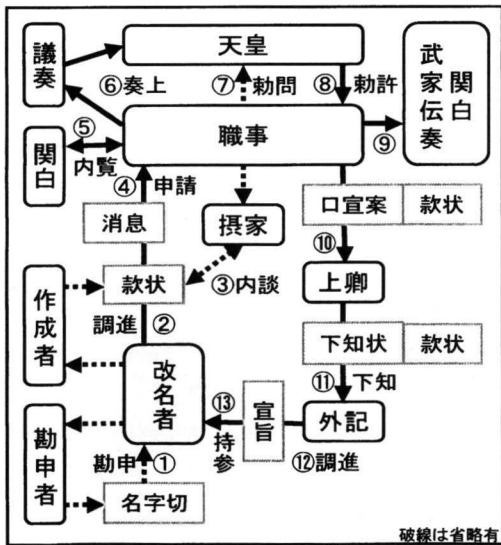
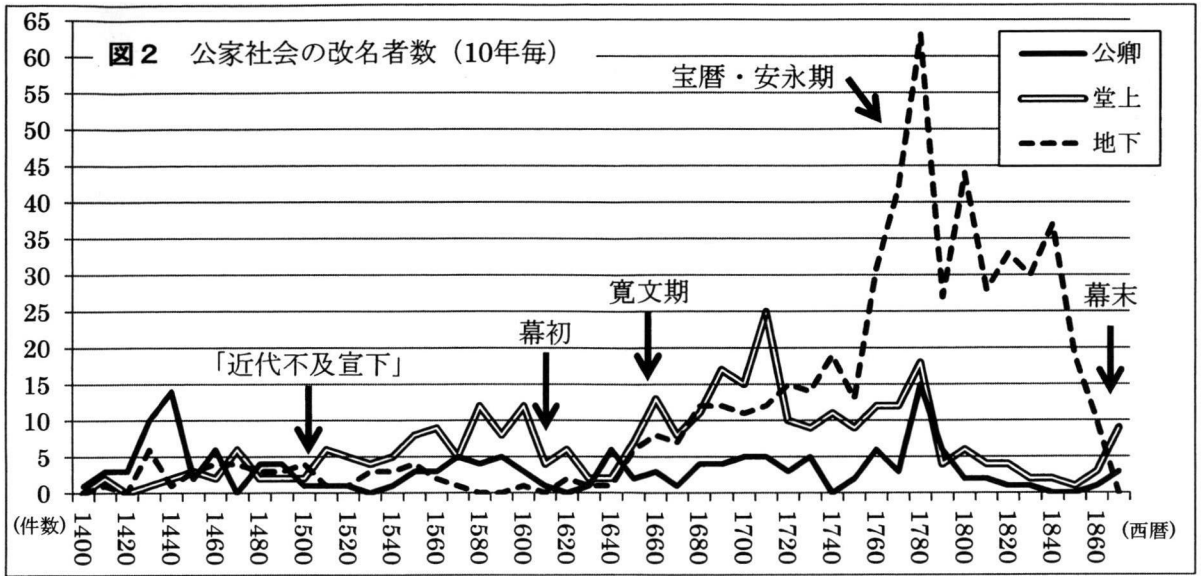
表4 安永2年(1773)の同名者避諱

改名者〈年齢〉	所属 官位	要因〈年齢〉	所属 官位
倉光忠篤→忠正〈37〉	大舎人寮 従六位上大舎人助	多忠篤〈68〉	在位戸楽人 従四位上佐渡守
徳岡久弘→久孝〈46〉	大膳職業大炊寮 従五位下雅楽少允	多久弘〈33〉	京都方楽人 従五位上右近将監兼豊後介
富島元善→元長〈12〉	陣官人 従六位上左小将曹	西村元善〈47〉	二条家諸大夫 従五位下山城介兼左京亮
岡田康孝→康柄〈39〉	蔵人所衆 従六位下若狭守	淡川康孝〈58〉	徳大寺家諸大夫 従四位上筑後守
中村忠之→忠直〈17〉	主水司史生・水部 正七位下式部少録	多忠之〈33〉	京都方楽人 従五位上右将曹
辻則敬→則辰〈12〉	南部方楽人 正六位下左兵衛少尉	入江則敬〈47〉	三条家諸大夫 従四位下和泉守
橋田久雄→久連〈11〉	陣官人 従六位上右将曹	小山久雄〈16〉	御壺召次 従六位上能登守
小沼正直→正勝〈35〉	兵庫寮 鼓師	西村正直〈28〉	西園寺家諸大夫 従六位上信濃守 兼左兵衛大尉
田中与直→与行〈52〉	使部 使部	富小路与直〈29〉	(堂上) 正四位下前左兵衛権佐

※ 右は改名の要因となったと推定される者。

図1 改名件数





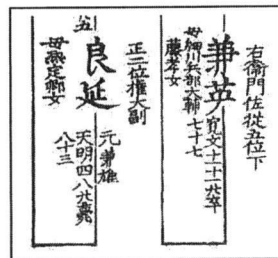
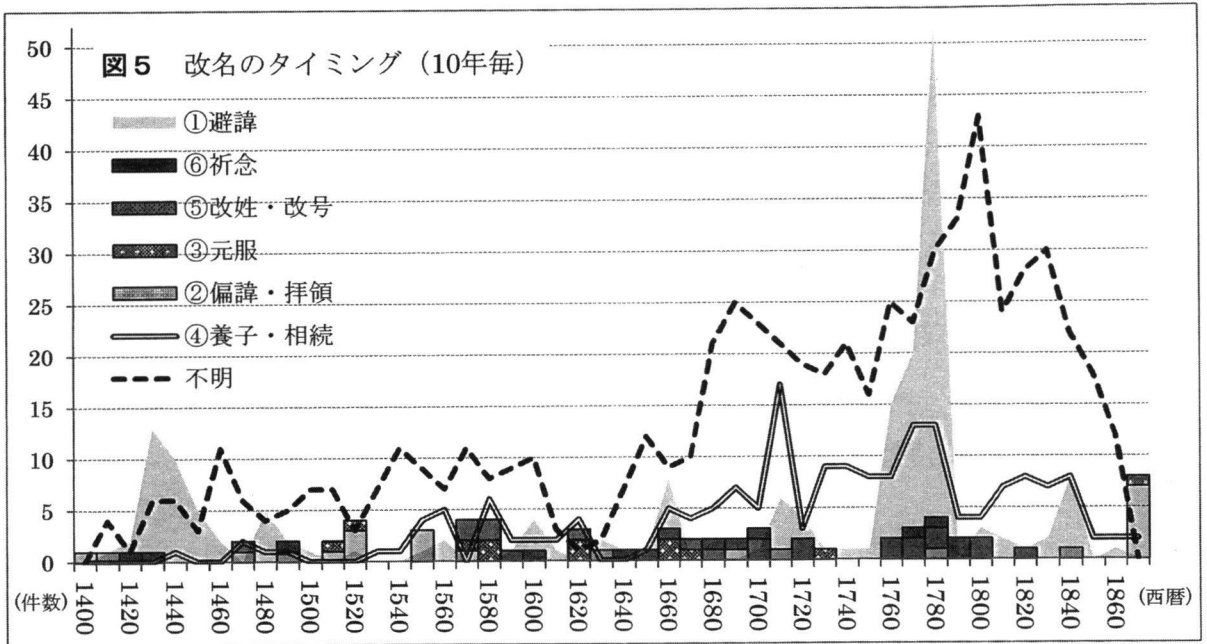


図6 欠画の例
 ※『諸家知譜拙記』
 吉田(卜部氏)